

令和7年度

国に対する提案

令和6年6月

岡山県

提 案

令和7年度予算編成及び施策の推進に当たっては、本格的な地方分権時代にふさわしい行財政基盤の確立が不可欠であり、次の事項は、岡山県にとって最重要課題に関する提案でありますので、実現に向け、格段の御理解と御尽力の程よろしくお願いいたします。

令和6年6月

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

岡 山 県 議 会 議 長 久 徳 大 輔

令和7年度 国に対する提案

目 次

少子化対策

新規・継続別	提 案 事 項	頁
一部新	1 少子化対策・子育て支援の推進	1

南海トラフ地震等への備え

新規・継続別	提 案 事 項	頁
新 規	2 能登半島地震の教訓を踏まえた防災力の強化	8
	3 安全・安心な土木施設の整備推進	10
	4 水道施設の耐震化の推進	12
	5 国営造成施設の安全性確保	13
	6 医療施設の耐震化などの促進	15
	新 規	7 住宅の耐震化促進
新 規	8 災害時における要配慮者への対応の強化	19
	9 災害対策用装備資機材の整備充実	21
	10 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の充実	22

地方分権改革の推進

新規・継続別	提 案 事 項	頁
	11 地方分権改革の推進	23
	12 地方税財源の充実強化	25

教育県岡山の復活

新規・継続別	提 案 事 項	頁
一部新	13 教育の振興	28

地域を支える産業の振興

新規・継続別	提 案 事 項	頁
一部新	14 中小企業・小規模事業者等への支援の強化	38
	15 水島コンビナートの国際競争力強化に向けた支援の充実	41
	16 水島港の整備促進	44
	17 高規格道路の整備促進	47
	18 岡山桃太郎空港への訪日誘客支援	49

新規・継続別	提 案 事 項	頁
	19 森林整備法人に対する支援の充実	50
	20 酪農経営安定に係る支援	51
	21 家畜伝染病防疫体制の充実・強化	53
	22 社会資本整備の推進	55

安いで豊かさが実感できる地域の創造

新規・継続別	提 案 事 項	頁
一部新	23 医療提供体制の充実	57
	24 高齢者支援対策の推進	63
一部新	25 子宮頸がん予防	64
	26 受動喫煙防止対策の強化	66
	27 福祉・介護人材の確保	67
	28 ハンセン病問題対策の推進	69
	29 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進	70
	30 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化	74
新 規	31 消防学校施設等の整備に係る財源確保	76
一部新	32 治水及び高潮・津波対策事業の推進	78
	33 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進	81
	34 岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進	83
	35 岡南飛行場の施設整備の推進	84
一部新	36 警察基盤の整備充実	85
一部新	37 デジタル社会の推進	87
	38 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保	93
	39 中山間・離島地域等の振興	100
一部新	40 消費生活相談体制等の充実・強化	102
	41 電源三法交付金の交付延長等	103
	42 地域スポーツ体制の整備	104
	43 電気自動車の普及促進	105
	44 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し	106
	45 海ごみ対策の推進	107
	46 環境保全対策の推進	109
	47 児島湖及び周辺環境保全対策の推進	110
	48 フロン排出抑制対策の推進	111
一部新	49 廃棄物の適正処理	112
	50 ヒアリ等特定外来生物対策の推進	116
	51 鳥獣被害防止対策等の充実・強化	118
	52 花粉発生源対策の推進	119

1 少子化対策・子育て支援の推進

提案先省庁	こども家庭庁、内閣府
-------	------------

【提案事項】

(1) 出生数に響く少子化対策の推進～結婚の希望をかなえる支援の強化～**新規**

- ① 出生数増への転換に向けた実効性ある対策の一つとして「結婚支援」の重要性を明確に打ち出すとともに、若い世代の結婚の希望をかなえる基盤となる「働く場の確保・充実」が図られるよう、地方の積極的な取組を促し、支援すること。
 - ・ とりわけ、若年女性の地方から都市部への流出が、地方における出生数減の背景にあるとの指摘に鑑み、女性にとって魅力的な仕事の創出や活躍の場の拡大、男女ともに働きやすい職場環境づくりの推進、若い世代を応援する企業風土の醸成といった流出防止に資する施策を、地域の実情等を踏まえながら企業と連携して進めることができるよう、地方の取組に対する国の支援策の充実を図ること。
- ② 少子化の現状及び少子化がもたらす暮らしへの影響や将来予測等について、客観的なデータを用いて分かりやすく広報するなど、少子化の問題を一人ひとりが認識し、喫緊の課題として社会全体で向き合う気運が更に高まるよう、国としての取組を強化すること。

また、若い世代が結婚や出産・子育てを前向きに捉えられるよう、国の戦略的広報等による意識改革の取組を積極的に展開すること。

（提案の理由）

現状

- 令和4(2022)年の全国の出生数は80万人を割り込み、合計特殊出生率が過去最低の1.26となるなど、国全体として想定より早いペースで少子化が進んでいる。

また、婚姻件数についても期待されたコロナ後の回復が見られず、また50歳時未婚率は男女ともに年々上昇し、未婚化・晩婚化が進んでいる。

 - ・ 一方で、完結出生児数（結婚した一組の夫婦が持つ子どもの数）については、50年前（昭和47(1972)年）の2.2人から令和3(2021)年の1.9人と、変化の幅は小さい。
- 本県においても国と同様に少子化が進んでおり、令和4(2022)年の状況は、合計特殊出生率は前年(1.45)より低下し1.39、出生数は5.6%減の12,371人で11年連続して過去最少を記録している。また、婚姻件数は前年（令和3(2021)年）と同数(7,399件)を維持したものの減少傾向にあり、50歳時未婚率は男女ともに上昇傾向（令和2(2020)年の男性26.01%、女性16.60%）となっている。
 - ・ 一方、令和5(2023)年に実施した県民意識調査では、希望する子どもの数は2.06人、結婚を希望する者の割合は男女とも8割以上となっており、希望と現状に乖離が生じていることが見てとれる。
 - ・ こうした状況を踏まえ、本県では、結婚支援に一層重点を置き、一人でも多くの若者の結婚の希望をかなえ出生数に響くよう、社会全体で結婚を応援する空気感の醸成も含

1 少子化対策・子育て支援の推進

め様々な取組を積極的に進めているところである。

- 夫婦ともに働いている世帯が約3分の2（令和4（2022）年労働力調査）となる中、男女ともに働きやすい職場環境整備に向けた働き方改革は十分とはいえず、若い世代が結婚をためらう要因の一つとなっている。
 - ・ 総務省の令和5（2023）年人口移動報告によれば、地方の若者の都市部への転出に伴い、東京、神奈川、埼玉、大阪を除く43道府県で20～30代の男女が転出超過となり、うち29道県では男性より女性の転出が多くなっている。
 - ・ 本県においても、若年層の女性の転出が少子化の要因の一つとなっており、地域の実情に応じた流出防止策に取り組んでいる。
- 少子化の問題や対策の必要性について、国民の理解や関心は高まっているとはいえず、社会全体で取り組んでいく気運の醸成が十分には図られていない。また、若い世代の間では、結婚・子育てに対する負担感などマイナスのイメージが先行している風潮にある。

課題

- 結婚した男女から生まれる子どもの数が非常に多くの割合を占める我が国では、少子化対策（出生数増）を進めるにあたっては「結婚」が重要なポイントであり、国として結婚支援策の充実・強化を図ることを明確に位置づける必要がある。
- 地方においては、地域の実情に応じ、若年女性の転出超過に歯止めをかけるとともに、若者の結婚の希望をかなえ現実との乖離が解消されるよう、積極的な結婚支援策を展開していく必要がある。
- 少子化の危機的な状況について、社会全体の認識を一層高め、前向きに取り組む気運の醸成を図ることが重要である。

【提案事項】

(2) 保育人材の確保

- ① 保育士の確保に向け、中高生向けの職場体験や保育士試験の受験者支援など、地方の創意工夫により様々な角度から人材確保に取り組むことができるよう、より柔軟で幅広い財政支援等を講じること。また、保育士養成施設への支援を行うこと。**新規**
- ② 保育士の更なる処遇改善（公定価格の引上げ及び加算の充実）を図るとともに、公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格を細分化するなど、経験年数や役職等に応じた保育士の給与水準を明確に示すこと。
- ③ 保育士配置基準の見直しや新たな制度の導入など、保育の質の向上や多様な保育ニーズへの対応を図る対策については、保育人材の確保を前提に進めること。
また、そうした対策の実施にあたっては、地方の意見を踏まえるとともに、経過措置を設けるなど保育現場の負担等を十分考慮すること。**新規**
- ④ 今後の保育ニーズ等を見通し、令和3(2021)年度の国の検討会取りまとめを基に更に議論を深め、将来を見据えた保育所・保育士等の在り方の具体的な方向性を明確に示すこと。**新規**

(提案の理由)

現状

- 厚生労働省職業安定業務統計によると、令和5(2023)年1月の保育士に係る全国の有効求人倍率は3.12倍と全職種平均(1.44倍)より高く、保育士不足の状況がうかがえる。
 - ・ 本県においては5.09倍と全国3番目の高さとなっており、特に、県北部など地域によって、より厳しさを増しているとの声が聞かれているところである。
 - ・ 4年制大学志向の高まり等から、県内の保育士養成施設について、2つの短期大学で令和7(2025)年以降の学生の募集を停止しており、定員の縮小が今後の保育士不足に拍車をかける恐れがある。
- 国は、令和5(2023)年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、保育士の人件費算定の基礎となる公定価格を引き上げる処遇改善(+5.2%、1.8万円相当)を行うとしているが、全産業の平均賃金より約5万円低いとされている保育士の給与水準は、この措置を行ってもなお低い状況にあると考えられる。
 - ・ また、公定価格上想定されている人件費と実際の保育士の人件費には差があり、処遇改善が進まない要因の一つになっており、給与水準等の判断基準等が明確でないため、県が実施する指導監査においても十分な指導・助言を行うことは困難である。
- 国は令和6(2024)年4月から、経過措置を設けた上で、3歳児について20対1から15対1へ、4・5歳児について30対1から25対1へ配置基準を改善し、より手厚い保育の実施に向けた環境づくりや、「こども誰でも通園制度(仮称)」などの新たな制度の導入を進めているが、保育士不足の状況が厳しさを増す中、新たな基準や制度に対応

1 少子化対策・子育て支援の推進

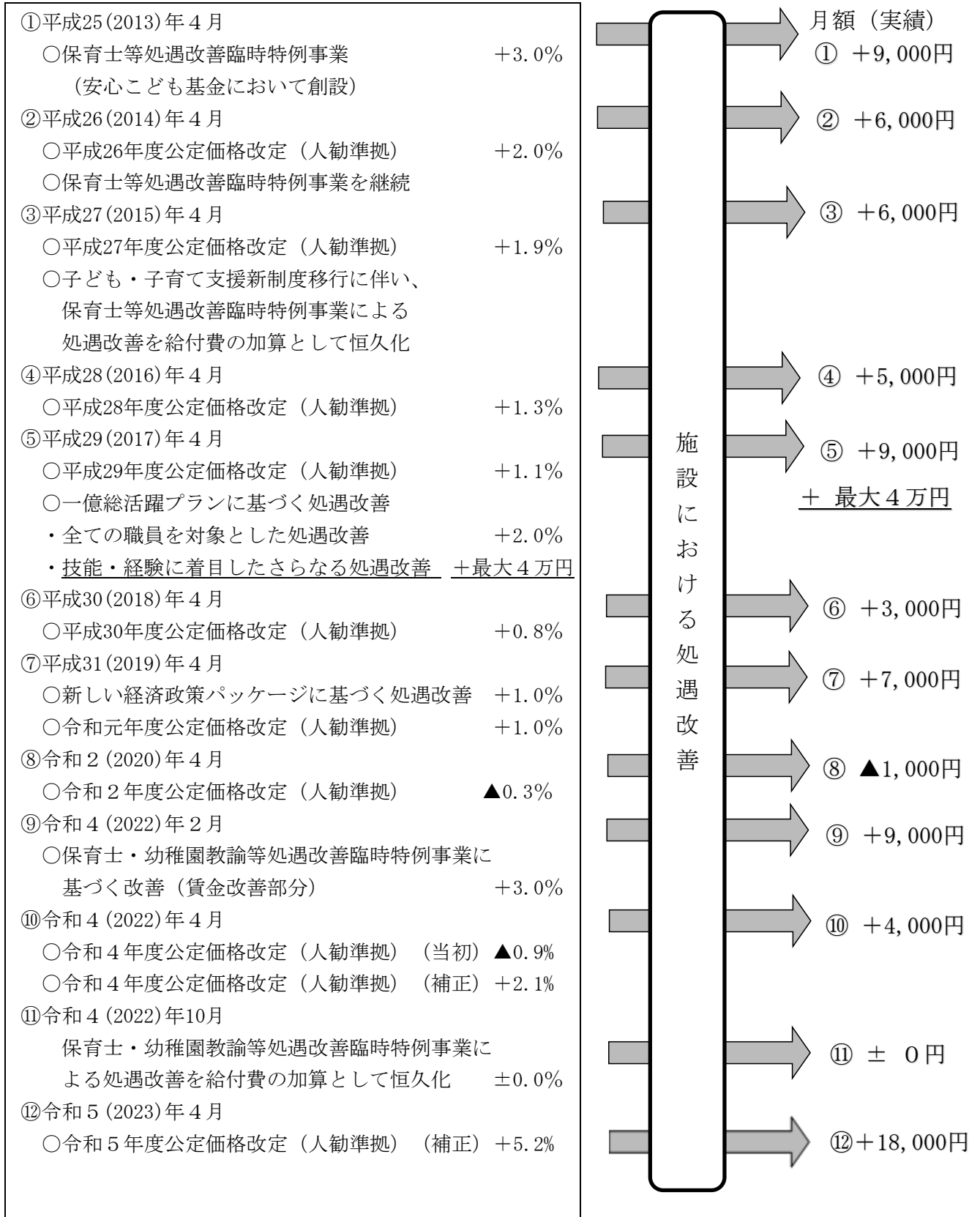
することが困難な保育所も少なくない。

- 国は、保育所の利用児童数のピークを令和7(2025)年と推計しており、令和3(2021)年の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」において、人口減少地域における保育所の在り方について一定の取りまとめがなされているが、具体的な方向性を示す内容にはなっていない。

課題

- 保育人材の確保は急務であるとともに、都市部と中山間地域など、地域によって人材の充足状況に差があり、それぞれの実情に応じた様々な対策が必要である。
- 保育人材の確保・定着を図る上でも、保育士の更なる処遇改善が必要である。
- 職員配置基準の改正や新たな子育て支援制度の導入は、保育現場の負担の増加や混乱を招くことのないよう配慮するとともに、人材確保が十分に図られた上で実施されるべきである。
- 将来的な保育ニーズの減少も念頭に、保育所・保育士等の在り方の見直しに向け、準備していく必要がある。

<参考>



①～⑫ 計 +75,000円
+ 最大4万円

※公定価格は、平成26(2014)年度は旧保育所運営費の保育単価、
平成27(2015)年度以降は施設型給付費の公定価格を指す。

- これまでの取組により、保育所に支弁される施設型給付費の公定価格上は、合計すれば月額7万5千円(最大11万5千円)の給与改善になっていると推定。

【提案事項】

(3) 子育て支援

- ① 若い世代が男女ともに、経済的な不安を感じることなく、またキャリアを中断せずに子育てと仕事を両立できるよう、安定した雇用・所得の確保と、関連する制度等の一層の充実・強化を図ること。
- ② 男性の育児休業取得促進や、男女共同参画推進拠点の機能強化など、女性活躍に向けた地方の積極的な取組を支援すること。**新規**
- ③ 保育や医療に係る子育て世帯への経済的支援など、全国一律で行うべき施策については、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めた財源措置を講じた上で、国において実施すること。
- ④ 少子化対策の多くを担う地方自治体が、地域の実情やニーズに応じたきめ細かな施策を継続的に展開できるよう、柔軟に対応できる長期的・安定的な財政措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 国立社会保障・人口問題研究所の調査（2021年調査）によると、夫婦が理想とする子どもの数を実現できない理由として経済的理由（「子育てや教育にお金がかかりすぎる」）を挙げる回答が最も多く、令和5（2023）年度に本県が実施した県民意識調査においても同様である。
- 各自治体（市町村）においては、子育てに係る経済的負担を軽減する独自策として、子どもの医療費や保育料等の無償化に取り組むところもあるが、自治体の財政力等により、そうした取組の状況に地域間格差が生じている。
- 本県では、少子化対策を最重要課題として位置づけ、市町村や県内企業との連携を密にしなが、一層の重点化を図り、様々な角度から各種施策を積極的に展開することとしている。
 - ・ 企業と連携した取組としては、男女がともに安心して子育てしながら働ける職場環境づくりを推進するため、経営層の意識啓発や、男性の育児休業取得を奨励する取組等を実施することとしている。
- 国においては、令和5（2023）年12月に「こども未来戦略」を決定し、必要な予算の確保の下、具体的な施策を進めていくこととされている。
- 国は、今後「男女共同参画社会基本法」を改正し、地域のニーズに応じた女性活躍を支える拠点（男女共同参画センター）の法定化や、地方自治体による設置の努力義務化、その機能強化を図ることとしている。

課題

- 子育てに係る経済的不安の解消のためには、安心して子育てと仕事を両立できる労働・雇用環境を整備することが重要である。
- 各地域において、子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを進めるためには、

実態を踏まえて、経営層の意識啓発や、男性の育児休業取得の促進を図る必要がある。

- 子育て支援のうち全国一律で行うべき施策については、地域間格差が生じないように、国の責任と財源において確実に実施することが求められる。その際、国や都道府県、市町村の限られた財源の中で必要な予算を確保するためには、事業の優先順位を明確にするとともに、完全無償化の是非・適否も含めた議論が必要である。
- 子育て支援や少子化対策には、国による全国一律の対策の実施と、県や市町村による、各地域の実情を踏まえ創意工夫したきめ細かな独自事業の実施とが組み合わさることが重要である。
- 男女がともに子育てに参画できる社会づくりを推進するため、女性活躍を支える拠点（男女共同参画センター）が各地域のニーズに応じて、その機能を十分に果たせるよう、財政面も含めた支援の強化が必要である。

2 能登半島地震の教訓を踏まえた防災力の強化

提案先省庁	内閣府・総務省
-------	---------

【提案事項】

(1) デジタル技術を活用した防災対策の推進

- ① 国が運用する「クラウド型被災者支援システム」は、被災者支援業務の迅速化・効率化に資するとともに、自治体間の円滑な広域応援に寄与することから、国は、運用コストの低減を含む財政支援を充実させるとともに、市町村に導入を強く働きかけること。
- ② 市町村職員等が避難所に行けない場合であっても、迅速に避難所を開設できるよう、遠隔操作による自動解錠システムやセンサーによる避難者数の可視化等について、技術的、財政的支援を行うこと。

(2) 孤立集落対策

孤立する可能性のある集落における住民の救助、避難を確実にできるよう、通信手段の確保、臨時ヘリポートの整備、支援が届くまでに必要となる物資の備蓄などについて、必要な予算等を確保すること。

(3) 緊急防災・減災事業債の期間延長等

南海トラフ地震対策推進基本計画の見直しや、能登半島地震等を踏まえた防災対策を着実に推進するため、令和7（2025）年度までの時限措置とされている緊急防災・減災事業債について、令和8（2026）年度以降も継続するとともに、対象事業のさらなる拡大など一層の充実を図ること。

（提案の理由）

現状

- 大規模災害時においては、被災者の避難先をはじめ、被災者一人ひとりの生活再建に向け、住家被害状況や支援ニーズの把握が重要である。このためには、被災者情報を一元管理でき、他の自治体からの応援職員も使用可能な全国統一システムが特に有効であることから、国はクラウド型被災者支援システムを開発しているが、運用コスト等の面から、導入に踏み切れない市町村が多い。
- 能登半島地震では、道路の寸断で市町村職員が避難所に駆け付けることができず、住民が窓を破って避難所に入った事例もあることから、揺れが観測された場合に自動で解錠する、あるいは遠隔操作で解錠ができるシステムをはじめ、避難所の混雑状況を確認するため、避難者数を可視化できるセンサー等の導入が望まれる。
- 土砂災害等により孤立する可能性のある集落における住民の救助、避難のための臨時ヘリポートの整備や物資の備蓄をはじめ、支援要請を行うため衛星携帯電話等の通信手段を確保しておく必要がある。

2 能登半島地震を踏まえた防災力の強化

- 自治体の喫緊の課題である防災・減災対策を早急に進めることができるよう創設された緊急防災・減災事業債が極めて重要な財源となっているが、令和7（2025）年度までの時限措置とされており、地域の実情に応じた対策を着実に進める上での大きな不安材料となっている。

課題

- 能登半島地震で浮き彫りとなった課題や教訓を踏まえた防災対策については、これまでも必要性が認識されてきたところであるが、財政的な問題から対応できていない自治体が多い。しかしながら、南海トラフ地震の発生が懸念される中、被災者の生活再建に向けた効果的な支援対策や孤立集落対策などは、これまで以上に、解決しなければならない目前に差し迫った重要な課題となっている。

3 安全・安心な土木施設の整備推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るため、十分な予算を確保し、国土強靱化に資する防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。

(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策

堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するため、十分な予算を確保すること。

(2) 道路の防災対策

緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震化を推進するため、十分な予算を確保すること。

(3) 下水道の耐震化

災害に強いまちづくりを支援するため、下水道の耐震化の推進について十分な予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 南海トラフ沿いにおける地震（M8～M9クラス）の、今後30年以内での発生確率は70～80%となっており、岡山県内における最大震度は6強が想定されている。
- 吉井川・旭川・高梁川の河口部である岡山平野をはじめ、干拓等により形成されたゼロメートル地帯が県南部沿岸地域に広がっており、高潮による浸水被害を受けやすく、また、大規模な地震による液状化現象が発生した場合には、堤防等が沈下・崩壊する可能性があり、河川水や海水の流入により、甚大な浸水被害が発生する恐れがある。
- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年激甚化・頻発化している大規模な自然災害の発生状況を踏まえ、国土強靱化に資する防災・減災対策を加速させる必要がある。
- 東日本大震災（平成23(2011)年3月）や熊本地震（平成28(2016)年4月）、本年1月に発生した能登半島地震では、土木施設が大きな被害を受け、地震直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となった。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、本県における落石等危険箇所への道路防災対策率は55.8%、道路橋梁の耐震補強進捗率は67.4%にとどまっている。

課題

- 県南部沿岸には、人口等の集中した低平地が広がっており、ひとたび南海トラフ地震が発生すると大規模な被害となることから、早急な整備が急務となっている。
- 今後とも、近い将来に発生が危惧される地震や津波、高潮等に対して、海岸保全施設をはじめとする土木施設の整備を早急に推進していく必要がある。
- 防災・減災対策の強化のため、令和6(2024)年度の国の公共事業関係予算は、前年度と同程度(前年度比100%)とされたところであるが、近年の大規模災害の激甚化・頻発化を踏まえると、南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進に資する交付金等の継続的な確保に懸念がある。

<参考>

- 岡山県の土木施設整備状況（防災・減災関連）（R6(2024).3末現在）

区 分	内 容	整備率
河 川	県管理区間の河川改修	37.8%
海 岸	建設海岸・港湾海岸の海岸保全施設整備（高潮対策）	37.7%
道 路	緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策	55.8%
	緊急輸送道路上の道路橋梁の耐震化	67.4%
下 水 道	児島湖流域下水道の耐震化	未 了

- 今後、特に早急な対策が求められる箇所

海 岸 ……	建設海岸：三幡九幡海岸（岡山市中区桑野～東区九幡）、 岡南海岸（岡山市南区北浦） 等 港湾海岸：岡山港海岸北浦幸島地区（岡山市東区）、 東備港海岸日生地区（備前市） 等
河 川 ……	吉 井 川：岡山市東区西幸西、西大寺地区 （直轄区間）
道 路 ……	落石等危険箇所(緊急輸送道路)： （国）180号(新見市法曾～千屋実) （主）新見川上線(高梁市川上町領家～備中町平川) 等 道路橋梁(緊急輸送道路)：（国）484号 愛宕ループ橋、不動橋等
流域下水道…	児島湖流域下水道浄化センター及び幹線管渠

4 水道施設の耐震化の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

水道施設等耐震化事業における採択要件を緩和するとともに、交付率を大幅に引き上げ、要望額を満額交付することで、水道施設の耐震化の推進を図ること。

（提案の理由）

現状

- 能登半島地震では、石川県で断水被害が発生し、発災後1ヶ月での断水復旧率が約60%と低く長期化している。地震による被害を最小限にとどめるため、水道施設の耐震化が急務であるが、県内28事業者のうち、採択要件の1つである資本単価要件を満たす水道事業者は、17事業者に限られ、また、採択要件の1つである企業債残高等に係る要件を満たす水道事業者は、20事業者に限られている。さらに、一部の事業で交付率が平成28(2016)年度採択事業から下げられ、事業の採択を受けても自主財源負担が大きく、水道施設の耐震化が進んでいない。
- 本県の、令和4(2022)年度末における給水人口1人当たりの上水道の管路延長は9.82m/人であり、全国平均6.04m/人を大幅に上回り、各水道事業者は、水道施設の耐震化に係る財政負担が大きく対応に苦慮している。また、令和6(2024)年度は、突然、内示率が71.8%となったことから、既に発注を行い、複数年度で実施している事業については、急きよ追加の財政負担を強いられることとなり、各水道事業者の事業経営に及ぼす影響も大きい。水道施設の計画的な耐震化が急務であることから、要望額の満額交付をお願いしたい。

主な事業の交付率

事業名	交付率	備考
高度浄水施設等整備事業	1 / 4	平成27(2015)年度採択まで 1 / 3
基幹水道構造物の耐震化事業	1 / 4	平成27(2015)年度採択まで 1 / 3

これまでの要望額に対する内示率

年度	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
内示率	104.1%	107.9%	100.5%	100.0%	71.8%

課題

- 本県では、沿岸部を中心に10市4町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、水道施設の耐震化に早急に取り組む必要がある。

<参考>

- 水道施設の耐震化率（令和4(2022)年度末）

	基幹管路耐震適合率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
岡山県	25.6%	31.5%	57.9%

5 国営造成施設の安全性確保

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

【提案事項】

- (1) 県内に存する国営造成施設について、早急に耐震性調査を進めるとともに、老朽化が進行している施設の効率的かつ最適な規模での長寿命化対策を推進すること。
- (2) 児島湾締切堤防の耐震工事（児島湾沿岸地区）をはじめ、現在実施中の国営事業の早期効果発現に向けて、事業進度の加速化を図ること。

（提案の理由）

現状

- 県内の国営造成施設は、建設時の耐震設計基準に基づき建設され、一定の耐震性を有しているが、今後発生が予測される最大規模の地震が発生した場合は、想定を超える甚大な被害が生じるおそれがあり、国は、西原ダム等主な国営造成施設の耐震性調査を進めている。
- 農業利用のほか、地域の排水機能を担う児島湾周辺の用排水機場、水道・工業用水道との共同施設である笠岡共用導水路など、国営造成施設の多くは重要な社会インフラを兼ねているが、造成から相当年数が経過し、老朽化した施設は、重大な不具合が発生すると周辺地域に多大な影響を及ぼすおそれがある。
- 現在実施中の児島湾沿岸地区では、令和2(2020)年度から堤防部の沈下抑制工事や排水樋門部の耐震工事に着手している。しかし、令和12(2030)年度の事業完了まで長期間を要することから、津波被害の軽減に有効な堤防部の沈下抑制工事について工期短縮による早期完成を県から要望している。
- 国においては、令和2年に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をとりまとめ、激甚化する風水害や大規模地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速等を推進することとしている。

課題

- 大規模地震に対する国営造成施設の安全性確保のためには、実施中の耐震性調査を早急に進め、重要性・緊急性等を勘案した上で、必要な対策を優先度の高いものから順次実施していく必要がある。
- 老朽化が進んでいる国営造成施設の多くでは、水利用の変化や都市化など、造成後の周辺環境が変化しており、長寿命化対策を検討する際には、施設機能や規模の最適化も考慮する必要がある。
- 耐震工事に着手している児島湾締切堤防は、農業用水の確保をはじめ、背後には約4,300haの農地や5万人の人口、多くの公共施設等を抱える重要な施設であり、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い事業効果の発現が望まれている。

＜参考＞ 県内に存する主な国営造成施設

施設名 (造成年度)		管理者	所在地	主要施設	調査・検討状況		実施中の国営事業
児島湾締切堤防 (締切堤防 S37) (排水樋門 H13)	県	岡山市	締切堤防 1,558m 排水樋門等 7門	耐震性 調査	調査済	国営総合農地防災事業 児島湾沿岸地区	
			樋門操作施設 1式	長寿命化 対策	要検討	—	
児島湾周辺用排水機場 (S31～H15)	県市	岡山市 玉野市	用排水機場 22機場	長寿命化 対策	要検討	国営地区調査 R7着手要望	
笠岡湾干拓地	県	笠岡市	堤長 4,666m	耐震性 調査	調査済	(対策不要)	
	市	笠岡市	排水機場 1 機場	耐震性 調査	調査済	国営施設応急対策事業 寺間地区	
				長寿命化 対策	検討済		
	県	笠岡市	排水機場 1 機場	長寿命化 対策	要検討	—	
県市 改良区	倉敷市 浅口市 笠岡市	導水路 24km	長寿命化 対策	要検討	—		
新田原井堰 (S63)	県	和気町	堤長 220m	耐震性 調査	調査中	—	
				長寿命化 対策	検討済	国営かんがい排水事業 吉井川地区	
小阪部川ダム (S30)	改良区	新見市	堤長 145m 堤高 67.2m	耐震性 調査	調査済	(対策不要)	
				長寿命化 対策	検討済	国営施設機能保全事業 小阪部川地区	
西原ダム (S47)	改良区	奈義町	堤長 192m 堤高 46.1m	耐震性 調査	調査中	—	
				長寿命化 対策	要検討	—	

6 医療施設の耐震化などの促進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

医療施設の耐震化などの災害医療対策をさらに促進するため、医療提供体制施設整備交付金（医療施設等耐震整備、非常用自家発電設備・給水設備整備）の補助基準額を引き上げること。

（提案の理由）

現 状

- 現行の医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額は、従前の医療施設耐震化臨時特例基金に比べて著しく低いことなどから、医療施設の耐震化を促進する制度となっていない。
- 令和6年能登半島地震では、医療機関に断水、停電が発生し、診療継続に支障を来したことから、災害時でのライフライン確保のための設備（非常用自家発電設備・給水設備）の整備を適切に進める必要がある。

課 題

- 医療施設の耐震化などの施設・設備整備を促進するために、医療提供体制施設整備交付金の補助基準額の引上げ等を行う必要がある。

<参考>

- 本県の病院の耐震化率（令和5(2023)年9月1日）
 ※全国平均は令和4(2022)年9月1日時点
 - ・病院全体 78.6%（全国平均 79.5%）
 - ・災害拠点病院及び救命救急センター 90.9%（全国平均 95.4%）
- 医療提供体制施設整備交付金と医療施設耐震化臨時特例基金（平成21(2009)年度～平成28(2016)年度）との比較

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療提供体制 施設整備交付金	I s値が0.4未満の 建物を有する第二 次救急医療施設等	基準面積・基準単価 2,300㎡×243,800円	医療施設等耐震整備 として必要な新築、 増改築に伴う補強及 び既存建物に対する 補強に要する工事費 又は工事請負費	1 / 2
	I s値が0.3未満の 建物を有する病院	※令和6(2024)年度 に基準単価の引上げ あり（+18,300円）		

(参考)

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療施設耐震化 臨時特例基金 ※平成28(2016) 年度まで	災害拠点病院 救命救急センター	基準面積・基準単価 8,635㎡×276,000円	同 上	同上
	二次救急医療機関	基準面積・基準単価 8,635㎡×165,000円		

○ 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

補助金名	事業内容及び補助基準額	対象経費	補助率
医療提供体制 施設整備交付金	非常用自家発電設備 1か所当たり 174,094千円	非常用自家発電設備整備又は更新に 必要な工事費又は工事請負費	1 / 3
	受水槽 1か所当たり 160,434千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費 又は工事請負費	
	給水設備 1か所当たり 75,443千円	給水設備整備（地下水利用のための 設備整備、受水槽増設又は補強等） に必要な工事費又は工事請負費	
	燃料タンク 1か所当たり 34,791千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増 設又は補強等に必要な工事費又は工 事請負費	

7 住宅の耐震化促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

南海トラフ地震等の大規模な地震発生時の人的・物的被害を軽減するためには、住宅の耐震化が喫緊の課題である。一方で、所有者による耐震改修費用の負担が大きいことが耐震化を進める障害となっていることから、所有者への補助額を増額し、耐震化を一層促進する必要がある。

このため、住宅の耐震改修を補助する自治体への国からの交付金の限度額の算定における1戸当たりの金額を倍増すること。 **新規**

（提案の理由）

現状

- 令和6年能登半島地震では、住宅の耐震化率が低い自治体で住宅の被害が顕著であった。
- 国が基本的な方針で掲げた目標では、令和12（2030）年までに耐震性が不十分な住宅を、おおむね解消することとしているが、耐震化が遅れている自治体が多くある。
 - ・住宅の耐震化率が全国の耐震化率（87%）より低い都道府県：29県
- 交付金の限度額の算定における1戸当たりの金額は、平成30（2018）年3月に50万円に設定されて以降、見直しがされていない。
- 一般に、2階建ての木造住宅の耐震改修工事費は、全体の約7割が250万円未満である。（一般財団法人日本建築防災協会パンフレット「耐震改修工事費の目安」より）

課題

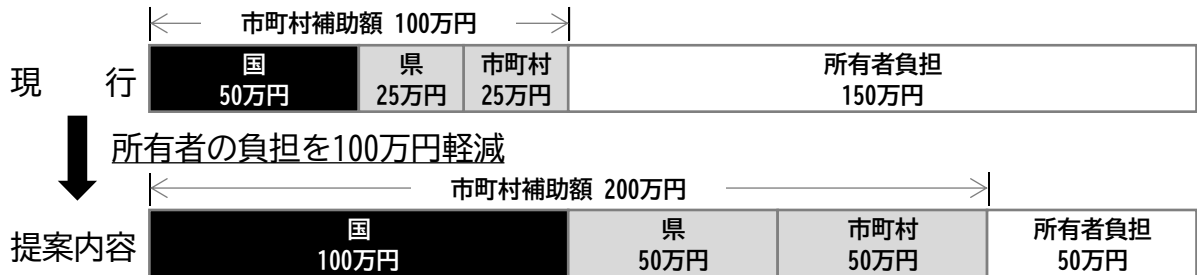
- 一般に、都市部に比べ人口減少や高齢者割合が大きい自治体の方が住宅の耐震化率が低い傾向がある。
- 近年の物価上昇により、住宅の耐震改修に対する交付金の限度額を定めた平成30（2018）年3月当時に比べ、材料費や労務費が高騰している。
- 耐震化目標の達成には、住宅の所有者の費用負担を軽減し、耐震化を一層促進する必要がある。

<参考> 現行制度と提案内容

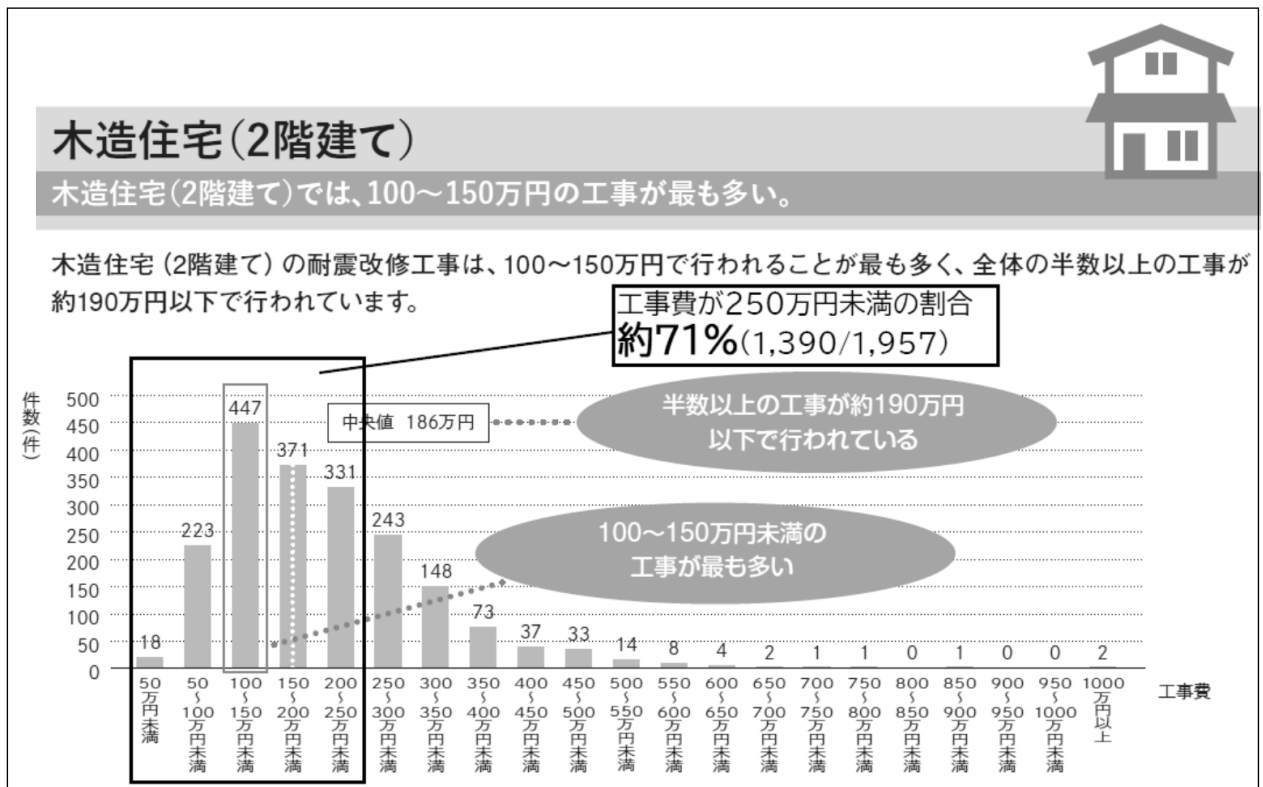
- ・一般に、2階建ての木造住宅の耐震改修工事費は、全体の約7割が250万円未満であることから、工事費250万円まで補助制度を最大限活用できるように補助限度額を倍増

項目	現行（岡山県内）	提案内容
補助限度額	最大 100万円 〔国 50万円（1／2） 県 25万円（1／4） 市町村 25万円（1／4）〕	最大 200万円 〔国 100万円（1／2） 県 50万円（1／4） 市町村 50万円（1／4）〕
補助率	4／5（国 2／5）	※変更なし
補助限度額に達する工事費	125万円	250万円

〔耐震改修工事費が250万円の場合〕



耐震改修工事を行う木造住宅の約7割が所有者負担2割で耐震改修が可能



（一般財団法人日本建築防災協会パンフレット「耐震改修工事費の目安」より抜粋）

8 災害時における要配慮者への対応の強化

提案先省庁	厚生労働省、内閣府
-------	-----------

【提案事項】

- (1) 介護・福祉専門職の広域派遣の仕組みの見直し **新規**
 被災都道府県に対する介護職員等の広域派遣について、災害派遣福祉チーム（DWA T）派遣の仕組みを核としながら、派遣元となる社会福祉施設等が円滑に協力できるよう、一元的な派遣の仕組みの在り方を見直すこと。
 併せて、派遣先や活動内容の整理、財政支援の拡充等を図ること。
- (2) 自助の取組を基本とした避難支援 **新規**
 要配慮者（本人・家族）の自助の取組として、関係団体や支援者等の協力も得ながら、普段利用している施設などそれぞれに応じた避難先を可能な範囲で自ら確保しておくことを、避難の在り方の一つに位置付けること。

（提案の理由）

現状

- 能登半島地震では、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣は、厚生労働省から委託を受けた（福）全国社会福祉協議会（災害福祉支援ネットワーク中央センター）を通じて被災県以外の全都道府県に要請がなされ、一元的な管理の下で避難所への派遣が行われた。
- これに加え、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣について、別途、厚生労働省から各都道府県に要請があったほか、福祉関係団体等の本部から各都道府県の団体を通じて応援要請がなされた。
 - ・ 本県内の社会福祉施設等でも、これら複数のルートからの派遣要請を受け、調整に苦慮したところである。また、県においては、災害派遣福祉チーム（DWA T）以外の派遣の情報は把握する仕組みがないため、派遣元社会福祉施設等に対する経費の支弁や災害救助法に基づく求償に係る事務処理が円滑に行えない状況であった。
- 高齢者や障害のある人等の要配慮者については、それぞれの状況や特性に応じた避難先の確保が求められており、入所・通所施設や医療機関、特別支援学校など普段利用している施設等への直接避難を希望する意見もある。
 - ・ 要配慮者（本人・家族）や当事者団体等においては、災害時に備え、避難先や避難ルート等について、それぞれの障害特性等を踏まえた独自の計画（避難手帳等）を作成している例も見られる。

課題

- 災害派遣福祉チーム（DWA T）の広域派遣については、災害福祉支援ネットワーク中央センターによる一元管理の仕組みが構築されているが、令和6年能登半島地震では、DWA Tの想定する活動範囲にとどまらない柔軟な対応が求められたところで

8 災害時における要配慮者への対応の強化

あり、これを踏まえ、社会福祉施設等への介護職等の派遣を含めた広域派遣の仕組みづくりが必要である。

- 要配慮者の避難支援について、当事者本人等による災害への備えの好事例を生かし、実効性のある避難行動につながる仕組みが必要である。

9 災害対策用装備資機材の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

【提案事項】

(1) 災害対策用車両等の整備充実

大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等を可能とするため、災害対策用車両及びレスキューボートの整備充実を図ること。

(2) 信号機電源付加装置等の整備充実

災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。

(提案の理由)

現状

- 平成30年7月豪雨における救出救助活動では、人命救助のために一刻を争う状況の中、災害現場に向かった車両のうち13台が損傷（うち4台が走行不能）したほか、道路の冠水により現場にたどり着くことができないケースも散見された。
平成24（2012）年、各警察署に救出救助活動のためにゴムボートを配備していたが、搬送後に空気の注入作業を要するため、対応に時間のロスが発生した上、浸水域の漂流物との接触によりゴムボート2艇が損傷するなど、救出救助活動の継続及び従事する警察官の安全確保が困難となる状況が認められた。
- また、大規模な台風や大雨等の風水害が頻発化し、南海トラフ地震の発生も予測される中、住民の円滑な避難行動や迅速な各種警察活動を実施するためには、停電時にも信号機の機能の維持が必要不可欠であるが、本県の信号機電源付加装置等の整備はいまだ十分とはいえない状況にある。

課題

- 今後も甚大な被害を及ぼす自然災害の発生が懸念される中で、警察では、発災時に迅速な災害警備活動を実施して一人でも多くの人命を救う必要があることから、平成30年7月豪雨災害の反省・教訓を踏まえ、浸水域での活動を想定し、冠水場所でも走行可能な災害対策用車両を整備するとともに、可搬性・耐久性のあるレスキューボートを各警察署に配備しておく必要がある。
- 災害発生時における交通の安全と円滑を確保するため、発電装置を備えた信号機の更なる整備等の対策が急務となっている。

10 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊 日本原駐屯地等の体制の充実

提案先省庁	防衛省
-------	-----

【提案事項】

陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制を充実すること。

（提案の理由）

現 状

- 陸上自衛隊日本原駐屯地における第13戦車中隊の廃止などの体制改編に伴い、令和5年度末で約90名の定員減となった。
- 本県において自衛隊は、平成30年7月豪雨災害において人命救助活動に取り組んでいただくとともに、給水支援、入浴支援などの様々な支援や、災害廃棄物の撤去などにより、災害復旧のために多大なご貢献をいただいたところであり、県民の自衛隊への期待や信頼、感謝の想いが高まっている。
- 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地が所在する地元では、その存在が地元の経済・社会活動に大きく寄与しているとともに、住民と隊員・家族との交流などを通じて、地域コミュニティの活性化が図られている。
- 県、奈義町、津山市及び関係団体が連携して、平成27(2015)年度に「陸上自衛隊日本原駐屯地充実期成会」を設立して、同駐屯地の充実に向けた国への要望活動を継続して行っている。

課 題

- 陸上自衛隊日本原駐屯地の体制縮小に伴い地域の防衛・警備はもとより、南海トラフ地震など本県における大規模災害への派遣や地域コミュニティの維持・活性化に影響が生じることのないよう、体制の充実について特段の配慮を求めていく必要がある。

<参考>

- 陸上自衛隊日本原駐屯地（奈義町） 第13特科隊など
- 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区） 第305施設隊など

11 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣官房、内閣府、財務省、農林水産省
-------	--------------------

【提案事項】

(1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、さらなる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

(2) 過度な東京一極集中の是正

東京への人口や諸機能の過度の集中は、地方の過疎化や地域産業の衰退等を招くだけでなく、少子化の要因の一つにもなっており、地方創生の実現に向け、引き続き、東京圏への一極集中の是正を進めていく必要がある。

また、感染症の大規模な拡大や首都直下地震といった事態による直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることから、こうした事態の発生を防ぎリスクを分散する観点からも、政府関係機関の地方移転の取組を強化するとともに、企業の本社機能の地方移転を一層促進するため、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。

(3) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。

特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。

(提案の理由)

現 状

- 平成26(2014)年から、地方公共団体等からの改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて国が検討を行う「提案募集方式」が導入され、令和5(2023)年は、地方からの提案に対し約9割が「提案の趣旨を踏まえ対応」等とされた。
- 国は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」(令和5(2023)年12月策定)において、「地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていく必要がある」としており、「デジタルの力を活用して、東京圏への過度の一極集中の是正や多極化を図っていく」ことが示されている。

- 新型コロナウイルス感染症の影響で縮小傾向にあった東京圏への転入超過数は、再び拡大している。また、東京から本社機能を地方に移す動きはみられるが限られており、地方への移転はいまだ少ない状況である。
- 農地に関しては、平成 27(2015)年 6 月に成立した第 5 次地方分権一括法により、農地転用の許可権限の移譲が実現しているが、土地利用に関する規制緩和については進展していない。
- インターチェンジ周辺への物流施設や工場の立地は、企業の生産性向上にとどまらず、一般道の交通事故防止や交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境の改善など、多くの利点がある。こういった中、地域の特性を活用する企業の立地が進むよう、市街化調整区域に係る開発許可に関して地域未来投資促進法による規制緩和が図られている一方、農地に関しては農用地区域の除外要件の厳格化に向けた動きがある。地方が土地利用を計画しても、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができないため、タイムリーな用地提供ができず、企業進出の好機を逃すなど、地域の産業振興や雇用創出の障害となっている。

課題

- 人口減少社会の到来など、地方を取り巻く時代の潮流や変化に的確に対応するため、提案募集方式などによるさらなる義務付け・枠付けの見直しが必要である。また、計画策定等については、ナビゲーション・ガイドの実効性確保など、引き続き制度的な課題として見直しが必要である。
- 過度な東京一極集中の是正は、災害対応や感染症対策という観点からも重要であり、東京と地方が連携して地域経済の好循環を作り出すことが求められている。
- インターチェンジ周辺への企業立地など、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用地区域からの除外や農地転用に関する規制緩和を早期に実現する必要がある。

12 地方税財源の充実強化

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、財務省
-------	------------------

【提案事項】

(1) 地方一般財源総額の確保等

- ① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の自然増、地方創生・人口減少対策、少子化対策・子育て支援、防災・減災事業、公共施設等の老朽化対策、物価高騰や賃上げによる地方の財政需要の増加分や、地域経済の動向、定年引上げによる影響等を適切に反映した地方歳出を地方財政計画に適切に計上すること。

その際、高齢化等の進展に伴う社会保障関係費の増加分については、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。

また、令和7(2025)年度以降においても、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額の確保を行う方針を明示すること。

- ② 地方交付税の法定率の引上げや、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図るとともに、後年度に財源措置するとした元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 令和6(2024)年度地方財政計画において、通常収支分の地方交付税については、国において原資を確保することにより、前年度から約0.3兆円増の18.7兆円、地方の一般財源総額については、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度0.6兆円増の62.7兆円が確保された。
- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰等を踏まえ、一般行政経費(単独)について、前年度と同額の700億円が措置されたが、物価や人件費の上昇は前年度から更に進んでいる。
- 地方一般財源総額の確保について、国の「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太の方針)において、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの間は、「2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」方針とされたが、令和7年度(2025)年度以降は示されていない。なお、物価上昇や賃上げが今後も続くことが見込まれる中、地方が様々な行政課題に対応し、安定的に行政サービスを提供するためには、地方が必要とする一般財源総額が十分に確保・充実されることが必要である。
- 臨時財政対策債発行額は、前年度を0.5兆円下回る0.5兆円に抑制されたが、今後も、多額の発行と既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる。

課題

- 地方は国を大きく上回る行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

【提案事項】**(2) 地方創生の推進のための財源確保等**

地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生の推進に関する交付金について十分な予算措置を継続すること。

併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。

(提案の理由)**現 状**

- 国は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5（2023）年12月策定）において、「地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていく必要がある」としており、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指している。
- 国の令和6（2024）年度予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）」（国費1,000億円（国1/2））が措置され、令和5（2023）年度補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ、地方創生拠点整備タイプ等）」（国費735億円（国1/2ほか））が措置された。
- 令和6（2024）年度地方財政計画において、地方創生のために必要な経費として「地方創生推進費」が、前年度に引き続き1兆円措置された。
- 人口移動の状況を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小傾向にあった東京圏への転入超過数は再び拡大しており、東京圏への一極集中が強まっている。

課 題

- 地方においては、待ったなしの課題である人口減少対策の抜本強化など様々な施策を安定的・継続的に推進していく必要があることから、地方創生関連事業への十分な財政措置が不可欠である。

13 教育の振興

提案先省庁	文部科学省、厚生労働省
-------	-------------

【提案事項】

(1) きめ細かな教育の推進等

- ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うため、基礎定数の改善や教員加配の拡充を図ること。
- ② 小学校の学級編制の標準を 35 人に引き下げるにあたり、従来配置されてきた教員加配からの振替によることなく、計画どおり引き下げるとともに、教科担任制や外国語教育などに対応するための専科加配の拡充を図ること。
- ③ 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置の拡充を図ること。
- ④ 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。
- ⑤ 平成 30(2018)年度に制度化された高等学校における通級による指導については、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。
- ⑥ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における教員定数の改善を行うとともに、特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。
- ⑦ 食に関する指導と給食管理の充実を図るため、栄養教諭等の基礎定数の改善を図るとともに、食の指導に関する教員加配の拡充を図ること。**新規**
- ⑧ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、必要な定数措置を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 小学校については、令和 3(2021)年度から学級編制の標準を 5 年かけて学年進行で 35 人に引き下げられることになっているが、子どもと向き合う時間の確保やきめ細かで質の高い教育の推進のための定数は十分でない。
- 本県の中学校卒業生については、令和 10(2028)年までに約 1,000 人減少することが見込まれており、県立高等学校の更なる小規模化が想定される状況にあるが、地方創生の観点から地域コミュニティの核としての地元高等学校への期待は高まっている。
- 通級指導により早期からの指導の充実が図られ、学校の落ち着きに効果が見られるが、希望する児童生徒は年々増加している。
- 高等学校における通級による指導について、平成30(2018)年度から制度化され、本県では、令和 5(2023)年度に公立高等学校 4 校で通級による指導を行っているところである。
- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が多く在籍している状況にあり、教員の資質向上とともに、特別支援教育支援員の配置の必要性が

増している。

- 近年、共同調理場の大型化が進んでいる状況であるが、栄養教諭及び学校栄養職員の配置に係る現在の標準法の基準では、多数の学校を受け持つ共同調理場であっても、最大3人しか栄養教諭が配置されず、各学校において、食に関する指導を十分に行うことが困難な状況である。
- 本県では、県立特別支援学校9校に非常勤看護師（58名：R5(2023).5.1現在）を配置しており、児童生徒等に対して行う医療的ケアのほか、日常的な健康管理や担当教員研修の指導、保護者及び養護教諭等に対しての指導助言等、多岐にわたる業務を行っているが、常勤看護師は配置できていない。

課題

- 子どもと向き合う時間の確保やきめ細かで質の高い教育の推進のため、また、教科担任制や外国語教育の充実などに対応するため、教職員加配の拡充や教員定数の改善を図る必要がある。
- 教育水準を維持しながら、魅力ある高等学校づくりを進めるためには、小規模化する高等学校における教員の定数加配措置が必要である。
- 通級による指導を希望する児童生徒が増加しているが、それに対応する十分な教員定数を確保する必要がある。
- 高等学校における通級による指導に関して、教員の定数措置や研修の充実、学校の施設整備等の財源の確保が必要である。
- 特別支援学級は、多学年にわたって児童生徒が在籍しており、現状の学級編制基準では指導が困難である。
- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。
- 栄養教諭等の配置に係る現在の標準法の基準では、児童生徒に対して食に関する十分な指導を行うことは困難であり、定数改善が必要である。
- 県立特別支援学校において、在籍する医療的ケア児の増加及び看護師等による医療的ケアが多様化・高度化していることから、看護師業務の困難度が年々高まっている。

<参考1> 本県の通常学級における発達障害児童生徒等の割合

	平成20年度 (2008)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)
小学校	6.1%	・・・ →	11.3%	→	11.9%	→	12.9%
中学校	3.8%	・・・ →	6.8%	→	8.0%	→	9.2%
高等学校	1.9%	・・・ →	4.3%	→	4.8%	→	5.0%

<参考2> 県立特別支援学校における看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数

	平成21年度 (2009)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)
	68名	・・・ →	117名	→	108名	→	104名

【提案事項】

(2) 学校 I C T 環境の整備推進等

- ① I C T 支援員（情報通信技術支援員）の配置拡大に向け、地方財政措置の更なる充実を行うこと。
- ② G I G A スクール構想を推進するため、校内・校外の通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費や更新時の経費について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置を行うこと。
- ③ デジタル・理数分野等の成長分野を支える人材育成を推進するため、義務教育段階からのデジタル・理数分野に係る指導の充実、高等学校段階での学科設置やコース設置等に係る経費や機器等の環境整備に伴う経費についての継続的な財政措置、専門的な指導に対応できる教員の養成体制の構築などを包括した、総合的な対策を講じること。 **新規**

(提案の理由)

現 状

(① I C T 支援員関係)

- 国は、I C T 支援員（情報通信技術支援員）の配置に必要な経費について、「教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画」（平成30(2018)～令和4(2022)年度）（令和6(2024)年度まで延長）に基づき、4校に1人の割合を目標とした地方財政措置を講じている。

また、G I G A スクール構想の着実な実施等の課題に対し、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、令和3(2021)年8月の学校教育法施行規則一部改正により、新たに、情報通信技術支援員を規定したところである。

- 県は、G I G A スクール構想初年度である令和3(2021)年度から、年度当初の導入初期段階における、新規端末やネットワークの接続に関するトラブル等や、現場の教職員や既存の I C T 支援員だけでは対応しきれない事態に対応するため、I C T 支援員による定期的な訪問支援に加え、端末やネットワークのトラブル等に関する相談窓口として常駐ヘルプデスク（コールセンター）を設置するとともに、事案の内容により I C T 支援員による臨時訪問支援や関係機関に対応を引き継ぐ体制を構築することにより学校現場への支援を行っている。

(②通信ネットワーク、維持経費、更新経費関係)

- 国は、I C T の活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現することを目的とし、令和2(2020)年度中に、義務教育段階における児童生徒1人1台端末の実現や、高速大容量の校内通信ネットワークの整備等を推進した。さらに、令和5(2023)年度補正予算において、国策であるG I G A スクール構想の第2期を見据え、徹底的な伴走支援（G I G A スクール運営支援センターの強化等）を継続しつつ、義務教育段階における国公私立学校の1人1台端末の着実な更新をするための経費を予算化し、各自治体におけるG I G A スクール構想の実現に向けた取組を支援している。
- 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を想定し、児童生徒の学びを保障するた

め、学校のICT環境の整備を一層推進する観点から、令和2(2020)年度に、インターネット接続回線の増強を図るとともに、教員1人1台端末や住民税非課税世帯等の高校生への貸出用の端末の整備等、県立学校のICT環境整備を図った。さらに、義務教育段階における1人1台端末の更新については、地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、県に基金を設置し、県を中心とした共同調達など、計画的、効率的な端末の整備を行う。

(③高等学校DX関係)

- 令和2(2020)年度の経済対策補正予算で、専門高校における最新のデジタル化対応装置を活用した最先端の職業教育を推進するため、274億円規模のスマート専門高校が措置され、これを利用して専門高校にデジタル装置が整備された。さらに、令和5(2023)年度の経済対策補正予算で、100億円規模の高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)の予算が措置され、デジタル・理数分野の文理横断的な探究的な学びを強化するための環境整備の経費が支援された。
- 教科「情報」やデジタル関係の学びを深めるためには、これを教えることができる教員が必要であるが、養成段階でも進んでおらず、人材は全国的に不足している。
- 不登校対策など教育課題も多く、物価高騰により自治体予算も限られる中、国費を活用して整備した機器等のランニングコストや更新に要する費用を予算措置することは困難な状況である。

課題

- ICT支援員(情報通信技術支援員)の配置に必要な経費については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)(令和6(2024)年度まで延長)」に基づき、4校に1人の割合を目標とした地方財政措置が講じられているところであるが、児童生徒の1人1台端末については、義務教育段階においては令和2(2020)年度までに整備されるとともに、本県では、高校段階においても、令和3(2021)年度から順次導入していることから、新規端末やネットワークの接続等に関するトラブルへの対応や、これまでの対面による授業とICTを活用した授業を適切に組み合わせた新たな学びの構築に向けて、学校現場ではその必要性が一層高まっている。
- インターネット接続回線を増強したことに伴う校外通信ネットワークの回線使用料として、年額4,600万円程度が恒常的に必要となるが、当該経費は県で措置することとなり、負担が大きい。
- 校内通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費も、県で措置する必要がある、負担が大きい。
- 端末の耐用年数は4年又は5年とされているところ、1人1台端末を有効に活用して、ICT教育を長期的かつ安定的に実践していくためには、計画的に端末の更新等を行う必要がある、令和5年(2023)度補正予算において、令和7(2025)年度までの更新分に必要な経費は計上されているものの、それ以降の更新等に係る財政措置について、国から具体的な支援の内容は示されていない。
- デジタル・理数分野への学科の転換、コース設置には、それを担うことができる教員の養成・育成から始まり、その後、機器等の環境整備を充実させ、ランニングコストや機器の更新など将来的な見通しを持って進めていく必要がある。

- スマート専門高校、DXハイスクールのいずれについても、一時的な機器の整備への支援のみがなされ、ランニングコストや更新についての計画が示されていないため、計画性をもって推進しにくい。

【提案事項】

(3) 学校における働き方改革の推進

- ① 学校現場の働き方改革を推進するため、現場の実態に即した定数改善や、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進めること。また、義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。
- ② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、補充学習への支援員、教員業務支援員などの外部人材の配置について、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引き上げ等、補助制度の一層の拡充を図ること。
- ③ 教員の長時間労働の解消のため、デジタル採点システムや、保護者への連絡システム等校務のICT化につながる環境整備を対象とした補助制度の一層の拡充を図ること。

(提案の理由)

現状

- 現在の給与制度は、教職員の勤務実態に応じたものになっていない。
- 本県の令和5(2023)年6月の勤務実態調査では、時間外業務は平成28(2016)年度と比較して、小学校で約22%、中学校で約41%縮減しているものの、小学校で約50時間、中学校で約51時間、高校で約52時間、特別支援学校で約28時間であり、依然として多い状況である。
- 発達障害等の児童生徒の増加やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応など、学校の抱える課題が多様化・複雑化しており、本県では外部人材を配置するなど、学校現場の働き方改革に取り組んでいるが、教員の長時間勤務が常態化している。
- 学校給食費等の徴収について未納の保護者への督促が、教職員の心理的負担と長時間勤務の一因となっている。
- 学校の定期考査等の採点業務の効率化を図るため、令和5(2023)年度から全県立高校、中等学校及び中学校に、デジタル採点システムを導入している。
- 各校において、印刷時間の削減や効率的な会議の運営等の校務負担の軽減のため、職員間の情報共有や職員会議等のペーパーレス化を順次進めるとともに、県立学校に学校・保護者等間の連絡手段をデジタル化するシステム(アプリ)の導入を推進する。

課題

- 現在の教職員の勤務実態を踏まえ、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進める必要がある。

- 給特法第7条に規定する指針の上限時間である月45時間以内、年360時間以内の遵守については、非常に厳しい状況にある。
- 学校給食費等の徴収業務を地方自治体で対応するためには、担当職員の増員や公会計処理に係る電算システムの導入等のため財源の確保が必要である。
- 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、外部人材等の更なる配置拡大が必要であるが、国への配置要望が一部認められず、予定どおり配置ができない状況がある。また、限られた県予算の中では十分な対応が困難であり、財政措置の拡充が求められる。
- 教員の長時間労働の解消にはデジタル採点システムや、保護者への連絡システム等校務のICT化が有効だが、安定的な運用のため、財源の確保が必要である。

【参考】 本県の勤務実態調査結果

(H28(2016). 6実績)

(R 5 (2023). 6実績)

小：約64時間	→	約50時間 (約22%減)
中：約87時間	→	約51時間 (約41%減)
高：約73時間	→	約52時間 (約29%減)
特：約40時間	→	約28時間 (約30%減)

【提案事項】

(4) 総合的な不登校対策の取組の推進

新たな長期欠席・不登校を生まない未然防止の取組及び不登校の児童生徒全ての学びの場の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成、確保や配置の拡充（「スクールカウンセラー等活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大）、校内教育支援センターの整備促進に向けた教員の加配措置を含む人的配置等、多様な学びの場や居場所の確保のための支援充実、長期欠席・不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実、医療機関と連携した対策の研究など、総合的な不登校対策を検討し、十分な財政措置を講ずること。

(提案の理由)

現 状

- 令和4(2022)年度児童生徒の問題行動等調査では、本県における小・中・高合わせた不登校の出現割合は全国平均を下回ったものの、全体として不登校児童生徒数やその出現割合は、増加傾向にある。
- 長期欠席・不登校児童生徒は、ある程度の欠席経験を経ている場合が多く、家庭環境の複雑さや障害特性等が関係している場合もある。こうした課題について、早急な対応が必要である。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの確保、資質の向上に苦慮している。また、非常勤の雇用であるため生計が不安定であり、希望者が集まりにくい現状がある。
- スクールカウンセラー等活用事業は、実施主体が都道府県・政令市に限定されており、県の予算規模をもとにして配置しているため、市町村によっては、希望どおりに配置されておらず、独自に追加配置を行っている場合がある。
- 県独自に、令和元(2019)年度から、学校が児童生徒にとって安心できる「居場所」となることを目指し、別室を活用した不登校対策別室指導実践研究を進めており、個々の状況に応じた学習支援や生活支援をきめ細かく行うことや、学校と児童生徒の「つながり」を切らないためのICTを活用した不登校対策に積極的に取り組むことで、別室利用者の欠席日数の減少や学校で過ごす時間が増えるなどの改善が見られている。
- 小学生の約5%、中学生の約10%が起立性調節障害(OD)の可能性があり、不登校の約3~4割がODを併発するといわれている。※日本小児心身医学会
- 県独自に、医療機関と連携してODのチェックリストや支援機関リスト等を作成し、学校に配付して活用を促している。
- 県は、子どもたち誰もが夢につながる学びを実現できるよう、文部科学省が策定した「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」の趣旨も踏まえ、総合的な対策として「【新岡山県不登校総合対策】OKAYAMA 夢につながる学びプロジェクト～誰一人取り残されない岡山県の教育に向けて～」を取りまとめ、「学校を通いたくなる魅力ある場所とする」「子どもたち、保護者と丁寧なコミュニケーションを図る」「多様な学びの場を用意する」などの取組をより一層進めている。

課題

- 長期欠席・不登校の背景にある家庭の課題や障害特性等に幼少期から対応する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが不足していることから、大学等での養成とともに、安定した人材確保に向けた常勤化や有資格化などの検討を進めていく必要がある。
- スクールカウンセラーを市町村が独自に配置した場合、補助対象になっていないため、財政負担が大きい。
- 過去、スクールソーシャルワーカーの配置に係る国庫補助金の当初配分については、金額が抑制されており、追加配分があるまで執行保留していた。
- 充実した別室指導を行うためには、信頼関係を築きながら指導に当たれるように、専属の教員を配置する必要がある。
- 不登校の児童生徒への支援や、保護者が必要とする情報の提供等のため、教育支援センターの機能を強化する必要がある。
- また、学校内の居場所のみならず、オンラインの活用などによる新たな居場所づくりを検討していく必要がある。
- 長期欠席・不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実が必要である。
- ODや過敏性腸症候群が原因とみられる長期欠席・不登校への理解や対応策が周知されておらず、医療機関による支援体制も構築されていない。

【提案事項】

(5) 公立学校施設及び設備の整備

公立学校施設の老朽化対策や避難所機能向上のための施設設備の整備に係る国庫補助制度を拡充すること。

- ① 小中学校及び特別支援学校の長寿命化改修やバリアフリー化、洋式トイレ、空調設備など施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げや補助要件の緩和
- ② 高等学校の備蓄倉庫などの屋外防災施設以外の施設設備の整備も小中学校等と同様に補助対象化

(提案の理由)

現状

- 築40年を超える建物が全体の2/3近くを占める中、長寿命化改修等の老朽化対策が追いつかず、モルタルの落下等により児童生徒等に危害が及ぶ恐れが出てきている。
- 災害発生時に避難所として学校施設が果たす役割は大きいですが、バリアフリー化や洋式トイレ、空調設備など、求められる機能が備わっていない。
- 小規模校における事業では、補助下限額を充足できず、そうした学校を多く抱える自治体が不利な状況におかれている。
- 高等学校においても、小中学校と同様に老朽化が進行しており、また、大規模災害時の避難所としての役割が期待されている。
- 物価高騰による建設コスト上昇が続いており、整備の遅れが懸念される。

課題

- 現在、小中学校及び特別支援学校の施設設備の整備に係る国庫補助率は主に1/3であるが、各自治体の財政負担が大きく、迅速な対応を行うためには支障がある。
- 高等学校は屋外防災施設以外は補助対象となっておらず、財政負担が大きい。

【参考】現行制度と提案内容

	現行	提案内容
文教関係施設設備の整備	補助率1/3または1/2	補助率嵩上げ (1/3または1/2→2/3)
	補助下限額の単位： 1校当たり	補助要件緩和 (1校→1市町村)
	小中学校・特別支援学校のみ補助対象 (屋外防災施設以外)	高等学校まで補助対象拡大

14 中小企業・小規模事業者等への支援の強化

提案先省庁	内閣府、経済産業省、中小企業庁
-------	-----------------

【提案事項】

(1) 中小企業・小規模事業者等を取り巻く経営環境は大きく変動しており、従来のビジネスモデルでは事業の持続的な発展が困難な状況となっていることから、生産性の向上、新分野への進出、業種の転換等、先を見据えた事業構造の変革に積極的に取り組む事業者に対する支援を強化すること。

(提案の理由)

現状

- 県では様々な社会情勢の変化が企業活動に及ぼす影響の実態を把握するため、県内の幅広い業種の中小企業・小規模事業者を対象としたアンケート調査を定期的実施しており、2023年10月1日時点の調査で次のような結果を得た。
- 経営課題の解決に向けた相談を希望する事業者への、希望する相談内容についての質問では、「人材確保」「資金繰り・融資」「経営計画・戦略」との回答が多く、人材不足や資金調達、経営の見直しを経営課題と考える事業者が多い状況が窺われる。
- 国においては、新市場への進出や業種転換等の思い切った事業再構築を支援する「事業再構築補助金」や、事業環境変化への対応や生産性向上に資する設備投資等を支援する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等の施策を実施している。

課題

- 物価の高騰や人手不足等、中小企業・小規模事業者等を取り巻く経営環境は大きく変動し、従来のビジネスモデルでは事業の持続的な発展が困難な状況となっている。環境の変動へ対応するためには、生産性の向上等による本質的な経営改善に向けた事業者の自発的な取組が不可欠であるが、中小企業・小規模事業者等が独力で対応するには限界があることから、将来にわたり効果が持続するような中長期的な視点からの支援が必要である。

【提案事項】

(2) エネルギー価格や原材料価格の高騰により、コスト負担の面から中小企業・小規模事業者の経営が圧迫されていることから、適正な価格転嫁をはじめ、大企業と中小企業・小規模事業者の共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化すること。

(提案の理由)**現 状**

- 長引く物価高等の影響により、県内中小企業は厳しい経営状況が続いている。
- 令和5年度に実施した県アンケート調査において、「現在どのような経営課題があるか」という質問に対して最も多い回答は「原油・物価高騰等による経費の増加」（982件/68.6%）であり、前2022年11月1日時点の調査（1,175件/72.5%）から引き続き、物価高騰が中小企業にとって最大の経営課題と受け止められている。
- 帝国データバンクにおける「価格転嫁に関する実態調査（2024年2月）」においても、コストの上昇分を販売価格やサービス料金に『多少なりとも転嫁できている』企業は75.0%だったが、その価格転嫁率は40.6%と4割程度にとどまった。
- 国においては、2021年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」をとりまとめ、価格交渉のより一層の促進、パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大・実効性の向上、下請取引の監督強化等の取組を実施するほか、2023年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定するなど、取引環境の整備に取り組んでいる。

課 題

- サービス・商品価格に価格転嫁している企業であっても仕入れ価格や労務費の上昇分すべてを販売価格へ転嫁できていない状況だと考えられ、中小企業がコスト上昇分を適切に価格転嫁できるよう支援していく必要がある。

【提案事項】

(3) 物価高や新型コロナウイルス感染症等の影響により、収益の低迷が続く中小企業も多いことから、既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済猶予や条件変更、追加融資又は借換など、金融機関が柔軟に対応できるようにすること。また、事業者の返済負担の一層の軽減策の検討や、都道府県が独自に行う資金繰り支援により生じる負担への支援を行うこと。

(提案の理由)

現 状

- 実質無利子・無担保融資の返済が本格化しており、2024年2月末時点で、既に9割近くの事業者が返済を開始しているが、県の景況調査（2024年2月1日時点）において、「借入金返済の見通しはどうか」という質問に対して「借換や条件変更をしたいと考えている」と回答した事業者は11.9%に上り、「現時点では借換や条件変更は考えていないが、将来の返済に懸念がある」と回答した事業者との合計は31.7%となっている。
- 2023年1月に国において創設された、コロナ借換保証制度を活用した県の借換融資（危機対策資金「新型コロナ特別対応」）の運用により、県内中小企業の資金繰り支援に取り組んでいるが、極めて多くの利用があり、県の財政負担が大きくなっている。

課 題

- 依然として中小企業の資金繰り支援の必要性は高いことから、今後も一層の返済負担の軽減策等を講じる必要がある。

<参考：危機対策資金（新型コロナ特別対応）> ※国のコロナ借換保証制度を活用した融資

- ・融資限度額：1億円
- ・融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- ・融資利率：当初3年間は、年0.5%以内、4年目以降は、年1.15%以内
- ・保証料率：事業者負担は、年0.2%～1.15%
- ・融資要件等：売上高または利益率の減少要件（5%以上）、セーフティネット保証4号又は5号の認定取得、金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成等

15 水島コンビナートの国際競争力強化 に向けた支援の充実

提案先省庁	総務省、消防庁、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁
-------	------------------------------

【提案事項】

(1) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた支援の充実

エネルギー・素材産業の集積地である水島コンビナートのカーボンニュートラルが実現し、国際的なカーボンニュートラルの実現に貢献するコンビナートとなるよう、立地企業の設備投資や技術開発等に対する支援の充実を図ること。

- ① 化石燃料から水素・アンモニア等、脱炭素エネルギーへの構造転換に伴い、複数の用途での水素・アンモニア等の需要が見込まれる水島コンビナートにおいて、受入から生産・供給に至る拠点形成に必要な共用設備整備や技術開発、サプライチェーン構築に向けた支援の充実を図ること。
- ② 化石燃料の輸入量減少見通しに伴い、化学品製造に必要な炭素源の減少が懸念される中、水素やコンビナートで回収したCO₂をエネルギーや原料に転換・再利用し、コンビナート内での循環を進めるため、カーボンリサイクル技術の確立と共同利用を可能とする炭素循環プロセスの構築、回収・貯蔵等の共用設備整備への支援の充実を図ること。
- ③ 脱炭素エネルギーや原料を用いた環境の下で生産・供給する電動車、高機能電磁鋼板、機能性樹脂などの製品・素材拠点の構築に向け、①②に並行して行う既存設備の有効活用や転換、実証実験等について、財政上、税制上の支援の充実を図ること。

(2) 産業保安のスマート化の推進

危険度2区域における非防爆機器の使用について統一的な基準を策定するなど、規制の見直しを進めること。

(提案の理由)

現状

- 本県は製造業の割合が全国平均を大きく上回る「ものづくり先進県」で、水島コンビナートは本県製造品出荷額等の半数を占める本県産業の中核であり、長年、我が国の産業発展に大きく貢献している。

＜令和3年経済センサス-活動調査（製造業）＞

事業所数：245 事業所 従業員数：25,061人 製造品出荷額等：約3.2兆円

- アジア有数の競争力を持つモデルコンビナートの実現による本県の持続的成長と雇用の場の確保を目的に、2011年12月、「ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区」に指定（2012年9月計画承認）され、以降、複数の規制緩和や財政上の支援等が実現し、設備・燃料の広域利用等の企業間連携や港湾機能の高度化など、立地企業の操業環境の向上に結びついている。

15 水島コンビナートの国際競争力強化に向けた支援の充実

- 2022年3月、国は、カーボンニュートラルコンビナートが、カーボンニュートラル社会の持続的な発展、製造業者等の競争力強化、地域経済・日本経済の活性化に貢献する存在となることを提言した。
- 国において、水素・アンモニアの大規模なサプライチェーンを構築するため、先行して投資を行い、2030年頃までに水素・アンモニアを安定・安価に供給を開始する事業者（ファーストムーバー）を優先して後押しするとともに、今後10年間程度で整備する拠点数を全国8か所程度に集約することが検討されている。
- 2023年3月、産学官協議会において水島コンビナートのカーボンニュートラル実現に向けた取組方針を策定し、脱炭素エネルギー・原料への転換、製品・素材の製造・供給等の実施に向けて、さらなる企業間連携による取組を進めることとしている。2023年度は、コンビナート内における脱炭素エネルギーの活用について具体的な検討を実施した。
- 石油精製・石油化学等のプラント内における電子機器等の使用に係るニーズが高まっており、国において、2020年1月に「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」が策定されるなど取組が進められている。
- 2020年7月から、当コンビナート立地企業間で危険度2区域における非防爆機器の使用について検討し、2022年3月には自治体関係当局も構成メンバーに加えた「スマート保安分科会」を設置し、情報共有と課題解決のための活動を行った。

課題

- 本県の産業構造は、温室効果ガス排出量の多い製造業の割合が全国に比べ高く、中でも水島地区は本県排出量のうち約半分を占めている。
- エネルギーの脱炭素化に向け、従来の化石燃料から、水素・アンモニア等の脱炭素エネルギーの大量かつ安定的な調達をはじめ、多様な業種が活用する共用設備（貯蔵や配送設備など）を集積することで、一社当たりの投資負担の軽減、共同調達による調達価格の削減を図り、安定・安価に供給できるサプライチェーンの構築とコンビナート各社への供給インフラ等の体制構築が必要である。
- 化石燃料の減少見通しに伴い、化学品製造のための炭素源の減少が懸念されており、水素とコンビナートで回収したCO₂を原料として利用するカーボンリサイクル技術の確立が必要である。
- 脱炭素に資する製品・素材の生産と供給を行うための拠点として、水島コンビナートの集積効果や立地優位性といった特徴を生かし、機能強化していくためには、既存設備等の有効活用や転換が必要である。
- 「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」に基づき危険区域を設定し、非危険区域が拡大した場合においても、危険区域が残存する。
- 現場でのタブレット端末の使用は、点検業務の効率化や迅速な情報共有等の利点があるが、危険区域と非危険区域が複雑に混在する現場においては、非防爆機器の使用は困難であり、導入が進んでいない。

<参考> JIS C 60079-10:2008 第10部：危険区域の分類

危険区域：機械器具（以下、機器という。）の組立て、設置及び使用のために特別な予防策を必要とする量のガス状の爆発性雰囲気が存在する、又は存在する可能性がある区域。

15 水島コンビナートの国際競争力強化に向けた支援の充実

危険度区域：危険区域は、次に示す3種類の危険度区域に区分する。

危険度0区域：ガス、蒸気又はミスト状の可燃性物質と空気との混合物質で構成する爆発性雰囲気連続的に、長時間又は頻りに存在する区域。

危険度1区域：ガス、蒸気又はミスト状の可燃性物質と空気との混合物質で構成する爆発性雰囲気が通常運転中でもときどき生成する可能性がある区域。

危険度2区域：ガス、蒸気又はミスト状の可燃性物質と空気との混合物質で構成する爆発性雰囲気が通常運転中に生成する可能性がなく、生成しても短時間しか持続しない区域。

16 水島港の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 船舶の大型化に対応した港湾施設の整備促進
塩生埠頭の棧橋整備や水島東航路、玉島東航路の増深など、船舶の大型化に対応した港湾施設の整備を促進すること。</p> <p>(2) 浚渫土砂処分場の確保に向けた取組の促進
水島港の航路整備を促進させるためには、浚渫土砂処分場の確保が必要不可欠のため、新たな処分場の確保に向けた取組を促進すること。</p> <p>(3) 備讃瀬戸航路の整備促進
備讃瀬戸航路の航行環境改善に向けた整備を促進すること。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(提案の理由)

現状

- 水島港の背後には、我が国の基幹産業を代表する大企業群が集積し、国内屈指の生産流通拠点形成しており、製造品出荷額は約3.2兆円で本県全体の半数近くを占めている。
- 水島港の令和4(2022)年取扱貨物量は全国第9位で7,908万トン、このうち、穀物(とうもろこし・豆類)の輸入量は全国2位で229万トンである。
- コンテナ取扱貨物量については全国第16位で156千TEUとなっている。

課題

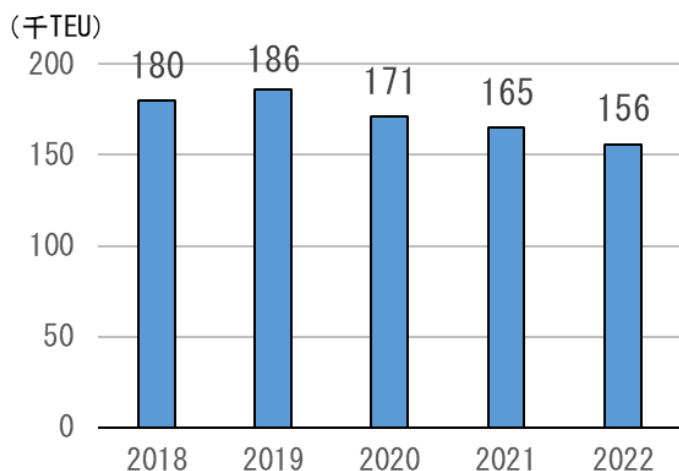
- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29(2017)年に玉島地区において、穀物を扱う食料コンビナートが立地操業し、企業間連携に伴う複数バース揚げにより国際バルク戦略港湾としての競争力の高まりが期待されているものの、効率的な連携を図る上で、原料の供給に必要な棧橋の延伸や航路などの水深の確保が必要である。 ○ 穀物企業各社からも、大型穀物船の連携輸送による国際バルク戦略港湾政策のスキーム効果を十分に発揮させるため、1stポートである塩生埠頭へ満載で入港できるよう、水島東航路の水深14mでの早期整備を強く求められている。 ○ 既存の処分場については、容量の増加に向けた取組を令和5(2023)年度に終えたところであるが、将来的な需要を勘案すると、十分な容量を確保することが困難であるため、今後発生する浚渫土砂の処分については、新たな処分場を確保する必要がある。 ○ 玉島東航路は、東南アジア向けのコンテナ船の航行に必要な航路であり、水深12m、幅300mが必要であるが、一部は水深10m、幅250mに留まっている。 ○ 備讃瀬戸航路においては、浅所があるなど、巨大船の航行に支障が生じている。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

船舶の大型化に対応した港湾施設の整備による国際競争力の強化



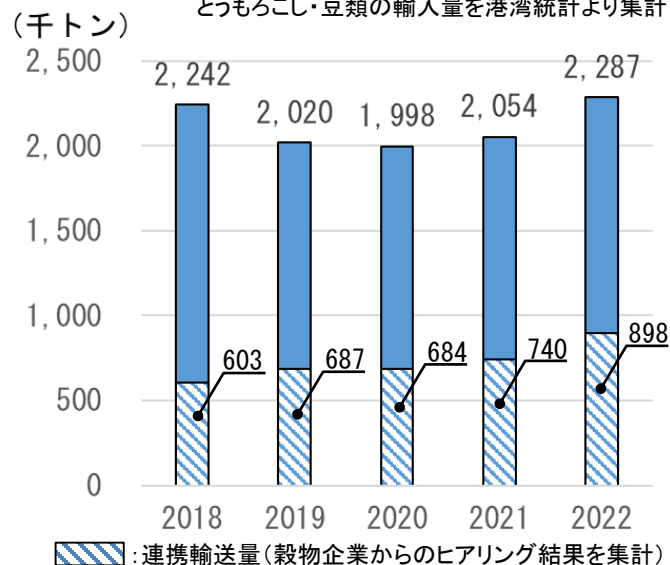
直近5カ年の総コンテナ取扱量

総コンテナ取扱量を港湾統計より集計



直近5カ年の穀物輸入力

とうもろこし・豆類の輸入力量を港湾統計より集計



【備讃瀬戸航路の航行環境改善】

水島港には、備讃瀬戸航路を航行し、鉄鉱石や原油を積載した巨大船が多数入港している。

しかし、備讃瀬戸航路には、浅所があることから、巨大船の円滑で経済的な運航の妨げとなっており、浅所の解消が必要。

備讃瀬戸航路浅所箇所



17 高規格道路の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

中四国における広域交通網のクロスポイントに位置し、優れた産業集積を有するなど、本県の強みを生かした持続的な発展の基盤づくりを推進するため、地域間の連携・交流を強化する高規格道路の整備を促進すること。

- (1) 倉敷福山道路〔国・県〕
 - ・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）及び笠岡バイパスの整備促進による確実な令和7（2025）年度完成
 - ・ 国道2号福山道路（笠岡市茂平～広島県福山市瀬戸町）の早期事業化
 - ・ ICアクセス県道の令和7（2025）年度完成のための予算確保
- (2) 岡山倉敷道路〔国〕
 - ・ 国道2号岡山倉敷立体（Ⅰ期）の整備促進及び早島町～倉敷市間の未事業化区間の早期事業化
- (3) 空港津山道路〔国〕
 - ・ 国道53号津山南道路の整備促進
 - ・ 岡山市北区菅野～岡山市北区御津宇垣間等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化
- (4) 岡山環状道路等〔国〕
 - ・ 国道180号岡山西バイパス（西長瀬～櫛津）の整備促進及び未事業化区間（岡山市南区古新田～北区西長瀬）の早期事業化 一部新規
 - ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進
- (5) 美作岡山道路〔県・岡山市〕
 - ・ 吉井IC～湯郷温泉IC間の整備推進のための予算確保
 - ・ 瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保
- (6) 中国横断自動車道岡山米子線〔西日本高速道路（株）〕
 - ・ 賀陽IC～北房JCT間の早期全線4車線化

[] : 事業主体

（提案の理由）

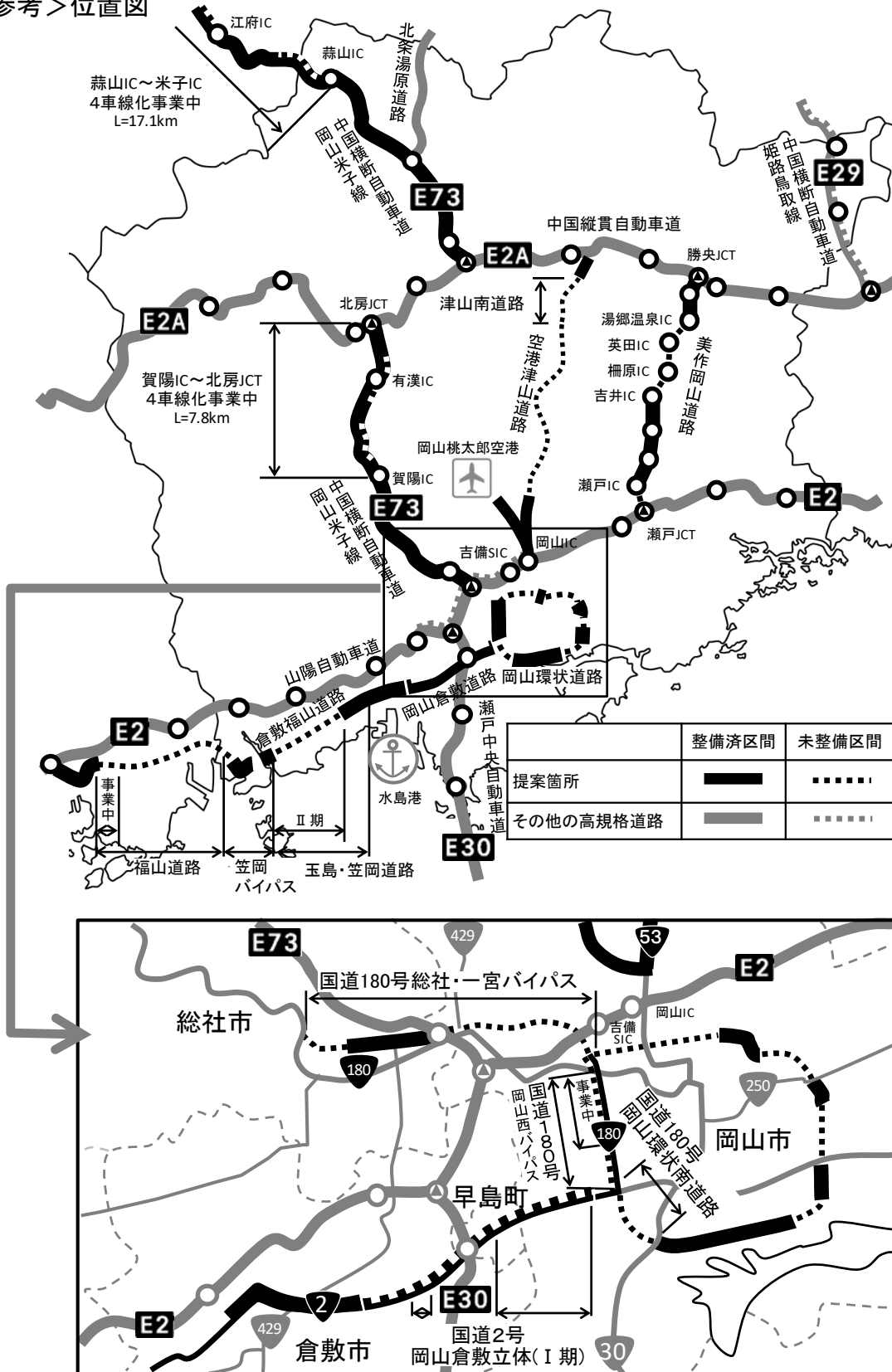
現状

- 本県は、県北と県南など地域間の連携強化や、空港・港湾・ICなどの交通拠点へのアクセス向上等により産業を振興するための道路整備が遅れている。
- 産業拠点や交通拠点間を結ぶ国道2号は、中国地方で屈指の交通量を有する大動脈であるが、主要渋滞箇所が連続するなど慢性的な渋滞が発生しているため、定時性や安全性、企業活動の生産性が著しく低下し、日常生活や産業振興に支障を来している。

課題

○ 広域交流の拡大や地域間連携の促進、空港・港湾・ICなど交通拠点へのアクセス向上、渋滞対策に資する幹線道路ネットワークを形成し、生産性の向上等を図るため、高規格道路の早急な整備が必要である。

<参考>位置図



18 岡山桃太郎空港への訪日誘客支援

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

岡山桃太郎空港における国際線の安定的な運航の継続を実現させるため、訪日誘客支援空港に対する運航経費の支援を継続すること。また、継続にあたっては、支援の上限額の引上げなど内容を拡充すること。

（提案の理由）

現 状

- 岡山桃太郎空港には4つの国際定期路線が就航し、国際線の利用者数は平成30(2018)年度に過去最高の約30万7千人となり、地元経済への波及効果が非常に大きい。
- 岡山桃太郎空港の国際線は、新型コロナウイルス感染症の影響で運休が続いていたが、令和5(2023)年3月以降、3路線が運航を再開しており、残る1路線の運航再開や新規路線の就航が期待されている。
- 本県では、国の訪日誘客支援空港に対する支援制度を活用し、新規路線の就航や運休路線の運航再開に取り組んできたが、令和6年度の国の支援は、グランドハンドリング等の空港業務の体制強化に重点化され、着陸料等の運航経費の支援は実施されていない。
- 観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）において、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、「インバウンド需要の回復・増加に的確に対応するため、「地方イン・地方アウト」のインバウンド再生による地方活性化や訪日外国人旅行者の受入拡大のため、地方空港の着陸料軽減等の取組により、早期の国際線再開・路線定着等を図る。」こととされている。

課 題

- 新規路線の就航や増便を促進するためには、航空運送事業者に対する運航経費の支援を継続する必要がある。
- 令和5年度の支援制度では、補助上限が1空港あたりの額とされており、支援対象路線が多い場合、支援が行き届かなくなる恐れがあることから、継続にあたっては、補助上限の引上げや補助上限を1路線あたりの額へ改正するなど、支援を充実する必要がある。

19 森林整備法人に対する支援の充実

提案先省庁	林野庁
-------	-----

【提案事項】

森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。

(1) 地方財政措置の拡充
 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

(2) 森林整備補助制度の拡充
 森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。

(提案の理由)

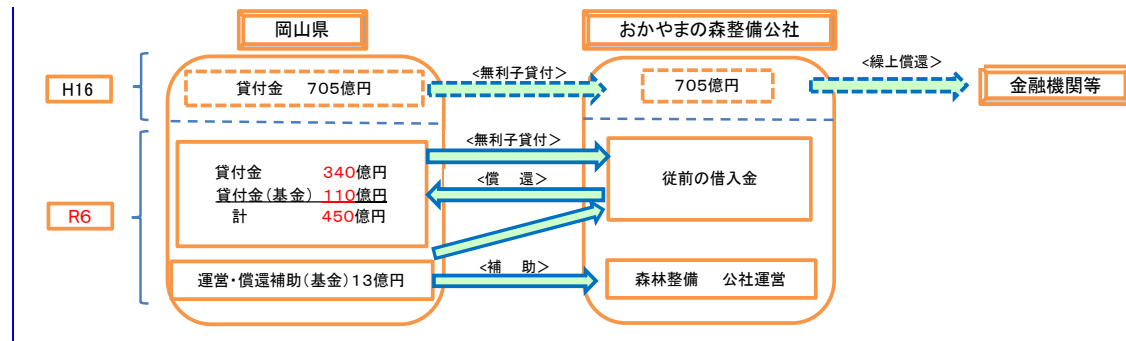
現状

- 森林整備法人である「おかやまの森整備公社」は、昭和40(1965)年の設立以来、国の造林施策と相まって全国1位となる25千haの人工造林を行い、分収林として管理している。
- 平成16(2004)年には、木材価格の長期低迷等により経営存続が危ぶまれたことから、本県では公社の債務累増の防止と経営の安定化を図るため、約705億円の債務を県の無利子貸付に一本化するとともに、運営経費についても借入金から補助金に転換した。
- 同時に、公社は環境保全を優先した森づくりに大きく方向転換し、組織体制の見直しや効率的な事業実施によるコスト縮減など経営改善を行い、収入の確保に努めている。
- 公社が管理する森林では、伐採利用が可能な36年生以上の面積が8割を超え、今後、利用間伐や択伐等の収穫事業が増加する見込みであるが、木材価格や間伐等の補助制度等の変動により、公社の経営は不安定である。

課題

○ 今後、公社経営の安定化を図り森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、国においても公社に対する財政支援を一層充実していくことが必要である。

<参考> おかやまの森整備公社に係る予算措置状況 (R6(2024). 4. 1)



※一般財源450億円の調達にかかるコスト：約7.20億円(長期プライムレート1.60%)

20 酪農経営安定に係る支援

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

【提案事項】

国際情勢に起因した粗飼料や資材等の価格高騰により、全国的に酪農家の離農が加速していることから、持続的な酪農経営が保たれるよう、国において、牛乳・乳製品の消費拡大の取組を一層推進するとともに、粗飼料価格高騰に対する支援を拡充すること。

(提案の理由)

現 状

- 乳価は、令和4(2022)年11月及び令和5(2023)年8月に期中改定を行い、20円/kg上昇しているが、令和6(2024)年度は、据え置きの見込みである。
- さらに、令和6(2024)年度畜産物価格に係る加工原料乳生産者補給金及び集乳調整金の単価が拡充された。
- 一方、酪農の経営コストに占める飼料の割合は40～60%で、粗飼料の占める割合も高く、令和3(2021)年第1四半期と令和5(2023)年第2四半期の平均粗飼料価格を比較すると、29,166円/t上昇しており、酪農家の経営を圧迫している。
- また、燃料やその他の資材も高騰する中、乳用種雄子牛や肉用子牛の副産物価格の下落も酪農家の経営に大きく影響しており、全国の生乳の出荷戸数は、令和4(2022)年12月から令和5(2023)年11月までに764戸減少し、前年の同期間の742戸と同等に減少しているが、県内は全国に比べ減少率がより高くなっている。
- 生乳は、貯蔵性に乏しいため、バターや脱脂粉乳等の長期保存が可能な乳製品の原料とすることで需給調整を行ってきたが、依然として製品価格の値上げ等の影響により生乳の需要が落ち込んでおり、需給調整は継続する見込みとなっている。
- 令和4(2022)年度コロナ対策予備費(9月及び令和5年3月)により、国は、経産牛1頭当たり都府県において1万円を2回補填するなど、あわせて約1,089億円の予算措置を実施したが、令和5(2023)年度には実施されていない。
- 粗飼料については、配合飼料のように価格安定制度がなく、輸入粗飼料に依存している都府県酪農は大変厳しい状況である。
- また、飼料自給率向上総合緊急対策により、輸入粗飼料に頼らない飼料基盤に立脚した畜産経営を目指している。

課題

- 国は乳製品の需要拡大を見込み、生産基盤の強化を進めてきたが、物価高騰の影響などにより需給バランスが崩れたままである。
- 高等学校等に牛乳を供給するなどの恒常的な消費や生乳不需要期における新たな施策を展開する必要がある。
- 牛乳・乳製品の消費拡大について、令和6(2024)年度は国産チーズのみの対策しか実施せず、充分とは言えない。
- 酪農経営が非常に厳しい状況にあり、離農が加速しているが、国において令和5(2023)年度は緊急措置が行われていない。
- 粗飼料高騰等に対応した経営安定制度がない。
- 粗飼料自給の定着には相当の時間を要することとなる。
- 購入飼料のみ使用の農場では、自給飼料を取り扱う機械の整備が必要である。

21 家畜伝染病防疫体制の充実・強化

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

【提案事項】

- (1) 家畜伝染病発生時に発生県で備蓄する防疫措置に必要な密閉容器等が不足する場合には、国において迅速に供給できる体制を強化すること。
- (2) 豚熱のまん延防止やアフリカ豚熱等の侵入防止対策の強化のため、家畜保健衛生所の検査精度やバイオセキュリティの向上につながる改修等に対する支援を拡充するとともに、必要な予算の安定的な確保に努めること。
- (3) 大規模農場における防疫対応について、事業者の責務を防疫指針に明記するとともに、農場を分割するための必要な支援対策を継続し、分割が困難な農場に対しては、殺処分範囲を縮小するための新たな要件を定めること。
- (4) 高病原性鳥インフルエンザなどの大規模発生時や続発時には、県など自治体職員のみでは対処しきれないことから、国が主導し、防疫作業従事者を事前に確保し、即座に派遣できる体制作りに努めること。

(提案の理由)

現状

- 家畜伝染病のまん延防止には、迅速な防疫措置が必要なことから、各都道府県では必要な資材を備蓄しているが、大規模農場での発生や続発の場合には、不足する事態が起き、その時点の国による各県での備蓄状況の照会を踏まえ、発生県自ら供給可能県と調整により、緊急的な資材の確保を行っている状況である。
- 本県では、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置において、殺処分した鶏を原則焼却することとしており、多量の密閉容器が必要となる。なお続発等、状況によっては埋却も併用することもあり、その場合には大量のフレコンバック、ビニール袋も必要となる。
- また、野生イノシシの豚熱感染地域が拡大している中、訪日外国人の所持品からアフリカ豚熱ウイルスが確認されるなど、越境性動物疾病の侵入リスクは依然として非常に高い状況が続いており、家畜保健衛生所の検査機能の高度化が必要となっている。
- 越境性動物疾病には迅速な診断が必要なことから、令和元（2019）年度にアフリカ豚熱などの検査が、国から県へ移行されている。
- 国では、令和2（2020）年度に消費・安全対策交付金を拡充したが、補助対象は「遺伝子検査」「解剖及び採材」「病性鑑定畜の保管」等を実施する施設に限られている。
- 近年、消費者への畜産物の安定供給を図るため、施設の集約や大規模化及び人件費削減等により、生産効率を向上した大規模農場が増加している。
- 国は、令和5（2023）年9月19日公表の「飼養衛生管理指導等指針」で、都道府県の指導のもと、大規模所有者に対し、「発生に備えた対応計画を策定し、人員や資機材の供与など、家畜の所有者が担う役割と責任を明確化すること」を求めた。
- 同指針には、殺処分範囲を限定する取組の一つとして、農場の分割管理が位置づけられ、公表に合わせて「農場の分割管理に当たっての対応マニュアル」も策定された。

21 家畜伝染病防疫体制の充実・強化

- 国が示した分割管理について、令和5(2023)年度補正及び令和6(2024)年度当初で予算措置されたものの、施設整備に多大な経費が生じることから、分割化を検討する農場は少数である。
- 家畜防疫員については、国や他県の応援を要請できる体制となっており、また自衛隊についても協力が得られるが、一方で、多くの作業を県や市町村職員に頼らざるを得ず人員の確保と防疫作業の長期化が問題となっている。

課題

- 家畜伝染病の大規模農場での発生や続発により、発生県で備蓄する防疫措置に必要な資材が不足する場合には、迅速に供給される必要がある。
- 特に、殺処分した家きん等を封入する密閉容器は民間業者での在庫が少なく、高病原性鳥インフルエンザの全国的なまん延時に備え、国が備蓄するよう体制を見直す必要がある。
- また、越境性動物疾病や新たな家畜伝染病の発生及び検査技術の進歩に合わせ、家畜保健衛生所において、安全かつ適切な管理を行うためには、補助対象外である附帯部分（事務室、更衣室等）を含めた改修により、継続的にバイオセキュリティレベルを高め、検査機能を向上させていく必要がある。
- 家畜伝染病が大規模農場で発生した場合、防疫措置が長期化し、自治体の負担が大きく、行政サービスの低下が起こっている。
- 生産効率向上を目的として既に設置された畜舎、埋却地、堆肥舎及び車両動線等を新たに分割させることは構造上困難な場合が多く、対応マニュアルのとおり対応できる農場は、ほとんどない。
- 大規模発生時に、迅速な防疫対応を行うには、防疫作業従事者が自治体職員だけでは不足する状況にあり、特に、フォークリフトオペレーター等の資格者の確保に苦慮している。
- 県や市町村では、通常業務も行う必要があり、長時間労働や対応の長期化などにより、通常業務や職員の健康面においても支障が出ている。
- 民間の派遣会社等の活用を検討しているが、実績がないため、迅速な防疫措置が実施可能か不明である。

22 社会資本整備の推進

提案先省庁	内閣官房、財務省、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省
-------	------------------------------

【提案事項】

県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川、道路や港湾、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を十分に確保し、その推進を図ること。

- (1) 集中豪雨や大型台風に備え、水害を防止するための河川整備
- (2) 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備
- (3) 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備
- (4) 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための航路や泊地の浚渫などの港湾整備
- (5) 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援
- (6) 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備
- (7) 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守るためのため池、防災施設の整備
- (8) 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備
- (9) 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備
- (10) 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備
- (11) 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進

(提案の理由)

現状

- 産業の振興や安心で豊かさが実感できる地域づくりを推進する上で、その基盤となる社会資本の整備は、本県の発展に必要不可欠である。
- 防災・減災対策の強化や生産性向上のためのインフラ整備の重点化を推進するため、令和6(2024)年度の国の公共事業関係予算は、前年度と同程度(前年度比100%)とされたところである。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、国土強靱化の取組を加速化させるための予算が措置されているところであるが、建設資材価格や人件費の上昇に伴い、建設工事費は年々上昇しており、今後も、維持管理や点検・更新などに要するコストの増大が見込まれることから、防災・減災対策や生産性向上に資する、河川改修、港湾改修・浚渫、砂防えん堤の整備、道路の新設等の社会資本整備に要する予算確保については、依然として厳しい状況である。

課題

- 本県に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害や、近年激甚化・頻発化している大規模な自然災害の発生状況を踏まえると、令和7(2025)年度以降も国土強靱化に向けた防災・減災対策に、引き続き取り組む必要がある。また、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、5か年加速化対策後も切れ目なく、国土強靱化の取組を国と地方が一丸となり、さらに推進させる必要がある。
- 地域経済の活性化はもとより、県民の安全の確保や中四国における拠点性を向上させるとともに、県産の食料・木材の安定供給や国土保全など多面的機能を有する農山漁村地域の振興を図る観点からも社会資本の整備が急務であるが、近年の大規模災害の激甚化・頻発化を踏まえると、今後の補助金・交付金等の継続的な確保に懸念がある。
- 安全で快適な生活を実現するための社会資本整備に必要な予算は、依然として不足しており、建設工事費の上昇を踏まえた公共事業関係予算の拡充と安定的な確保が必要である。

23 医療提供体制の充実

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の弾力的な運用等

地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、引き続き、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすることに加え、事業効果が十分得られるよう早期の内示を行うこと。

また、地域医療構想の一層の推進や安定した地域医療体制の確保を図るため、国・県で造成する基金の負担割合について、国負担分を拡大するとともに、令和8(2026)年度以降も地域における医療需要の増減によって、病床の整備や確保、病院の統廃合等が必要になる場合があることから、基金を活用した地域医療体制の整備の仕組みを継続すること。 **新規**

（提案の理由）

現状

- 地域医療介護総合確保基金を活用する事業は、毎年度関係団体から事業提案を募集し、庁内提案事業と合わせて、国が定める「I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備」、「I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更」、「II 居宅等における医療の提供」、「IV 医療従事者の確保」及び「VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備」に関する区分ごとの新規・継続事業を、医療介護総合促進法に基づく県計画として取りまとめているが、各事業区分間の弾力的運用が認められていない。
- 過去5年の内示時期は、事業実施予定年度の8月から11月であり、改善はみられるものの事業の実施に必要な期間が確保できていない。
- 地域医療構想の推進や地域医療体制の確保に取り組む必要があるが、国は、令和5(2023)年3月に医療介護総合確保推進法に基づく総合確保方針を改正し、「ポスト2025年の医療・介護提供体制」として、地域医療構想のアップデートやさらに医療機能分化・連携を進めるなどとしているが、基金の後継事業については未だ示されていない。
なお、都道府県の財政事情に関わらず、安定的な地域医療体制の確保等が求められることから、基金を継続する場合、その造成に係る負担割合（区分I-2以外）である国2/3、県1/3について、国負担分を拡大する必要がある。

課題

- 地域の医療ニーズに対応した効率的かつ効果的な医療提供体制を構築するため、国が確保した予算を効率的に活用することが必要であり、地域の実情に応じて有効に利用できるよう柔軟な仕組みにするとともに、国による財政支援の強化が必要である。

- 県計画の事業効果を十分に得るためには、事業費が要望額どおりに配分されるとともに、早期に内示されることが必要である。
- 令和8(2026)年以降の具体的な財政措置が国から示されておらず、引き続き取り組む必要がある地域医療体制確保に向けた事業実施に支障が生じる可能性がある。

<参考>

- 地域医療介護総合確保基金を活用した事業（医療分）
 - 【区分Ⅰ-1】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - ・病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業
 - ・医療介護連携体制整備事業 等
 - 【区分Ⅰ-2】地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
 - ・病床機能再編支援事業
 - 【区分Ⅱ】 居宅等における医療の提供に関する事業
 - ・糖尿病等の生活習慣病に係る医療連携の推進に関する事業
 - ・かかりつけ医認定事業 等
 - 【区分Ⅳ】 医療従事者の確保に関する事業
 - ・地域医療支援センターの運営
 - ・岡山大学及び川崎医科大学への寄附講座の設置
 - ・看護師等養成所運営費補助事業 等
 - 【区分Ⅵ】 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
 - ・地域医療勤務環境改善体制整備事業

- 地域医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）の内示時期

令和元(2019)年度	11月18日
令和2(2020)年度	9月29日
令和3(2021)年度	8月10日
令和4(2022)年度	8月5日
令和5(2023)年度	8月3日

【提案事項】

(2) 専門研修プログラムにおける適切な募集定員の設定

令和7(2025)年度以降の専門研修プログラムの専攻医募集定員に係る都道府県別、診療科別シーリングについて、それぞれの地域で理解されるものとするためにシーリングの効果を明示した上で不断の見直しを行うとともに、その実施に当たっては、地域医療確保のために弾力的な運用が可能となるものとする。

(提案の理由)

現 状

- 全国的な医師の偏在や診療科の偏在を是正するため、日本専門医機構が行う専攻医募集において、令和2(2020)年度から都道府県別・診療科別のシーリングが設定されており、令和6(2024)年度募集のシーリングにおいては、本県では5診療科が対象とされた。
- 当該シーリングに関しては、これまで、地域卒卒業医師等をシーリング枠外として扱うことや平均採用数が少数である診療科をシーリング対象外とすることなど一定の緩和がなされたが、地域卒卒業医師等については、医師少数区域等で研修を行う予定の者のみに限定されたことや、シーリングを緩和するための専門研修連携プログラムを設定する際に必要となる研修の対象地域が限られるなど、地域の医療関係者の理解は十分得られていない。

課 題

- 本県の大学等で実施する専門研修プログラムは、専攻医がへき地や連携施設を一定期間ローテーションしながら研修を行うもので、県内はもとより中四国エリアに及ぶ地域の医療に貢献しているところ。また、専門医の資格取得後も、大学等から多数の医師が県内外の関連施設へ派遣され、医師偏在や診療科偏在の是正に一定の貢献をしている実情がある。
- 専門研修連携プログラムを設定するための前提条件となる地域貢献率の算出にあたっては、シーリング対象外の都道府県での研修期間に加え、県内の医師少数区域での研修期間も考慮することとされているが、県内には医師少数区域以外にもへき地など医師不足地域があることから、そうした医師不足地域での研修期間も対象として考慮するよう、地域の実情に応じた弾力的な運用を認める必要がある。
- 地域卒卒業医師等が医師少数区域等で就業する期間については、国の指針において当該医師のキャリア形成に配慮した上で設定することとされており、専門研修を実施する期間においても医師少数区域等での研修実施を求めるのは、指針と合致していない。また、指導医不足等の理由により、医師少数区域等で十分な研修を実施できない診療科もあることから、一定の配慮が必要である。

＜参考＞

【令和6(2024)年度シーリング（日本専門医機構決定）】

	内科	小児科	精神科	放射線科	麻酔科
算出ルールによるシーリング数 ※ 1	55	14	10	9	14
連携プログラム数 ※ 2	7	0	1	0	3
うち都道府県限定分 ※ 3	2	0	1	0	2
特別地域連携プログラム ※ 4	6	0	2	0	6
計	68	14	13	9	23

※ 1 過去の採用実績に基づき算出された定員

※ 2 シーリング対象外の都道府県の施設において1年6か月以上の専門研修を行える場合に募集可能

※ 3 充足率が0.8以下の都道府県の施設において1年6か月以上の専門研修を行える場合に募集可能

※ 4 充足率が0.7以下の都道府県の施設において1年以上の専門研修を行える場合に募集可能

※ 5 地域枠、自治医は、要件を満たす場合に限り、医療対策協議会の了承を前提として、シーリング枠外での採用が可能

（参考）【過去の採用実績】

	内科	小児科	精神科	放射線科	麻酔科	耳鼻 咽喉科	脳神経 外科
2024年度採用数※ 1 ※ 2	54	8	10	9	10	10	5
2023年度採用数※ 2	48	11	9	9	19	5	5
2022年度採用数※ 2	62	8	11	9	14	6	6
2021年度採用数※ 2	58	10	7	8	11	4	11
2020年度採用数※ 2	59	5	11	4	11	4	14
2019年度採用数（参考）	61	14	13	7	4	6	18

※ 1 2023年12月末時点での採用数

※ 2 地域枠、自治医師除く（2022～2024年度は要件を満たす者のみ除く）

※ 3

※ 3 過去のシーリング対象診療科

【提案事項】

(3) 臨床研修医の募集定員に係る適切な都道府県別上限の設定など

臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、地域医療の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。

また、本県を含む医師多数県の募集定員の一部を、医師少数県等に所在する臨床研修病院において 24 週程度の研修を行う「広域連携型プログラム」に充てる制度について、医師多数県に所在する、臨床研修医確保に努力している臨床研修病院の理解が得られるような内容にするものとし、拙速な導入は避けること。 **新規**

(提案の理由)

現 状

- 国が定める臨床研修医の都道府県別募集定員について、令和 3 (2021) 年度分から算定方法が変更され、本県の定員は前年までの水準から大幅に削減（令和 3 (2021) 年度 203 人（前年比△56 人））され、県医療対策協議会や臨床研修病院会議の関係者からは、定員削減に対する強い反対意見や、県内外の地域医療を支えている医育機関の特殊性・重要性に配慮すべきとの主張があり、調整は難航した。

その後、令和 6 (2024) 年度分までは、加算措置により、募集定員は 200 人台を維持したものの、令和 7 (2025) 年度分は、加算措置の一部廃止等により、195 人となった。

- 令和 5 (2023) 年 10 月に開催された国の医師臨床研修部会において、「令和 8 年度以降は、医師多数県の募集定員のうち一定程度を、「医師少数県（東北・北陸地方等）」又は「医師中程度県の医師少数区域」に所在する臨床研修病院で半年間以上研修を行うプログラムの募集定員に充てることとしてはどうか」（広域連携型プログラム）との案が示された。その後、令和 6 (2024) 年 3 月に開催された同部会において示された「医師臨床研修制度の見直しについて」報告書の中で、国の支援として、医師臨床研修費補助事業による支援や、協力型病院の候補病院の情報提供が必要との記述がある。

課 題

- 令和 6 (2024) 年度の採用率の比較において、本県は 88% であり他県と比べると高い状態である。現在の仕組みは、募集定員は前年度から増加することはないものとなっているが、病院の希望どおりに定員を配分してもなお余剰が発生する県が令和 6 (2024) 年度分で 16 県あり、そうした余剰分を定員が削減された本県等へ移行できる仕組みを作るなど、より弾力的なものにする必要がある。
- 今後詳細を検討される広域連携型プログラムについては、対象となり得る都府県は、医師多数県のうち募集定員上限に占める採用人数の割合が全国平均以上の都府県に限定されているが、当該割合が高いのは、各臨床研修病院による研修環境の整備や積極的な募集活動等の成果であり、当該割合を対象の基準とするのは不相当と考える。また、臨床研修医の遠方への住居移転に伴う金銭的な負担や環境変化による精神的負担、臨床研修病院からマンパワーを奪われることによる影響などが考慮されていないことから、県内の臨床研修病院の理解を得るのは困難な内容となっている。

【提案事項】

(4) 医療施設等運営費補助金（へき地医療拠点病院運営事業）の拡充

へき地医療拠点病院が、へき地診療所等へ医師派遣を行う場合、その運営費について、医療施設等運営費補助金の対象となっているが、へき地診療所へ医師派遣を行っている地域の病院に対して派遣を行った場合も対象となるよう制度を拡充すること。

(提案の理由)

現状

- へき地医療拠点病院が、へき地診療所等へ医師派遣を行う場合、その運営費について、医療施設等運営費補助金の対象となっている。
- 県内9施設あるへき地医療拠点病院が、医師派遣の要望があったへき地診療所に対して派遣を行っているが、島しょ部などの遠方のへき地診療所へ派遣する場合、移動時間を多く要しており、へき地医療拠点病院の負担が大きくなっている。
- へき地診療所への医師派遣は、へき地医療拠点病院以外にも地域の病院から行われている場合もあるため、そういった地域の病院に対してへき地医療拠点病院から医師派遣を行うことで、へき地診療所の医師確保を図ることが考えられるが、その運営費については補助金の対象にはなっていない。
- 上記の遠方への医師派遣の負担や、補助金の対象について、県医療対策協議会やへき地医療拠点病院連絡協議会においても、関係者からその改善について要望されている。
- 国のへき地保健医療対策検討会が平成27(2015)年3月に出した報告書の中でも、常勤医師の確保が極めて困難になりつつある、へき地診療所の医師確保の対応策として、「循環型で複数の医師を派遣していく体制を整備する」ことなどが挙げられている。

課題

- 限られた医療資源を有効に活用するため、へき地診療所への医師派遣をより効率的なものにする必要がある。
- へき地医療拠点病院が、直接へき地診療所へ派遣する場合から、地域の病院へ医師派遣を行い、地域の病院からへき地診療所へ医師派遣を行う場合に変更した場合、補助金の対象外となり、へき地医療拠点病院の財政負担が生じる。
- 直接へき地診療所へ医師派遣する場合と同様に補助金の対象とすることで、効率的な医師派遣に取り組みやすくする必要がある。

<参考>

- へき地関連施設数
へき地医療拠点病院 9、へき地診療所 49
- へき地診療所からの医師派遣要望数
(日)

R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
1,045	1,395	1,536

24 高齢者支援対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるなどの抜本的な対策を講じること。

なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。

（提案の理由）

現状

- 地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、中重度の要介護者等を支える在宅サービスが必要であるが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、夜間・早朝・深夜における訪問看護・訪問介護等は、中山間地域等を抱える地方では、高齢化とともに過疎化が進行し、事業者の参入や事業継続が困難となっている。
- 事業を継続している事業者からも、物価高騰等の影響による収支の悪化や人材不足等により、経営が厳しいとの声がある。

課題

- 人口減少や過疎化に伴って、今後、介護サービスの提供が難しくなることが見込まれる地域において地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、サービスや介護報酬を含め、抜本的な対策を講じることにより、事業者の参入促進等を図る必要がある。

【参考1】市町村別指定事業所数（R6.4.1）

サービス種別	指定市町村及び事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	岡山市(14)、倉敷市(9)、玉野市(1) 計24
看護小規模多機能型居宅介護	岡山市(4)、倉敷市(8)、玉野市(1)、瀬戸内市(2)、浅口市(1)、高梁市(1)、真庭市(2)、鏡野町(1) 計20 ※ 下線は中山間地域
夜間対応型訪問介護	無し

【参考2】中山間地域における年度別の訪問介護事業所の廃止数

年度	2018(H30)	2019(R元)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
廃止件数	6事業所	9事業所	5事業所	4事業所	5事業所	2事業所

主な廃止理由：経営悪化、人材不足、職員の高齢化、事業所の統廃合、利用者の減少等

25 子宮頸がん予防

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

子宮頸がんの予防については、HPVワクチンの接種と若い世代のがん検診の受診の促進をあわせて行うことが効果的である。

8年間以上に及ぶHPVワクチンの積極的接種勧奨の中断により、ワクチンに関する正確な情報が行き届いていないことから、接種率が一刻も早く回復するよう、国においては、ワクチンに関する正しい知識についての情報提供を充実させること。

あわせて、2回接種の期間を拡大し、接種率の向上を図るため、9価ワクチンの定期接種の対象年齢を、ワクチンの製造販売承認の対象年齢に合わせ、9歳に引き下げること。**新規**

また、HPVは主に性的接触で男女を問わず繰り返し感染するウイルスであることから、男性に対する定期接種についても速やかに検討を進め、結論を出すこと。

加えて、ワクチン接種だけではすべての子宮頸がんを予防できないことから、がんの早期発見・早期治療に繋がるよう、子宮頸がん検診の受診率向上に向けた情報提供を充実させること。

（提案の理由）

現状

- 現在、国内では年間約1万人が子宮頸がん罹患し、約3千人が死亡しており、特に若い世代を中心に罹患率が増加している状況にある。
- 子宮頸がんの予防については、県では、医療関係者等と連携して、子宮頸がんの検診の受診促進と、HPVワクチンが定期接種であることや、その効果とリスク等を盛り込んだ独自のリーフレットを作成し、市町村、学校等を通じて対象者等に配布するなど、正しい知識の普及に積極的に取り組んでいる。
- HPVワクチンについて、現在では100カ国以上で公的な予防接種が行われており、先進国では接種率が高い国が多く、イギリスやオーストラリアでは約8割となっている。
- 令和2（2020）年11月にWHOはHPVワクチンの接種率を令和12（2030）年までに15歳以下の女子の90%にまで高めることを盛り込んだ目標を設定した。
- 令和3（2021）年11月26日付けの国の通知により、平成25（2013）年6月からHPVワクチンの積極的接種勧奨を差し控えている状態は終了したが、HPVワクチンに関する正しい知識が十分に浸透していない。
- 令和4（2022）年8月の国審議会において、4価HPVワクチンを男性に対する定期接種として位置付けることについて、有効性や費用対効果などを評価・検討することとなった。
- 令和5（2023）年4月から、新たに9価HPVワクチンが定期接種に追加されることとなった。9価HPVワクチンは、ワクチンの製造販売承認の対象年齢が9歳以上で承認されており、日本脳炎ワクチンや二種混合ワクチン接種が行われるタイミングで子宮頸がんワクチンが行えるようになることで、接種率向上が期待される。

課題

- HPVワクチンについて、接種対象者等に、定期接種であることやエビデンスに基づいた効果やリスクなどの正しい知識が十分に届いていない。
- 8年以上、国が積極的勧奨を控えていたことにより、諸外国と比べ、接種率が未だ低い状況となっている。
- HPVは主に性的接触で男女を問わず繰り返し感染するウイルスであるが、HPVワクチンの男性に対する定期接種が実現しておらず、HPV感染の予防が効果的に行えていない。
- 20歳代の子宮頸がん検診受診率が伸び悩んでいる。

26 受動喫煙防止対策の強化

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

望まない受動喫煙の防止を図るため、令和2(2020)年4月から全面施行された健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)について、その内容について一層の理解が進むよう、引き続き国において国民や施設の管理者等への周知徹底を図るとともに、必要な財源確保を行うこと。

また、特例措置により改正法の適用が猶予され、屋内の全部又は一部で喫煙が認められた小規模な既存飲食店について、適用が進むよう必要な検討を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 改正法は令和2(2020)年4月に全面施行された。
- 改正法では、多数の者が利用する建物内を罰則付きで原則禁煙とする一方、施設の類型に応じ、一定条件下で喫煙場所・喫煙専用室等の設置が認められている。
- また、特例措置として、客席面積が100㎡以下で個人等が経営する小規模な既存飲食店については、喫煙専用室等の設置が事業継続に与える影響に配慮し、屋内の全部を喫煙可とすること等も認められている。
- 本県では、受動喫煙による健康被害に関する県民の理解を深め、受動喫煙の防止に向けた取組を進めるため、岡山県受動喫煙防止条例を制定し、令和2(2020)年10月に全面施行している。
- 国では、受動喫煙防止に関する普及啓発や飲食店等における喫煙専用室等の整備に取り組んでいるが、そのための予算は漸減傾向にある。
- 国では、改正法施行後5年の見直しに向け、多数の者が利用する施設の喫煙環境の実態把握を行っている。

課題

- 改正法は全面施行となったが、施設の類型ごとに例外的に認められる、喫煙場所・喫煙専用室等の設置基準等を定めた政省令について、引き続き国民や施設の管理者等への理解を進める必要がある。
- 特例措置により改正法の適用が猶予された小規模な既存飲食店については、その従業員が受動喫煙にさらされるおそれがあるが、その終期は示されていない。

27 福祉・介護人材の確保

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の処遇改善策を講じること。

特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を引き続き実施すること。

（提案の理由）

現 状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、処遇改善事業の実施等により処遇改善が図られてきたが、給与水準や労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、県内の有効求人倍率(令和4(2022)年度平均値)は4.19倍と全職種1.55倍を大きく上回っており、質の高い人材を確保することが困難となっている。
- また、県の介護職員の需給推計では、令和12(2030)年に利用が見込まれる介護サービスを提供するためには約3万8千人が必要となり、今後の離職者や入職者等の推移を踏まえると約2千7百人不足すると見込まれている。（「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」）
- こうした状況を踏まえ、県では、福祉介護魅力発信アンバサダーによるSNS等での情報発信を通じたイメージアップやPR、就労促進を図るための看護学生の訪問看護体験事業などの実施、業務の効率化等を目的とした介護ロボットやICTの導入支援など、人材確保等に向けた各種取組を行っている。
- 国においても、平成21(2009)年度以降、介護保険制度での介護職員の処遇改善の取組を進めており、令和6(2024)年度の介護報酬改定関連の措置も含め、これまでの合計で月額9万円相当の給与改善が行われているが、令和4(2022)年の国調査では、訪問介護従事者及び介護職員（医療・福祉施設等）の賞与込み給与の全国平均は約29.3万円と、全産業平均の約36.1万円に比べ約6.8万円低くなっている。
（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）
- 介護老人福祉施設等においては、医療的ケアの必要な入所者の増加や感染症への対応など、看護職の必要性や重要性が増しており、介護現場における看護職の処遇改善が必要となっている。

課 題

- 将来に向けて、福祉・介護現場における人材の需給ギャップを埋めていくためには、地方において、関係する機関や事業所・団体が連携・協働しながら、実情に即した施策を効率的かつ効果的に実施することはもとより、国においても、給与水準の引上げ等の処遇改善や生産性向上に関する効果的な事業の実施など、更なる取組の推進が求められる。

＜参考＞介護保険制度における介護職員の処遇改善についての取組

	月額(実績)
①平成21(2009)年4月 平成21年度介護報酬改定 +3.0%改定 (介護従事者の処遇改善に重点を置いた改定)	+ 9,000円
②平成21(2009)年10月 介護職員処遇改善交付金(補正予算)	+ 15,000円
③平成24(2012)年4月 平成24年度介護報酬改定 +1.2%改定 (「介護職員処遇改善加算」の創設により、 処遇改善交付金による処遇改善を継続)	+ 6,000円
④平成27(2015)年4月 平成27年度介護報酬改定 ▲2.27%改定 (「介護職員処遇改善加算」が+1.65%拡大)	+ 13,000円
⑤平成29(2017)年4月 平成29年度介護報酬改定(臨時) (「介護職員処遇改善加算」が+1.14%拡大)	+ 14,000円
⑥平成30(2018)年4月 平成30年度介護報酬改定 +0.54%改定	
⑦令和元(2019)年10月 「介護職員等特定処遇改善加算」の創設	+ 18,000円
⑧令和3(2021)年4月 令和3年度介護報酬改定 +0.70%改定 (「介護職員等特定処遇改善加算」要件の緩和)	
⑨令和4(2022)年2月～9月 介護職員処遇改善支援補助金(補正予算)	+ 9,000円
⑩令和4(2022)年10月 令和4年度介護報酬改定(臨時) +1.13%改定 「介護職員等ベースアップ等支援加算」の創設	
⑪令和6(2024)年2月 介護職員処遇改善支援補助金(補正予算)	+ 6,000円
⑫令和6(2024)年6月 令和6年度介護報酬改定 +1.59%改定 介護職員等処遇改善加算への一本化	計 +90,000円

施設等における
処遇改善

【令和5(2023)年度の処遇改善】

1 介護職員処遇改善支援補助金

令和6(2024)年2月から5月までの間、介護サービス事業所等で働く介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度(月額6千円)引き上げるための措置を実施

(デフレ完全脱却のための経済対策(令和5(2023)年11月2日閣議決定))

2 介護職員等処遇改善加算

令和6(2024)年6月から、従来3種類あった加算を介護職員等処遇改善加算に一本化し、加算措置を継続実施

28 ハンセン病問題対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消に努めるとともに、社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。

また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

（提案の理由）

現状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて182名（令和4（2022）年3月1日現在）の入所者が生活しており、県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において両園の将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。
- 両園に残されている過去の文献等は歴史の教訓とするべき貴重な資料であり、県では、収集した資料を取りまとめた資料集「長島は語る」を刊行するなど、残された資料を後世につなぐ努力をしている。平成31（2019）年3月には、両園の建造物10件（長島愛生園5件、邑久光明園5件）が国の登録有形文化財に登録された。

課題

- ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において両園の将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等を適切に保全していく必要がある。

29 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進

提案先省庁	こども家庭庁、法務省
-------	------------

【提案事項】

(1) 養育費確保に向けた仕組みの構築

離婚後も親として経済的な責任を果たし、子どもの生活を支えることは、子どもの成長に不可欠であり、今般改正された民法等関連法について、その施行に向け当事者の実態を踏まえた詳細な制度設計を図ること。また、制度導入後も、離婚時における養育費の取決めの義務化や取り決めた内容の履行の確保など、より確実に養育費が支払われる仕組みとなるよう、不断に見直しを行うこと。

(提案の理由)

現状

- 令和3(2021)年度全国ひとり親世帯等調査では、母子家庭における養育費の取決め率は約47%、受給率は約28%と低い状況にある。
- 平成23(2011)年の民法改正により、父母が離婚の際に定めるべき事項として、養育費の分担が明示され(民法第766条第1項)、離婚届書に養育費取決めの有無をチェックする欄が追加されたが、そのチェック率は約60%(令和5年1月～3月)となっている。
- 国は、令和2(2020)年に「法務省養育費不払い解消に向けた検討会議」を開催し、養育費確保に向けた制度の見直し等を検討し、同年12月にその取りまとめが法務大臣に提出された。
- また、令和3(2021)年に法務大臣の諮問機関である法制審議会に家族法制部会が設置され、養育費を含む、離婚及びこれに関連する制度について見直しの議論が行われており、令和6(2024)年1月には、家族法制の見直しに関する要綱案が取りまとめられ、今国会で改正民法が成立した。
改正民法では、最低限の養育費を請求できる法定養育費の創設、養育費等の請求権に対する先取特権の付与が示されている。
- 県では、市町村窓口(戸籍、相談)担当者を対象とした研修会や、養育費取決め等のためにひとり親が家庭裁判所等を訪れる際の同行、市町村の戸籍と福祉の担当窓口が連携する取組への支援、公正証書等の作成に対する補助を行っている。

課題

- 養育費は子どもの成長に不可欠なものであり、その請求は子どものための大切な権利であるが、その取決めは依然として低調である。今般の改正民法により、そうした状況の改善が期待されるものの、確実な支払いを担保するためには、更なる制度の強化などより実効性のある仕組みづくりが必要である。

【提案事項】

(2) 児童虐待防止に向けた体制強化

① 児童福祉司スーパーバイザーに係る配置標準の見直し

児童相談所における児童福祉司の急激な増員に伴い、経験の浅い職員が増加していることから、児童福祉司スーパーバイザーが専任で指導及び教育を行うことができるよう、配置標準を見直すとともに必要な財源措置を講じること。

② 児童福祉司の配置標準の見直し

児童虐待に対応する児童福祉司一人当たりの担当ケース数が、適正な業務量となるよう配置標準を見直すとともに、市町村の体制強化のため、市町村支援児童福祉司の配置標準を少なくとも各児童相談所に1名以上にすることとし、それぞれ必要な財源措置を講じること。

併せて、施設等に入所している子どもの自立支援、親子関係再構築支援を進めるため新たに社会的養護を支援する児童福祉司を各児童相談所に1名以上配置するとともに、里子・里親への支援の充実を図るため、里親養育支援児童福祉司を各児童相談所に2名以上配置することとし、それぞれ必要な財政措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 現行の児童福祉法施行令に定める児童福祉司スーパーバイザーの配置標準は、児童福祉司の数の内数とされており、新プランにおける児童福祉司スーパーバイザーの増員も、児童福祉司の増員の内数とされている。
- 児童福祉司の配置標準については、児童福祉司一人当たり業務量が、40ケース相当となるよう児童福祉司の配置数を人口3万人に1人以上とされており、また、市町村支援児童福祉司については、各都道府県の管内30市町村につき1名とすることが児童福祉法施行令で規定されている。

里親養育支援児童福祉司の配置標準については、児童福祉法施行令に、当該都道府県が設置する児童相談所の数と規定されているが、社会的養護を支援する児童福祉司の規定は設けられていない。

課題

- 経験の浅い職員の増加により、児童福祉司スーパーバイザーの役割は増々重要なものとなっており、指導及び教育に集中できる専任体制を整える必要がある。
- 県では、配置標準に対応し、すでに児童福祉司を人口3万人に1人配置しているが、児童福祉司一人当たり業務量は73.4ケース（令和5(2023)年6月1日現在）となっている。また、地域で必要な支援を行う市町村の後方支援のニーズも高まっているが、現在の市町村支援児童福祉司の配置標準では、本県では1名しか配置できないため、支援が十分に行えていない現状があり、配置標準の見直しと財源措置が必要である。

さらに、施設等に入所している子どもの自立支援、親子関係再構築支援や子どもの権利擁護のための取組等のニーズは高まっているが、児童福祉司の業務量が多く、兼務で行うことは困難である。里親養育支援児童福祉司についても、各児童相談所に1名配置し、里親委託推進に取り組んでいるが、支援すべき登録里親数、委託している子どもの数は増加しており、里親養育支援児童福祉司を増やし、支援体制を充実させていく必要がある。

【提案事項】

(3) 里親等委託の推進

- ① 家庭養育推進の受け皿となる里親を確保するため、育児休業制度の対象を養育里親まで拡大すること。
- ② ファミリーホームの安定的な運営を確保するため、事務費の支弁方法を現員払いから、児童養護施設等と同様の定員払いに見直すこと。

(提案の理由)

現状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、虐待等により家庭での養育が困難な場合は、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームによる養育を推進することとされ、岡山県社会的養育推進計画に掲げる里親等委託率(令和11(2029)年度までに47%)の達成に向け、受け皿となる里親の確保やファミリーホームの体制整備を図っていく必要がある。
- 平成28(2016)年の育児・介護休業法改正により、特別養子縁組の監護期間にある子、養子縁組里親に委託されている子等の養親まで対象が拡大されたが、養育里親は対象とされていない。
- ファミリーホームの事務費支弁額は、開設後6か月は定員払いとされているが、その後は現員払いとなる。これに対し、児童養護施設等の事務費支弁額は、常に定員払いとされている。

課題

- 育児休業が認められない中、特に里親が共働きの場合などは、養育の選択肢が狭められることになり、里親養育の積極的な推進とともに里親による子育てを社会全体で支援していく必要がある。
- ファミリーホームについては、委託人数にかかわらず養育者の確保が必要であることから、現状の現員払いでは安定的な運営に支障が生じている。

【提案事項】

(4) 児童養護施設等の機能強化

- ① 児童養護施設の暫定定員の設定における算定対象に、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績も含めること。
- ② 被虐待経験に加えて発達障害や軽度知的障害のある児童の個別支援を担う、児童養護施設における専任職員の配置加算を創設すること。
- ③ 発達障害等を抱える入居者の増加に伴う支援機能の強化や適正な勤務体制の確保を図るため、自立援助ホームの職員配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 暫定定員の設定における算定対象は、入所児童と一時保護委託児童のみである。
- 令和6(2024)年1月現在、県内児童養護施設における入所児童の約2割が特別支援学校又は特別支援学級に在籍している。
- 自立援助ホームに係る児童保護措置費の事務費一般分保護単価については、定員6名の場合、職員配置の最低基準である2.5人分の設定となっている。

課題

- 児童養護施設における入所児童数は減少傾向で、過去の入所児童数の利用実績に基づき算定する暫定定員も減少しており、暫定定員の枠内でしかショートステイの受入れができない。このため、ショートステイは家庭養育優先原則を進める上で重要な資源であり、市町村のニーズも高いものの、現状ではショートステイの受入れは年々困難になっている。
- 特別支援学校等では、行事への付添い等の施設職員の負担が大きく、現行の最低基準による職員配置や加算制度では障害のある子ども達への十分な支援を行うことが困難である。
- 自立援助ホームでは、近年、発達障害等の課題を抱える入居者の増加により必要な支援が多様化していることなどから、最低基準の職員配置では個別の支援に支障が生じるとともに、宿直業務も含めた勤務体制が確保できない。

30 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化

提案先省庁	内閣府、金融庁、消防庁
-------	-------------

【提案事項】

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 災害の激甚化に伴い、都道府県や市町村の枠を越えた広域避難が必要となるため、統一的基準による「わかる・伝わる」ハザードマップの作成や、広域避難体制の検討が促進されるよう、国による技術的、財政的支援をさらに充実させること。</p> <p>(2) 水害・土砂災害に対する損害保険・共済の保険料について、地震保険料控除制度と同様に、所得税・住民税の所得控除の対象とすること。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(提案の理由)

現 状

- 平成30年豪雨災害では、倉敷市の真備地区の氾濫域において、多くの死傷者や要救助者が発生することとなったが、ハザードマップが作成・配布されていても見ていなかったという状況や、隣接する総社市の方向に避難しなければならないが隣接市のハザードマップを持っていなかったという状況が見られた。
- 平成27(2015)年の水防法の改正により、国や都道府県は、想定し得る最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定を実施し、市町村は、この浸水想定図に応じた避難方法等を住民に周知するためのハザードマップを作成することとされた。
- 誰もが、避難行動に必要な情報を活用できる「わかる」ハザードマップや、アクセスすることができる「伝わる」ハザードマップの普及を図ることが望まれている。
- 平成28(2016)年2月の内閣府による「水害に対する備えに関する世論調査」では、「自宅建物もしくは家財を対象とした水害による損害を補償する火災保険や共済に加入している」人の割合は、31.1%となっている。
- 現在の被災者への財政的支援は、被災者生活再建支援制度による300万円が上限となっているため、自宅等の再建のためには保険・共済への加入が不可欠である。
- 水害・土砂災害に係る補償は、火災保険・共済のメニューとして、加入可否を選択できる場合が多いが、保険料が高額のため、火災保険には加入していても水災補償には入らないケースが多くなっている。
- 平成18(2006)年の税制改正で平成19(2007)年分から損害保険料控除が廃止され、地震保険料のみが所得控除の対象とされたため、水災補償に係る保険料は控除の対象外となっている。

課 題

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成の市町村合併により市町村域の面積が広大となり、災害時には浸水状況及び道路事情などにより、居住市町村の避難所には避難できず、隣接市町村に向けて避難せざるを得ない例も増えている。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 豪雨災害の後、市町村は、印刷物の配布やインターネット等の様々な手段により、住民への周知に努めているが、市町村域を越える区域は白紙になるのが通常であり、また、市町村ごとに縮尺や表示する施設表示など作成方法が異なることから、市町村境界周辺での避難行動を判断するためのツールとしては十分機能していない。
- ハザードマップの理解には専門的内容や限られた情報量などから、活用に結びついていない場合や、視覚障害など利用者の特性に対応していないことから、アクセスが困難な場合がある。
- 現在、国や県において、想定最大規模の浸水想定区域図が順次作成されているが、多くの市町村において、人口密集地の大部分が浸水想定区域内となり、自らの市町村内で全住民の避難所を確保することが困難なため、想定最大規模のハザードマップの作成やその説明方法に苦慮している。
- 市町村間の調整だけで広域避難体制を構築することは困難であり、国や都道府県のリーダーシップや財政的な支援が求められている。
- 現在、防災協定締結先の保険会社とともに、火災保険の水災補償への加入について積極的に県民への広報に努めているところであるが、さらなる加入促進を図るためには、所得税控除制度の導入による財政的な支援が不可欠である。

31 消防学校施設等の整備に係る財源確保

提案先省庁	総務省、消防庁
-------	---------

【提案事項】

国の定める基準に基づき整備される消防学校の施設及び設備等について、消防職団員に対し、時代に即した実践的な教育・訓練を適切に切れ目なく提供できるよう、訓練用の施設、車両資機材等の設備整備、更新等に係る経費について、消防防災施設等整備費補助金へのメニュー追加や新たな補助制度の創設又は緊急防災・減災事業債等の起債対象事業とする等、必要な財源措置を行うこと。また、女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組への財源措置として、令和5（2023）年度に拡充した、消防学校における女性専用施設整備に係る特別交付税措置について、令和7（2025）年度までとしている時限措置を延長すること。**新規**

（提案の理由）

現状

- 近年の災害の頻発化、激甚化、及びNBC災害や石油コンビナート災害等への対応、さらには救急業務の高度化等の課題を踏まえ、消防職員及び消防団員等に係る消防学校の教育・訓練においても社会情勢に応じた適切な対応が求められている。
- 消防組織法の規定により各都道府県に設置されている消防学校においては、国の定める基準（「消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和46年消防庁告示1）」）により施設等の整備を行っているが、学校施設をはじめ、訓練用の消防ポンプ自動車や特殊消防自動車等、高額なものが多く、整備、更新が進んでいない。
- 平成38年度（令和8（2026）年度）当初までに女性消防吏員の比率5%への引き上げなど女性吏員の活躍推進に向けた積極的取組が要請されている中、各消防本部においては、女性吏員採用を踏まえた施設整備や計画的採用等の取組が進められ、女性吏員の割合は徐々に増加し、今後さらに採用は拡大していく見込みであるが、女性受入れのために必要な設備は不足している。
- 女性吏員活躍の場の拡大のための女性専用施設の整備に係る特別交付税措置（措置率0.5）が、令和5（2023）年度から消防学校にも拡充された。（※令和7（2025）年度までの時限措置）

課題

- 法の規定及び国の基準により設置、運営される消防学校の施設・教具等の整備については、実践的訓練設備のうち特定の施設を除いては、包括算定の普通交付税（消防防災費）以外に特段の国の財政措置はなく、財源不足から全般的に整備・更新が滞っているため、老朽化、旧式化が著しく、多様化する消防業務に対応する実践的かつ最新の技術修練等に係る教育・訓練に支障が生じている。また、今後増加が見込まれる女性消防吏員受入れに必要な設備整備も遅れている。

<参考>

○本県消防学校 現有車両状況

(車両)	(年式)	(経過年数)	(台数)	
救助工作車	H5 (1993)	30	1	
消防ポンプ車	H5 (1993)	30	2	
消防ポンプ車	H15 (2003)	21	1	※消防本部から無償譲渡
救急車	H20 (2008)	16	1	※消防本部から無償譲渡
消防ポンプ車	H26 (2014)	10	1	
消防ポンプ車	H29 (2017)	7	1	※消防庁無償貸与

○消防ポンプ自動車更新経費

R 5 (2023) 見積額 約41,000千円

○女性消防吏員の割合の推移

(全国) H27 (2015) 2.4% → R 4 (2022) 3.4% (警察官10.9%、自衛官8.3%)
 (県) H27 (2015) 1.6% → R 4 (2022) 3.3%

○女性消防吏員「0」の消防本部数

(全国) H27 (2015) 288/750本部 → R 4 (2022) 121/723本部
 (県) H27 (2015) 5/14本部 → R 4 (2022) 0/14本部

32 治水及び高潮・津波対策事業の推進

提案先省庁	総務省、国土交通省
-------	-----------

【提案事項】

平成30年7月豪雨災害など、気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであり、改正された国土強靱化基本法に基づく中期計画を速やかに策定し、将来にわたって切れ目なく、計画的・安定的に、流域治水の考え方も踏まえた治水対策や高潮・津波対策が実施できるよう、十分な予算を確保すること。

さらに、地方自治体の財政負担を軽減し、効果的に防災・減災対策を行えるよう、緊急的な改修や浚渫に必要な起債制度を継続すること。

(1) 直轄管理区間の改修等推進

- ・ 旭川中上流ダム再生事業の早期建設移行
- ・ 高潮対策事業等の推進
- ・ 適切な維持管理の実施

(2) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保

(3) 流域治水の推進

(4) 緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の継続 新規

(提案の理由)

現状

- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり水害リスクが高いが、この252km²の域内に人口39万人が居住し、水島工業地帯や岡山市南部で県内の製造品出荷額の約6割を占めるなど、人口や産業が集中している。
- 県管理河川のうち要整備延長は1,831kmであるが、整備済延長は暫定的なものを含めても692kmにとどまっている。また、海岸保全施設のうち高潮等に対する整備が必要な延長は147kmに対し、高さが確保されているのは56kmにとどまっている。
- 本県では、平成10(1998)年、平成16(2004)年、平成23(2011)年に引き続き、平成30年7月豪雨でも甚大な浸水被害が広範囲に発生しており、水害対策の推進について県民の関心が一層高まっている。
- 気候変動に伴い激甚化・頻発化している水害に備えるため、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水について、流域治水プロジェクトに基づき県内全域で計画的に進めている。
- 水害から県民の生命や財産を守るためには、治水及び高潮・津波対策を強力に推進する必要があるが、治水関係事業費はピーク時と比べ、国は約5割、県は激特事業等を除くと約2割まで落ち込んでいる。

課題

- 県南部沿岸地域は、低平地に人口等が集積する市街地が形成されており、台風や高潮等によりひとたび災害が発生すると、大規模な被害状況となることから、早急な整備が必要である。
- とりわけ、岡山市街地等の水害リスク軽減に効果が高い旭川中上流ダム再生事業については、早期に建設移行する必要がある。事業実施にあたっては、工事中も円滑な洪水調節が行えるよう、工事中の管理体制について、引き続き、検討・調整が必要である。
- 県管理の河川や海岸における整備すべき箇所は依然として多く、河川整備や高潮・津波対策を計画的かつ早急に推進し、治水安全度等の着実な向上を図る必要がある。
- 流域治水を推進するため、ソフト対策も計画的に進めているが、水害リスク軽減の効果が最も期待できるハード対策をより一層加速させる必要がある。また、ソフト対策の充実を図るためには、財政的・技術的支援が必要である。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に引き続き、切れ目なく国土強靱化の取組を進めるため、地方の意見を反映した「国土強靱化実施中期計画」を速やかに策定し、治水及び高潮・津波対策に必要な予算を計画的かつ安定的に確保する必要がある。
- 緊急浚渫推進事業債については令和6(2024)年度まで、緊急自然災害防止対策事業債は令和7(2025)年度までの措置となっているが、引き続き、地方自治体の財政負担を軽減し、効果的に防災・減災対策を行えるよう、事業期間を延長する必要がある。

<参考>

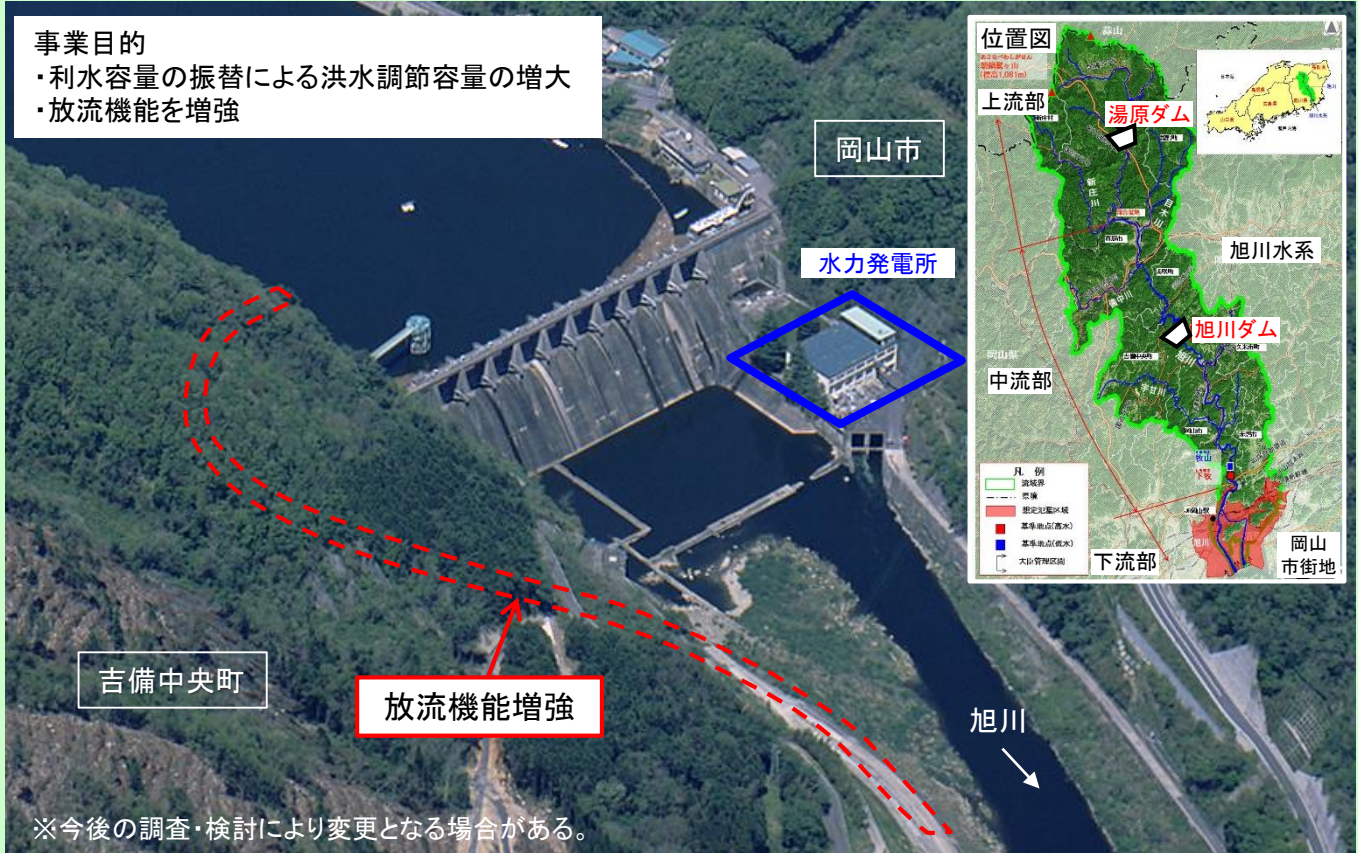
治水及び高潮対策等事業(令和6(2024)年度実施予定)

直轄管理河川改修事業等	吉井川、旭川、高梁川 旭川中上流ダム再生事業(実施計画調査)
県管理河川改修事業	一級河川高梁川、二級河川笹ヶ瀬川等21河川
建設海岸・港湾海岸	三幡九幡海岸等5箇所、岡山港海岸等11箇所

直轄河川事業 旭川中上流ダム再生事業 旭川ダム (ダム再生イメージ)

事業目的

- ・利水容量の振替による洪水調節容量の増大
- ・放流機能を増強

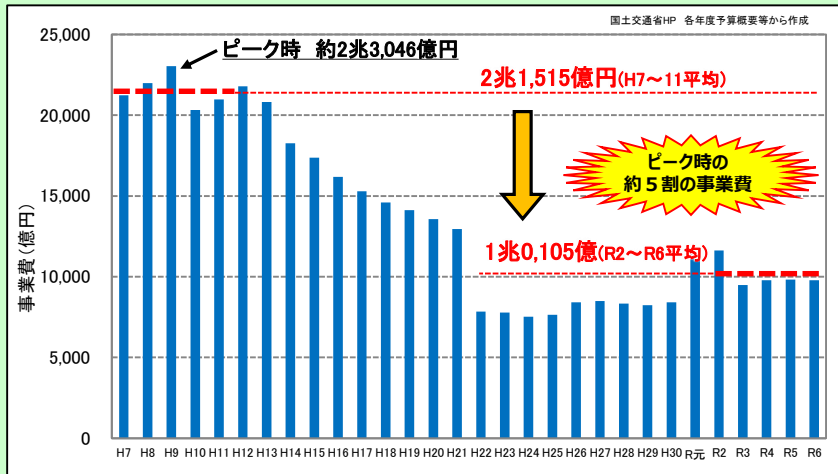


※今後の調査・検討により変更となる場合がある。

直轄河川事業
耐震対策 (一) 吉井川 (西幸西地区)



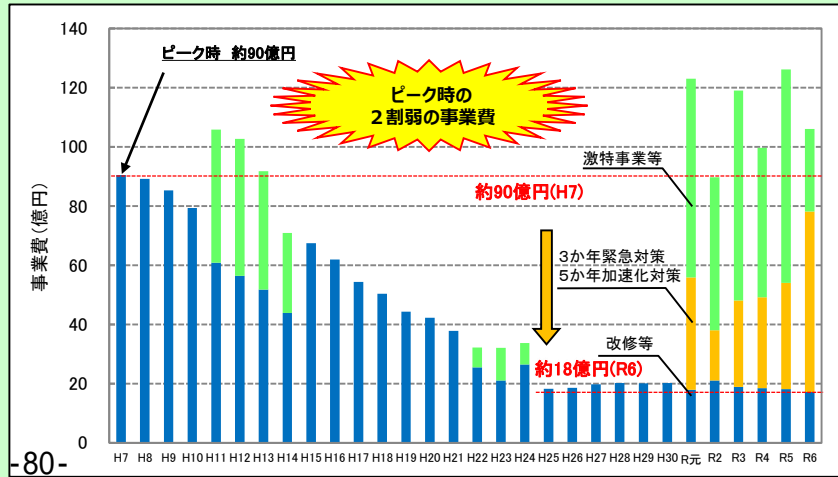
国土交通省 治水関係事業費の推移



県河川事業
河川改修 (一) 旭川 (小倉地区)



岡山県 治水関係事業費の推移



※事業費は内示ベース。R元年以降は前年度の補正予算を含む。

33 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

県内には、花崗岩・マサ土などの脆弱な地質が広く分布し、平成30年7月豪雨により広範囲で土砂災害が発生したが、さらに令和元(2019)年9月にも豪雨により土砂災害が発生しており、気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されることから、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を重点的に推進する必要があるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的・安定的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県内には、土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県土の約40%に分布している。また、保全人家5戸以上等の要対策箇所は、5,692箇所あるが、令和5(2023)年度末の施設対策率は27.7%と低い。
- 平成30年7月豪雨では、県内の広範囲での土砂災害により、人的被害や建物被害が多数発生し(土砂災害315件)、令和元(2019)年9月には、新見市で局地的豪雨により建物やJR施設内に土砂が流出するなど県内で土砂災害が激甚化・頻発化している。
- 平成30年7月豪雨をはじめとする土砂災害の発生や土砂災害特別警戒区域の指定により、住民からハード対策を求める要望が増加している。
- ハード対策については、近年土砂災害が発生した箇所、保全人家の多い箇所、道路・鉄道の重要交通網や避難所など緊急性の高い箇所から、重点的に整備を進めることとしている。

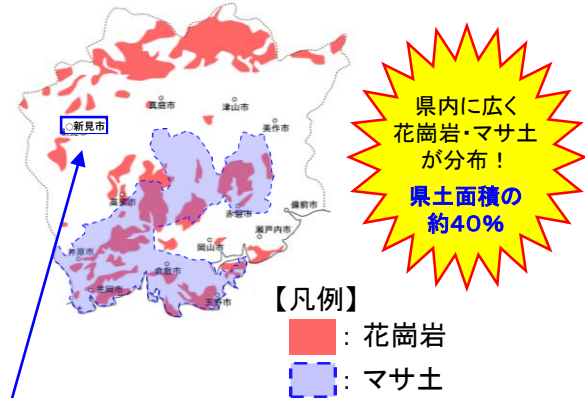
課題

- 土砂・流木対策のための砂防堰堤等の整備などハード対策を重点的に推進していくためには、砂防関係事業費の確保が必要である。
- 気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化が懸念される中、令和7(2025)年度までの対策として、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであるが、依然として施設対策率は低迷している。
- 県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を、5か年加速化対策後も切れ目なく、計画的・安定的に推進するため、財源を確保したうえで、当初予算での配分も含め十分な財政支援をお願いしたい。

岡山県の土砂・流木災害リスク

- 土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県内に広く分布。
- 令和5年度末時点の施設対策率は、**27.7%**と低い状況である。
- 令和元年9月には、新見市で**局部的豪雨**により土砂災害が発生し、**建物やJR施設内に土砂が流出する被害が生じた**。気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化を懸念している。

【県内の花崗岩・マサ土の分布】



【要対策箇所施設の施設対策状況】

	要対策箇所数	R5までの対策済箇所数	R5末対策率
土石流	3,019	941	31.2%
急傾斜地	2,475	561	22.7%
地すべり	198	72	36.4%
計	5,692	1,574	27.7%

令和6年3月31日現在

⇒令和5年度末の施設対策率 **27.7%**

令和元年9月3日の豪雨により新見市で土石流が発生(災関緊急事業採択)

- 家屋被害：全壊4棟・半壊3棟・一部損壊1棟
- JR埋没：280m、市道埋塞 100m 他

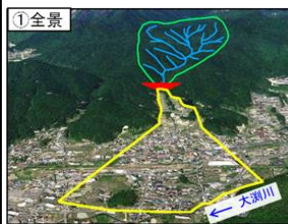


- 【保全対象】
人家60戸、保育所
JR(伯備線等)L=218m等
- 災害関連緊急砂防事業
【工事概要】
砂防堰堤 N=1基
- 特定緊急砂防事業
(R2年度～R4年度)
【工事概要】
溪流保全工 L=207m

ハード対策の重点的な実施

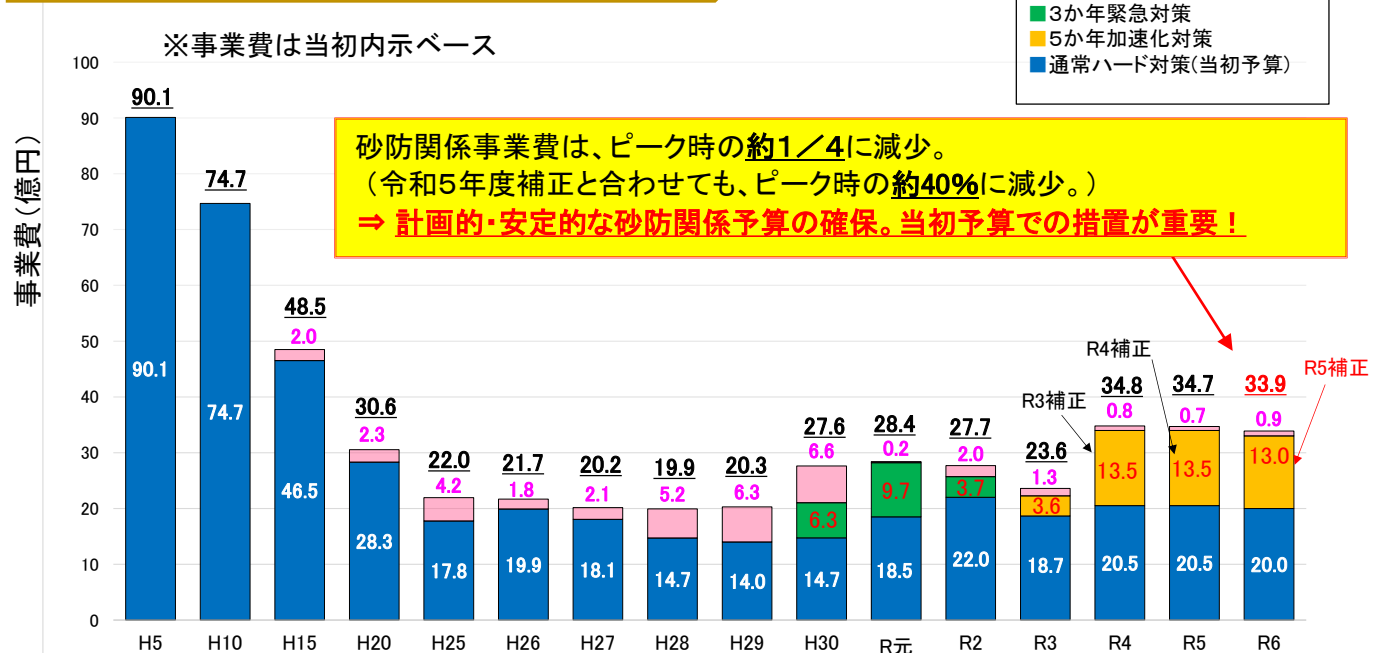
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

- 避難所がある箇所など重要度の高い箇所からハード対策を重点的に実施。
- 令和7(2025)年度まで5か年加速化対策を活用し、積極的に事業推進する。



- こうしんどうがわ びぜんしひがしかたかみ (砂) 荒神堂川(備前市東片上地内)
- 【保全対象】
人家335戸
指定避難所1箇所
JR赤穂線
国道2号
 - 【工事概要】
砂防堰堤 N=1基

岡山県における砂防関係事業費の推移



34 岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

多くの方に利用され、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、滑走路や航空灯火等の施設の老朽化対策に必要な財源を継続的に確保すること。

(提案の理由)

現 状

- 年間約 150 万人が利用する岡山桃太郎空港は、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられている。
- 県民や近隣エリアの方々に、より一層利用され持続的に発展するよう、令和 22(2040)年頃を見据え策定した「空港づくり基本構想」の管理運営戦略において、緊急輸送拠点としての機能を確保するため、老朽化対策に適切に取り組むこととしている。
- 滑走路や航空灯火等の施設については、昭和 63(1988)年の開港以来 36 年が経過していることから、滑走路等の定期的な点検等により劣化・損傷の程度を把握するとともに、老朽化が進行している施設については、航空機の安全運航のため計画的な更新・改良が必要である。

課 題

- 平成 30 年 7 月豪雨による多大な被害や東日本大震災の経験を踏まえ、空港は、防災上においても重要な公共施設として機能を維持し、安定的に運用することが重要であるが、老朽化対策を実施するにあたり大きな財政負担が生じている。

<参考> 国の航空局予算の推移

(単位：億円)

年 度	R 3 (2021)年度	R 4 (2022)年度	R 5 (2023)年度	R 6 (2024)年度
空港整備勘定	3,919	3,896	3,942	3,959
一般空港等 ※	827	896	919	906
うち岡山桃太郎 空港分	1.94	0.28	0.39	1.01

※一般空港等…ターミナル地域の機能強化、空港の老朽化対策等

35 岡南飛行場の施設整備の推進

提案先省庁	総務省、国土交通省
-------	-----------

【提案事項】

岡南飛行場について、航空業界の課題となっている操縦士の養成に活用されていることを踏まえ、将来にわたって空港機能を維持するため、滑走路等の施設整備について、空港整備補助事業の対象とすること。

また、公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の対象とすること。

（提案の理由）

現 状

- 岡南飛行場は、岡山桃太郎空港との機能分離のもと、定期便発着の影響を受けない小型航空機専用の飛行場として、県民の安全安心に不可欠な公用ヘリコプター2機（県警ヘリ、岡山市消防ヘリ）の基地のほか、小型機やヘリによる飛行訓練、航空測量、取材飛行、整備拠点など幅広い用途に活用されており、中四国唯一の小型航空機の拠点空港としての役割を果たしている。
- 操縦士については、今後の需要予測に対して、現役の一斉大量退職などによる人材不足が見込まれており、養成・確保が極めて重要な課題となっている。岡南飛行場は、法政大学などにより事業用免許取得のための訓練に活用されており、人材養成・確保の観点から航空ネットワークの維持に大いに貢献する空港である。
- 滑走路やエプロン等の施設については、昭和37(1962)年の開港以来62年が経過していることから、滑走路等の定期的な点検等により劣化・損傷の程度を把握するとともに、老朽化が進行している施設については、航空機の安全運航のため計画的な更新・改良が必要である。
- 航空法施行規則の改正による滑走路端安全区域（RESA）の整備や、航空灯火のLED化には短期間に多額の費用を要することから、地方単独予算による対応は大きな負担となる。
- 令和4(2022)年度から、公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の対象に、空港施設が追加され地方単独事業も対象となったが、国庫補助の対象とならない空港は当該起債事業の対象外とされ活用することができない。

課 題

- ゼネラルアビエーション空港であるため、空港整備補助事業の対象外とされており、施設整備にあたり大きな財政負担が生じていることから、計画的な施設整備や適正管理に支障を来す恐れがある。

※ゼネラルアビエーション空港に係る補助制度については、平成18(2006)年度末をもって廃止。

36 警察基盤の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

【提案事項】

- (1) スマートフォン解析用資機材の整備充実
悪質・巧妙化するサイバー事案等に的確に対応するため、スマートフォン解析用資機材の整備充実を図ること。**新規**
- (2) 治安対策用装備資機材の整備充実
現下の治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両や防弾帽等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。
- (3) 安全で快適な道路交通環境の実現
幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、老朽化した交通信号機等の更新や摩耗した道路標示の補修を図るほか、信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。

（提案の理由）

現状

- スマートフォンが様々なコンテンツやアプリケーションの利用が可能なモバイル端末として急速に普及し、サイバー空間が日常空間に浸透している今、犯罪捜査においても、スマートフォンの解析は欠かすことのできない捜査事項の一つとなっている。
解析用資機材によって抽出できるデータ量の違いは、犯罪の立証や事件の解決に多大な影響を及ぼすものであるが、抽出できるデータ量が多い高性能な資機材を導入するには高額な費用が必要となる。現在は、各都道府県警察が必要に応じて個別に調達しなければならないため、これらの資機材による解析が必要な事件全てには対応できていない状況にある。
- 近年、全国的に、交番勤務の警察官が襲撃される事件や、暴力団員等による刃物や銃器を用いた事件が相次いで発生するなど、警察活動を取り巻く環境は厳しい情勢にあるが、捜査用車両や防弾帽等の治安対策用装備資機材の必要数の充足には至っていない。
- 令和5（2023）年中における県下の交通事故死者数は49人と、前年に比べて大幅に減少したものの、人身交通事故件数が増加したほか、高齢者が当事者となる死亡事故が約半数を占めるなど、厳しい情勢が続いている。
また、本県は中国・四国地方における広域交通網の結節点となっているため、県南部の岡山市や倉敷市等の市街地に通じる主要幹線道路を中心に交通渋滞が慢性化している状況にある。
さらに、道路標識や道路標示について、不要な交通規制の見直しを行い、持続可能な交通規制の推進を図っているところであるが、横断歩道をはじめ、摩耗した道路標示の補修等に関する県民の関心は高く、県議会でも度々取り上げられている状況にある。

課題

- 犯罪捜査において、スマートフォン解析の重要性は高まっているが、解析に有用な資機材の導入費用は非常に高額であり、各都道府県警察の個別調達としたのでは限界があることから、悪質・巧妙化するサイバー事案等に的確に対応するため、国によるスマートフォン解析用資機材の整備充実を図る必要がある。
- 治安情勢に応じた的確な治安対策を推進するため、各種装備資機材の整備充実を図る必要がある。
- 安全で快適な道路交通環境を実現するため、交通状況に応じた信号制御や適切な道路交通情報の提供等によって交通の円滑化を図るとともに、視認性の確保や消費電力の抑制に向けた信号灯器のLED化等を推進する必要があるほか、道路標識や道路標示の適切な維持管理を継続していく必要がある。

37 デジタル社会の推進

提案先省庁	デジタル庁、総務省
-------	-----------

【提案事項】

(1) 自治体のDX推進に対する支援

- ① 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、令和7（2025）年度までに標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標に取り組を進めているが、システム移行を確実に実現できるよう、自治体の状況に応じたきめ細かな支援に努めること。

特に、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、所要の移行期限を設定するとされている。そのため、国において、自治体の状況をしっかりと把握し、適切な移行期限を設定するとともに、必要となる移行経費についても確実に支援を行うこと。

また、標準化移行に伴い新たに負担となるガバメントクラウドの利用料及びガバメントクラウドに接続するためのネットワーク回線費用など、システム運用経費等についても財政的支援を行うこと。 **一部新規**

- ② 自治体のDX推進のためには、デジタル分野における専門知識や各種ICTツールを利用するスキルを身につけ、中核となって実務をとりまとめることができる職員を育成する必要がある。こうした自治体内部のデジタル人材の育成に向けた取組に対して、財政的支援や地方自治体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。 **新規**

（提案の理由）

現状

- 令和4（2022）年10月に、総務省により「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が策定され、市町村を含む自治体は、令和7（2025）年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされた。
- 令和5（2023）年9月に、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が変更され、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、所要の移行完了の期限を設定することとされている。
- 令和5（2023）年12月に、国が「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定し、地方公共団体におけるデジタル人材の育成に関する基本方針等が示されたところである。
DX推進リーダーの育成に要する経費については、特別交付税措置が講じられているが、対象が限定されているため、人材育成が進んでいない。

課題

- デジタル基盤改革支援補助金については、地方公共団体情報システム機構に設置されたデジタル基盤改革支援基金を活用して補助されるが、基金の設置年限が令和7（2025）年度までであるため、令和8（2026）年度以降に移行期限が設定された場合の財政支援について見直しが必要である。

【提案事項】

(2) マイナンバーカードの普及促進と利活用の拡大

マイナンバーカードの国民全体への普及に向け、カードの利便性と安全性の両立を図りながら、次の対策を講じること。

- ① マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国において、制度のメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組を強化するとともに、マイナンバーカードを取得するメリットを実感できるよう、有効な行政サービスの展開や、民間サービスの提供の拡大を行うこと。
- ② マイナンバーカードに搭載されている電子証明機能の有効期限の更新について、利用者の利便性向上を図るため、更新手続を可能とする場所を拡充するとともに、オンラインによる手続を可能とすること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- マイナンバーカードと運転免許証等との一体化が進められる中で、国民の理解を得た上でセキュリティを確保しながら、利用範囲を拡大することが求められている。
- マイナンバーカードの保有率は、現状で74%程度である。
マイナンバーカードの交付状況（令和6（2024）年4月末時点）
全 国 73.7%、岡山県 74.4%（全国24位）
- マイナンバーカードの電子証明機能の更新には、市町村役場等で手続を行う必要がある。

課題

- マイナンバーカードのさらなる普及のためには、マイナンバーカードを保有するメリットの創出、マイナンバーカードを保有することに対する理解促進に向けた取組に加え、取得や更新をしやすい環境づくりが必要である。

【提案事項】

(3) 情報セキュリティ対策の見直しに対する支援

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂により、セキュリティを確保しつつ、業務効率性に配慮したモデル（ β 、 β' モデル）も示されたこと等を踏まえ、市町村を含め、クラウドサービスの利用等を念頭に、従来の主流であるセキュリティを重視したモデル（ α モデル）から β 、 β' モデルへ移行する自治体向けに、移行に要する経費に対する補助金を創設すること。

（提案の理由）

現 状

- 平成 27(2015)年 12 月の総務大臣通知に基づき、各自治体は、三層の対策（庁内ネットワークをマイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系に分割）を求められ、本県を含め多くの自治体は、LGWAN接続系に庁内の情報システム等を設置（ α モデル相当）した。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が令和 2(2020)年 12 月に改訂され、セキュリティを重視した従来のモデル（ α モデル）に加え、セキュリティを確保しつつ業務効率性に配慮したモデル（ β 、 β' モデル）が示された。

なお、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（令和 3(2021)年 3 月）では、情報システムの構築に際してはクラウドサービスをまず検討する（クラウド・バイ・デフォルト）よう各省庁に指示している。

また、令和 5(2023)年 6 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、国は現行の三層の対策を抜本的に見直すことや、ゼロトラストアーキテクチャの考えに基づくネットワーク構成に対応するよう検討している。

課 題

- クラウド・バイ・デフォルトの原則に沿って、 α モデルを採用する自治体が、庁内の情報システム等をインターネットを利用するクラウドサービスに移行するためには、 β 又は β' モデルへ移行する必要があるが、移行には多額のシステム改修費等が必要となり、移行費用の確保がクラウドサービスの利用等を目指す自治体の課題となっている。

【提案事項】

(4) デジタル基盤の整備等

- ① デジタル社会の実現に当たり、全ての県民が必要な情報やサービスを得られるよう、過疎地や離島等の条件不利地域における光ファイバ等の通信環境の整備について、継続的な支援を行うこと。
- ② 公設の光ファイバ等の通信施設の民間への移行が円滑に進むよう、移行に向けて自治体を実施する公設設備の高度化に対する支援制度などを創設すること。また、公設による維持が必要となる地域については、運営や機能向上のための設備投資等に対して、令和5（2023）年度に創設された交付金制度と同等の支援が適用されるよう制度の創設を検討すること。
- ③ 「デジタル田園都市国家構想」実現のためには、都市部のみならず地方においても着実に5G基地局が整備される必要があることから、携帯電話事業者に対する技術的・財政的支援などにより、都市部と地方で偏りが生じないよう基地局整備を進めること。

（提案の理由）

現状

- 国は、全国の光ファイバの世帯カバー率を令和9（2027）年度末までに99.9%とすることを目指す整備計画を策定し、条件不利地域における光ファイバ等の整備費を補助しているが、依然として光ファイバ等の未整備地域がある。
光ファイバ世帯カバー率（令和4（2022）年度末時点）
全国 99.7%、岡山県 99.0%
- 国は、光ファイバ等のブロードバンドサービスをユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）に位置付け、サービスの安定した提供を確保するため、不採算地域における民設民営の通信施設に維持費用の一部を支援する交付金制度を創設したが、公設からの移行が進まない懸念がある。
- 国は、全国の5G人口カバー率を令和7（2025）年度末までに97%に引き上げ、さらには令和12（2030）年度末までに全国・各都道府県99%に引き上げる整備計画を策定している。
5G人口カバー率（令和4（2022）年度末時点）
全国 96.6%、岡山県 90.9%

課題

- 光ファイバ等や5Gは、デジタル社会を実現していく上で不可欠な基盤となるものであることから、地域により偏りが生じないように、通信施設の整備を進め、安定的に運営していく必要がある。

【提案事項】

(5) 統計調査のデジタル化の推進

基幹統計調査の実施に当たっては、最終的には、調査票の配布から回答まで全てをオンラインとし、統計調査員による調査は、未回答者への督促など補完的なものに限定されるよう見直しを図ること。

(提案の理由)

現 状

- 基幹統計調査については、オンライン回答の仕組みは整ってきているが、実際のオンライン回答率は低い。加えて、統計調査員は、オンライン回答ができる統計調査を含め、個人情報に記載した調査票等の配布を行っており、配布から回答まで全てがオンラインとなっていない。
 - * オンライン導入率：88.2%（令和4年（2022年）12月末）
 - * オンライン回答率：307統計中127統計が40%未満（令和4年（2022年）12月末）
（統計法の施行状況について（報告） 令和5年（2023年）総務省）
- 令和2年（2020年）国勢調査等では、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、世帯と調査員が対面しない非接触な調査方法も導入されたところであり、登録統計調査員の約4割が70代以上（公的統計の整備に関する基本的な計画 令和5年（2023年）総務省）となり、担い手が不足するなか、令和7年（2025年）の国勢調査では、本県においても約10,000人の統計調査員を確保する必要がある。
- 国民生活においてデジタル化が進み、国民のほとんどがモバイル端末を保有している状況にあり、統計調査をデジタル化できる環境は整っている。
 - * モバイル端末世帯保有率97.5%（令和4年（2022年）8月末）
（令和4年通信利用動向調査 令和4年（2022年）総務省）

課 題

- 昼間不在世帯の増加や統計調査員の担い手不足など統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、調査票の回収率の向上や個人情報の紛失を防ぐとともに回答者の負担軽減や利便性の向上を図るため、統計調査のデジタル化を進め、紙による個人情報の取扱いを廃止することが重要である。

38 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

提案先省庁	総務省、国土交通省
-------	-----------

【提案事項】

(1) 新型コロナウイルス感染症及び燃料費等高騰への対策

感染症の影響による利用者の減少や燃料・電力価格等の高騰により、深刻な経営状況となっている地域公共交通の維持・存続に向け、必要な財政支援を講じること。

(提案の理由)

現 状

- 地域公共交通については、人口減少や高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、利用者が減少するとともに、燃料・電力価格等の高騰により運行経費が増大しており、厳しい経営状況にある。
- 令和2(2020)年度以降、県では交通事業者に対し、地方創生臨時交付金を活用した支援を実施してきたところであるが、当該交付金による支援が終了すれば、さらなる経営状況の悪化を招く恐れがある。

課 題

- 新型コロナウイルス感染症の影響や燃料・電力価格等の高騰が長期化しており、交通事業者の経営状況の立て直しが急務である。
- 地域公共交通の維持に向け、地方創生臨時交付金を財源とした一時的な支援ではなく、持続可能かつ抜本的な支援策を講じる必要がある。

<参考>

○臨時交付金による支援額（予算ベース）

(単位：千円)

対 象	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	合 計	備 考
バ ス	826,789	816,000	706,490	78,180	2,427,459	
鉄 道	48,000	47,135	50,779	8,606	154,520	井原鉄道133,532 智頭急行 20,988
タクシー	119,836	143,572	138,519	37,646	439,573	
旅客船	28,141	61,822	8,922	2,000	100,885	土木部33,085含む

【提案事項】

(2) 地域公共交通の維持・確保

広域的・基幹的なバス路線への運行費等補助や、地域の実情・ニーズに応じた公共交通体系の構築、運転手確保の取組など、市町村や交通事業者が行う様々な維持・確保策に対し、必要な財源の確保及び財政支援の拡充を図ること。

(提案の理由)

現 状

- 広域的・基幹的なバス路線のうち一定の要件を満たすものについては、赤字額に対する国庫補助が行われているが、人口減少等に伴う利用者の減少により、計画運行回数（3回／日以上）、計画輸送量（15人／日以上）などの補助要件を満たせない路線も多く、路線維持にかかる県及び市町村の負担が大きくなっている。
- 人口減少地域において公共交通を維持するためには、地域の実情・ニーズに応じた公共交通体系への転換を図る必要があるが、ニーズ調査や計画立案、施設整備や車両購入など、多額の経費が必要である。これらの取組については、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金等を活用可能であるが、補助要件や採択基準等のハードルが高いことから、県において、独自の支援を行っている。
- バス・タクシーの運転手をはじめとする、公共交通の担い手不足が全国的な問題となっており、本県においても、多くの事業者が人材確保に苦慮している。

課 題

- 人口減少や高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、公共交通の利用者が減少傾向にある中で、県や市町村、交通事業者等が連携し、持続可能な公共交通体系の構築に取り組む必要がある。
- ICTや自動運転等の新技術も導入しながら、地域の実情・ニーズに応じた多様な公共交通の維持・確保を進めていくため、市町村や交通事業者にとって使いやすい支援制度が求められている。
- 令和6(2024)年4月の働き方改革関連法施行により、今後、運転手不足が加速する懸念があり、労働環境の改善を含め、人材確保のための取組を強化する必要がある。

【提案事項】

(3) 離島航路の維持

離島航路の運営費等について、現在、国庫補助対象となっていない航路を含め、財政支援の拡充を図ること。

また、令和4(2022)年11月の離島振興法改正により、離島航路で使用される船舶建造に対する特別配慮規定が盛り込まれたことから、国において財政措置を強化すること。

(提案の理由)

現 状

- 離島航路事業者は、利用者の減少や燃料価格の高騰等による収支の悪化、設備の老朽化、船員不足など厳しい状況に置かれており、令和5(2023)年度には2航路が新たに休止するなど、航路の維持が困難になっている。
- 離島航路のうち一定の要件を満たすものについては、赤字額に対する国庫補助が行われているが、国において十分かつ確実な予算の確保がなされておらず、県及び関係市の負担が増大している。
- 現在の国の補助制度では、旅客定員が13人を下回る船舶や不定期航路、唯一でない航路が対象外とされており、航路再編の議論を進める上で支障となっている。

課 題

- 離島に暮らす住民にとって不可欠な交通手段である離島航路の維持を図っていくためには、持続可能な運航体系の構築が急務である。
- 離島航路事業者や地元自治体など、関係者が連携して離島航路の再編に取り組むため、支援制度の抜本的な見直しによる、支援体制の強化が必要である。

<参考>

- 離島振興法（抜粋） ※下線部:令和4(2022)年11月改正法により追加
(交通の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における人の往来及び物資の流通に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、離島振興対策実施地域に係る海上、航空及び陸上の交通について、総合的かつ安定的な確保及びその充実並びに人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実と特別の配慮をするものとする。

2 前項の規定により特別の配慮をすべき事項には、離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する離島航路事業の用に供される船舶（以下この項において単に「船舶」という。）であつて高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新並びに離島に係る航空路において旅客を運送する事業の用に供される航空機の購入に対する支援並びに離島に係る無人航空機の活用による物資の流通の改善に対する支援が含まれるものとする。

【提案事項】

(4) 第三セクター鉄道の経営安定化等

「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。

特に、井原鉄道は、令和5(2023)年度から耐震補強に取り組んでいるところであり、高架橋等が多いことなども踏まえ、財政支援の拡充を図ること。

(提案の理由)

現状

- 地域鉄道の鉄道施設の更新・修繕については、鉄道施設総合安全対策事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）及び地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業が実施されているが、鉄道施設の老朽化等のため、事業者からの補助要望額の増加が見込まれる。
また、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対しては、平成25(2013)年度から特別交付税が措置されているが、措置率は30%と、バス路線や離島航路の維持に関する措置率（80%）と比べて低率である。
- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、鉄道施設の更新・修繕経費を負担しているため、国庫補助金で措置されなかった費用については、県や沿線自治体の負担となる。特に、令和5(2023)年度からは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針に基づき、緊急輸送道路等と交差又は並走する高架橋等の耐震補強工事を実施しているが、路線の多くが高架橋であることに加えて、鉄部材の価格が高騰しており費用が多額となる。
- 同じく第三セクター鉄道である智頭急行及び水島臨海鉄道についても、新型コロナウイルス感染症や燃料費高騰の影響により経営状況が厳しくなっており、設備の老朽化対策や車両更新のための財源確保が大きな課題となっている。

課題

- 地域鉄道については、今後、施設の老朽化等に伴い経費が増加する見込みであることから、支援の拡充により、安全の確保と経営の安定化を図る必要がある。

<参考>

○井原鉄道に関する関係自治体負担額

令和5(2023)年度 実績見込 総額 442,379千円（うち岡山県 209,720千円）

〃 6(2024)年度 当初予算 総額 441,170千円（ 〃 209,427千円）

【提案事項】

(5) J R 在来線の維持・確保

J R 在来線は、地域の基幹的・広域的な公共交通であることから、鉄道ネットワーク全体の維持・確保に積極的に関与すること。

また、J R 在来線の利用促進に向けた、県及び沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。

(提案の理由)

現 状

- 令和4(2022)年2月、J R 西日本は令和元(2019)年度実績ベースで輸送密度2,000人未満の線区について、見直しに着手すると発表した。また、令和5(2023)年10月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、当面、輸送密度1,000人未満の線区について、鉄道事業者等からの要請に基づき、国の関与の下で再構築協議を行う制度が始まった。
- 法改正を受け、J R 西日本から国に対し、芸備線の備中神代～備後庄原間に係る再構築協議会の設置要請が出され、令和6(2024)年1月、芸備線再構築協議会の設置が決定された。現在、当該協議会において、本県を含む関係者が路線の在り方について協議を行っている。
- 地域住民の移動手段としてのJ R 在来線の維持・利便性向上に向けて、県及び市町村において、地域の実情・ニーズを踏まえた利用促進の取組を進めている。これらの取組については、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金等を活用可能であるが、補助要件や採択基準等のハードルが高いため、県において、独自の支援を行っている。

課 題

- J R 在来線の維持は全国的な課題であることから、国が主体的に関与する必要がある。
- J R 在来線は、地域の基幹的・広域的な公共交通として、二次交通など地域の公共交通を支える重要な存在であることから、県としても、沿線自治体等と連携し、J R 在来線沿線住民への利用に向けた啓発活動や、沿線の魅力発信による沿線外からの集客などの取組を進めていく必要がある。

<参考>

○ 県内における輸送密度1,000人未満の線区 (令和4(2022)年度)

芸備線 (備中神代～東 城)	89人/日
姫新線 (上 月～津 山)	386人/日
〃 (津 山～中国勝山)	640人/日
〃 (中国勝山～新 見)	132人/日
因美線 (東津山～智 頭)	130人/日

38 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

○再構築協議の特定区間の状況

区間	輸送 密度 (人/日)	係数		線区別収支		
		収支率 A/B	線区営業係数 100*B/A	運輸収入 A	営業費用 B	営業損益 A-B
備中神代～東 城	89	3.1%	3,181円	0.1億円	1.7億円	▲1.6億円
東 城～備後落合	20	0.6%	15,516円	0.01億円	2.0億円	▲1.99億円
備後落合～備後庄原	75	2.6%	3,777円	0.1億円	2.4億円	▲2.3億円

※令和2（2020）年度～令和4（2022）年度平均値、ただし輸送密度のみ令和4（2022）年度実績値

【提案事項】

(6) 高齢化社会への対応

鉄道駅及びタクシー車両等のバリアフリー化促進のため、必要な財源を確保すること。

また、運転免許証返納者等に対する運賃割引など、交通事業者が行う高齢者への対応に対し、必要な財政支援を講じること。

(提案の理由)

現 状

- 移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、交通事業者には、鉄道駅及びタクシー車両等のバリアフリー化が求められているが、国において十分な予算の確保がなされておらず、整備目標が未達成の状況である。
- 国では、交通事業者に対し、運転免許証返納者への運賃割引について協力を求めているが、本県においても、平成22(2010)年から一部の交通事業者において割引が行われているところであるが、交通事業者から、割引が経営上の負担となっているとして支援の要望が上がっている。

課 題

- 特に高齢化が進む中山間地域等においては、持続可能な公共交通体系への再構築と併せて、高齢者等が使いやすい施設や車両等の導入を進める必要がある。
- 高齢化に伴う運転免許証返納者の増加を踏まえ、持続可能なサービスのあり方について検討を進めるとともに、交通事業者に対し適切な支援を講じる必要がある。

<参考>

○令和7(2025)年度末までの国の整備目標

区分	対象施設	整備基準	岡山県 (R4(2022)末)
旅客施設	鉄軌道駅	平均利用者数3,000人以上/日と2,000人以上3,000人未満/日で基本構想に位置付けられた施設→原則100%	86.2%
車両等	鉄軌道	総車両数約52,000両のうち約70%	2.1% (軌道) (R2(2020)末)
	乗合バス	ノンステップバス総車両数約5万台のうち約80% 等	31.8%
	タクシー	約90,000台の福祉タクシー (UDタクシー含む) を導入、各都道府県の総車両数の約25%をUDタクシーとする	5.5%
	旅客船	総隻数約700隻のうち約50%	43.8% (R2(2020)末)

39 中山間・離島地域等の振興

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省
-------	--------------------------

【提案事項】

(1) 中山間地域等の振興

過疎地域等の条件不利地域である中山間地域において、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、国として継続的な支援を行うこと。

また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額を確保すること。

(2) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県土の約76%を占める中山間地域は、人口減少と高齢化が急速に進行し、生活基盤を支える農林水産業の担い手の減少、野生鳥獣被害の深刻化、買い物や通院に必要な生活交通の弱体化など多くの課題を抱えており、中山間地域の自治体は、課題解決のための財源確保に苦慮している。
- 本県では、岡山県中山間地域活性化基本方針、第3次晴れの国おかやま生き生きプラン及び第2期おかやま創生総合戦略に基づき、地域運営組織の設立・活動支援や小さな拠点の形成支援、関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進、次代を担う人材の育成など、中山間地域等の振興に取り組んでいる。
- 離島地域については、自然的・社会的条件から依然として厳しい課題を抱え、深刻な人口減少や高齢化が進行しており、集落機能の低下や生活面の不安が増大し、中山間地域以上に厳しい状況にある。本県では、令和5（2023）年4月に施行された改正離島振興法に基づく「岡山県離島振興計画」を策定し、関係市等と連携し、離島振興施策を着実に実施することとしている。

課題

- 中山間・離島地域等において、人口減少社会にあっても地方が責任を持って持続可能な地域づくりを推進するため、地域の実態に応じた実効的な対策を切れ目なく講じられるよう、国において、弾力的で柔軟な運用が可能な地方への財政支援措置を拡充する必要がある。

＜参考＞

○ 本県の中山間地域の状況

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの。

- ・山村振興法に規定する山村
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域

区 分	市町村数	面積(km ²)	人口(人)	高齢化率(%)
全 県 域	27	7,114.33	1,888,432	30.7
中 山 間 地 域	22	5,383.52	335,020	40.1
中山間地域の割合	81.5 %	75.7%	17.7%	—

(注) 面積は、令和2(2020)年、平成27(2015)年農林業センサスによる。
人口及び高齢化率は、令和2(2020)年の国勢調査による。

○ 本県の過疎地域の人口推移

(単位：人)

	昭和45年 (1970年)	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	令和2年 (2020年)
全 県 域	1,707,026	1,871,023	1,925,877	1,950,828	1,945,276	1,888,432
過疎地域	489,452	462,140	439,048	407,362	363,422	310,815

(注) 人口は、国勢調査による。

○ 本県の離島振興対策実施地域の状況

6市6地域の14島

(単位：人)

区 分	人 口			高齢化率 (%)	
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	減少率(%)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
離島地域計	2,005	1,553	△22.5	66.6	70.6
中山間地域計	362,385	335,020	△6.9	37.3	40.1
全 県 域	1,921,525	1,888,432	△1.7	28.7	30.7

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

40 消費生活相談体制等の充実・強化

提案先省庁	消費者庁
-------	------

【提案事項】

- (1) 消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち地方消費者行政推進事業については、活用期間までの所要額の総額を確保するとともに、新たに算定方法に条件を付すなどの自治体にとって使いにくくなるような交付要件の変更を行わないこと。
- (2) 同交付金のうち、地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率を3分の1に引き下げる要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げ、用途の拡充及び少額な事業に係る変更事務の簡素化など制度の改善を図ること。
また、消費生活相談のデジタル化を推進するに当たっては、自治体の意見を十分に聴取し反映させるとともに、デジタル化に伴う自治体側のシステム整備・改修に係る経費については、自治体の負担増につながることをないよう、十分な財政支援を行うこと。**新規**
- (3) 感染症のまん延や自然災害など非常時においても、地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、消費生活相談体制の維持強化等を含め、長期的な支援を行うこと。

（提案の理由）

現状

- 国は、平成21(2009)年の消費者庁発足から概ね10年を各地方自治体の消費者行政の基礎を確立する時期として、当該事業による支援を行ってきたが、段階的に縮小するとともに、消費者行政は自治事務であり、地方交付税の基準財政需要額に算入されていることを理由に、各地方自治体に対し、消費者行政経費を自主財源化するよう求めている。
- 地方消費者行政推進事業は原則7年の活用期限があり、当県においても令和7(2025)年度までに終期を迎える。また、地方消費者行政強化事業については、一部事業について、補助率を3分の1に引き下げる要件が撤廃されたが、依然として多くの事業で同要件が残っている。
- 令和5(2023)年7月に「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2023」が消費者庁から示され、令和8(2026)年度の大規模なシステム変更に伴い、現在の貸与端末等が撤去され、新システムが利用できる端末・回線等の環境準備が必要なため、自治体の経費負担が全国的に懸念されている。

課題

- 消費者行政経費については、普通地方交付税の基準財政需要額に算入されているが、行政課題が多様化し、財政状況が厳しさを増す中、複雑化、困難化する消費者行政を安定的に行うためには、地方消費者行政強化交付金をはじめ、国の継続的な財政支援が必要である。

41 電源三法交付金の交付延長等

提案先省庁	文部科学省、環境省
-------	-----------

【提案事項】

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠センター」という。）のウラン濃縮施設における研究終了後も、核燃料物質や放射性廃棄物が保管されている限り、地元住民や県民の理解を深める必要があることから、引き続き、広報、地域振興等に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。

放射線監視等交付金については、人形峠センターにおける事業の特殊性を踏まえた監視測定が継続できるよう、引き続き、十分な額を交付すること。

（提案の理由）

現状

- 国の原子力研究を担うべく国策として調査・研究を行ってきた人形峠センターでは、平成12(2000)年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は遠心分離機の解体や除染技術の研究開発が行われているが、これらの終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に広報及び地域振興等を目的として交付されている電源三法交付金について、打ち切りが懸念される状況にある。
- 鉱山施設等に係る監視測定については国のガイドラインに示されていないことや、人形峠センターにおけるウラン濃縮施設が廃止措置段階であることなどから、放射線監視等交付金が段階的に削減される懸念がある。

課題

- 人形峠センターの解体・撤去が終了するまでには40年程度を要し、その間は核燃料等のウランのほか放射性廃棄物の現地保管が続くことになることから、地域住民や県民の理解を深めるための施策に必要な交付金の確保が不可欠である。
- 人形峠センターには、ウラン濃縮施設だけでなく、過去のウラン開発に伴う様々な施設が残存するため、国がガイドラインに示すウラン等のほか、ラジウム、ラドン等を含めた監視測定を継続する必要がある。

<参考>

○ 核燃料等の保管量（tU）

核燃料等の種類	保管量
天然ウラン	66.1
濃縮ウラン	31.3
劣化ウラン	2,597.1

（令和5(2023)年12月末現在）

○ 解体終了時の発生廃棄物量（推定）

廃棄物の種類	排出量
非放射性廃棄物	106 千t
放射性廃棄物	24 千t
計	130 千t

42 地域スポーツ体制の整備

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

【提案事項】

将来にわたり地域スポーツを支えることができる体制を整備するため、総合型地域スポーツクラブが持続的に活動できる仕組みを国が率先して構築するとともに、登録認証制度に係る支援策等を講じること。

(提案の理由)

現状

- 総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）ことから、地域住民が主体的に運動・スポーツに取り組む安心安全な「場」を提供する、地域スポーツの担い手としての役割が期待されている。
- 学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討が進められ、その受皿として地域におけるスポーツ環境の整備がますます求められる中、総合型地域スポーツクラブの充実が望まれている。
- より公益性の高い「社会的な仕組み」として、永続的に充実した活動が行えるよう、一定の条件を満たした総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用が開始されたが、十分に活用されていない。

課題

- クラブの立ち上げには一定の支援がなされたが、持続的に活動を行うための支援がなく、国が率先して継続的な支援策を提示する必要がある。
- 学校部活動の地域連携・地域移行に向け、総合型地域スポーツクラブに期待される役割は大きくなっているが、クラブが持続的に活動するためには、活動にあたって発生する費用（指導者謝金・会場使用料・用具整備等）の負担の在り方を整理する必要がある。
- 登録・認証制度のメリットを明確に示すとともに、これを統括する中間支援組織への財政面での支援が必要である。

<参考>

○ 総合型地域スポーツクラブ数

・全 国 3,584クラブ（令和4（2022）年7月1日現在）

・岡山県 41クラブ（令和6（2024）年3月31日現在）、21市町

{	登録	14クラブ：7万円/年の助成
	公認	9クラブ：5万円/年の助成
	認知	18クラブ：助成なし

※助成費用は県スポーツ協会が負担

43 電気自動車の普及促進

提案先省庁	経済産業省、国土交通省、環境省
-------	-----------------

【提案事項】

電気自動車（EV）の更なる普及に向け、車両や充電設備の導入に対する支援制度を充実させるほか、EVを利用することの新たなメリットを創出する等の実効的な取組を進めること。また、新築住宅、マンション等への充電設備の設置促進につながる支援策を講じること。

（提案の理由）

現状

- EVについて、国では、車両や充電設備の導入に対する支援を行っているほか、充電インフラ整備促進に向けた指針を策定し、利便性が高く持続可能な充電インフラ社会の構築を目指すなど、その普及を進めている。また、本県も車両や充電設備の導入補助、充電環境の将来像を示したビジョンの策定など、積極的な普及に取り組んでいる。
- 令和5（2023）年の乗用車新車販売台数に占めるEV・PHEVの割合は、全国で約3.5%と諸外国と比べ依然として低く、国が示す2030年までの目標値20～30%の達成に向け、更なる取組が必要な状況である。
- 令和5（2023）年に本県が独自に実施したアンケートでは、EV非保有者の約半数が、車両価格が高いこと及び公共用充電設備の場所や数が少ないことをEVのデメリットとして回答しており、これらの課題を解決することがEV普及の鍵となっている。
- また、EVの普及には自宅等での充電（基礎充電）環境の整備が不可欠だが、既築の住宅やマンション等の場合は、工事の手間や設置・運用への費用負担に係る合意形成等、充電設備設置のハードルが高い。この点、新築住宅等は既築に比べ設置が容易である。
- 諸外国や一部の自治体では、新築住宅等への設置を義務化するなど、EV普及策として新築時の充電設備設置を促す取組が行われている。

課題

- EVの普及促進には、初期費用に対する負担感の更なる軽減が有効であり、物価高騰等を踏まえて導入時の支援制度を一層拡充するとともに、EV非保有者が気づいていないEVならではの魅力を広くPRし、さらに割引制度等ランニングコスト面での優位性を打ち出すなど、EV所有時における新たなメリットの創出（例：高速道路や駐車場、施設の利用料金等の割引・EV専用駐車場の設置）も重要である。
- EV普及の基盤となる基礎充電の環境を整備するためには、比較的設置しやすい新築時の充電設備設置を促進することが効果的であり、一部の自治体だけでなく全国的な取組の強化（例：デマンド制御型充電設備の導入支援、建築会社やデベロッパー等への更なる啓発）が必要である。

44 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し

提案先省庁	環境省
-------	-----

【提案事項】

瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性の海域と同等の事業活動環境とすること。

(提案の理由)

現 状

- 瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が50m³/日以上のもは、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続の際には、事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行う必要があり、事業者に大きな負担と時間的制約がかかっている。
- これについては、瀬戸内海が国立公園に指定された豊かな海であることや、過去において、赤潮の発生や水質汚濁が進んだことを契機に瀬戸内法が制定されたという経緯があるものの、現時点において、瀬戸内海より環境基準の達成率が低い閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾等）では、このような許可手続は行われておらず、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行う上で、大きな障害となっている。
- 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場に対しては総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質は保たれている。

課 題

- 現行法では、特定施設の新設や更新をする場合、公共用水域へ排出される水量・水質に何ら変更がなくても、また、減少する場合であっても、法第5条の対象となり、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧（以下「事前告示等」という。）が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、周辺環境への影響が現状と同等以下であることが明白な場合には、事前告示等は省略するべきである。
- 令和3(2021)年1月の中央環境審議会の意見具申においても、「瀬戸内海の環境負荷が増大しないことが明らかな事案について、特定施設に係る規制の合理化を図ることが適当」とされている。

45 海ごみ対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

【提案事項】

- (1) 海ごみ回収・処理のルールづくり
漂流ごみや海底ごみの回収・処理のルールを明確化すること。
- (2) 海ごみ対策への財源確保
海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、国の責任において実施に係る経費を全額負担し、必要な予算を確保すること。
- (3) 河川等におけるごみの回収・処理を支援する制度の創設
プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、発生抑制並びに河川や用水路等におけるごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。

（提案の理由）

現状

- 平成30(2018)年6月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が改正され、漂着ごみに加え、漂流ごみ及び海底ごみが明記された。
- 国の海岸漂着物等地域対策推進事業は、都道府県及び市町村が実施する海洋ごみの回収・処理に係る事業を補助対象としているが、平成27(2015)年度から地方負担が増嵩していることや漂流ごみと海底ごみの回収・処理のルールが明確化されていないことなどから、回収が進んでいない。令和2(2020)年度からは、漁業者等が行うボランティアにより回収された漂流・海底ごみの処理を行う場合は定額補助となったが、ボランティアによる回収だけでは、大型・危険物等の漂流・海底ごみには対応できない。
- 瀬戸内海の離島においても、プラスチック製品のごみが堆積している海岸があるが、道がなく陸からは近づけず回収に苦慮しており、環境悪化による観光への影響も懸念される。
- 令和2(2020)年12月に、瀬戸内沿岸4県（岡山、広島、香川、愛媛）と公益財団法人日本財団で、瀬戸内海の海洋ごみ対策に係る連携・協力に関する協定を締結し、瀬戸内オーシャンズXとして、海ごみ対策に取り組んでおり、令和6(2024)年4月、瀬戸内海のごみを減少に転じさせるため、実施期間を令和10(2028)年3月まで延長し、瀬戸内オーシャンズXの領域で年86tの回収を目指すこととした。
- 瀬戸内海のごみは、河川等を通じて流れ込む生活系のごみが大半であることから、本県では、ごみが集中的に溜まっている河川等のホットスポットにおいて、地域の実情に応じた円滑な回収等のモデルづくりに取り組むとともに、清掃ボランティア活動の円滑化・活発化を目的として、市町村と連携の上、回収後のごみを運搬、処分する枠組みを構築し、運用している。

課題

- 漂流ごみと海底ごみの回収・処理については、責任主体を含め明確なルールが定められていない。
- 大型・危険物等の漂流・海底ごみや、離島の漂着ごみなど、回収困難な海ごみに対応するため、海岸漂着物等地域対策推進事業の地方負担分の軽減を行う必要がある。
- 海ごみの削減には、海に流れ出す前に河川等で回収することが有効かつ効率的であり、回収・処理が進むよう支援する制度の創設が必要である。

<参考>

- 海ごみ対策に係る国の財政支援経緯
 - 1 地域グリーンニューディール基金
 - ・平成21(2009)年度補正予算により地域グリーンニューディール基金を財政措置
 - ・基金の対象事業として「海岸漂着物地域対策推進事業」を位置づけ
 - ・補助率：10/10以下
 - ・実施年度：H22(2010)～H24(2012)
 - ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策
 - 2 海ごみ基金
 - ・平成24(2012)年度補正予算において、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)として財政措置（基金事業）
 - ・補助率：10/10以下
 - ・実施年度：H25(2013)～H26(2014)
 - ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策
 - 3 海岸漂着物等地域対策推進事業
 - ・平成26(2014)年度補正予算において、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）として財政措置（単年度補助金）
 - ・補助率：9.5/10～8/10（H27(2015)）
9/10～7/10（H28(2016)～R元(2019)）
10/10（※）～7/10（R2(2020)～）
 - ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策に加え、漂流ごみ、海底ごみ対策も対象。
河川ごみの回収・処理については、普及・啓発等に係る事業の一環として実施する場合のみ対象とされていたが、令和6年度から、発生抑制に係る普及・啓発事業については「定量的な効果検証を行うもの」に限って対象とされた。
- (※) 漁業者等が行うボランティアにより回収された漂流・海底ごみの処理を行う場合

46 環境保全対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

【提案事項】

PM2.5の濃度上昇を減らす施策を地域で進めるためには、稲わら焼きなどの野焼き行為による環境・健康への影響などを国が率先して国民に発信することが重要であるので、関係省庁とも連携して効果的な取組を行うこと。

（提案の理由）

現 状

- 県内 27 測定局で微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）を測定をしているが、秋に県南部の農業地帯でPM2.5の高濃度日が発生しており、これはこの時期に行われる稲わら焼きなどの野焼き行為が影響している。
- 本県では、稲わら焼きなどの野焼き行為を減少させるため、令和2(2020)年度から、農業団体や農林部局と連携して稲わらの焼却処理からすき込み等の有効利用への転換を図る取組を進めている。
- この取組の効果等により、令和2(2020)年度まで4年連続で国内最下位であった本県のPM2.5の環境基準達成率は、令和3(2021)年度に初めて100%（県内全測定局で環境基準達成）となったが、県南部の農業地帯では、秋（11月）の月平均値が依然として高い傾向にある。
- 廃棄物処理法で、農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却が禁止の例外とされている中、環境省は平成30(2018)年3月に、都道府県等に対して稲わら焼きなどの野焼き行為がPM2.5の濃度上昇に影響を与えることがあることを一般に周知するよう文書を発出している。
- また、みどりの食料システム法に基づく基本方針では、温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動として、水田における収穫後（秋季）の耕耘の実施が位置づけられている。

課 題

- 本県の全測定局でPM2.5の環境基準を継続的に達成していくためには、稲わらの焼却処理から有効利用への転換の更なる推進と定着が必要であり、これには、より多くの農業関係者から理解を得ることが不可欠である。
- このため、国が稲わら焼きなどの野焼き行為による環境・健康への影響を積極的に発信するなど、率先して取組を行うことが重要であるが、関係省庁と連携した具体的かつ効果的な情報発信が十分でない。

47 児島湖及び周辺環境保全対策の推進

提案先省庁	内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
-------	-------------------------

【提案事項】

(1) 児島湖浄化対策の推進

- ① 児島湖を浄化するため、国においても、各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど積極的に取り組むこと。
- ② 児島湖の新たな水質改善策として実現を目指す旭川からの環境用水の導水について、柔軟かつ積極的に対応すること。

(2) 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、十分な予算を確保すること。
- ② 合併処理浄化槽の整備に係る助成対象基準額の引き上げ等制度の拡充を図ること。

(提案の理由)

現 状

- 児島湖の水質は、緩やかに改善されてきたが、近年は横ばい傾向にあり、環境基準の達成のためには、関係機関や県民と一体となって、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策や児島湖を浄化するための各種施策（流出水対策、L字型肥料の普及、ヨシ原の管理、生物の力による水質浄化、環境学習等）を実施してきている。
- 環境用水の導水については、平成26(2014)年度から国の求めにより、事業の基礎資料となる導水による水質改善効果の算出や取水河川への影響等の調査を実施し、近年では、鮎の迷入調査のほか、事業の実施に向けた導水経路における流量等調査や導水時の樋門管理手法の検討などを行うとともに、岡山市に依頼して樋門の修繕を行うこととしている。
- 児島湖へ排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで34%、全窒素で57%、全りんで42%を占め、最大の汚濁要因となっている。このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽等からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。

課 題

- 児島湖の水質改善を図り、環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 児島湖の浄化及び周辺環境の改善のため、国において積極的に新たな施策を講じることはもとより、県が実施する施策等への財政支援などの取組が必要である。
- 新たな試みとして、児島湖の水質を改善するため、旭川から環境用水の導水を目指して第8期湖沼水質保全計画（目標：令和7(2025)年度）にも盛り込んでおり、国の協力が不可欠である。
- 指定地域における生活排水対策の推進には下水道の整備が不可欠であることから、下水道整備の財源が確保・拡充される必要がある。
- 指定地域における合併処理浄化槽の整備促進のためには、設置者負担をより一層低減する必要があり、助成対象基準額の引き上げ等制度の拡充が必要である。

48 フロン排出抑制対策の推進

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

【提案事項】

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。

- (1) 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「規制対象機器」という。）の届出制度の創設
- (2) 規制対象機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設

（提案の理由）

現 状

- 国は地球温暖化対策計画の温室効果ガス排出削減目標において、フロン排出抑制法のフロン類の1つであり、かつ、主として規制対象機器の冷媒として使用されるHFCs（ハイドロフルオロカーボン類）の排出量を令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で55%削減することとしているが、令和4(2022)年度は、平成21(2009)年以降初めて減少に転じたものの平成25(2013)年度比で52.1%増加し目標とはほど遠い状況にある。規制対象機器使用時の漏洩及び廃棄時の未回収が大きな要因となっていることから、フロン排出抑制法の適切な運用が求められる。
- フロン排出抑制法では、規制対象機器の管理者に、使用時の点検や廃棄時の回収等を義務付けているが、規制対象機器は様々な用途で使用されており、設置状況の把握は困難なことから、機器の管理者に対する立入検査や指導等の効果的な実施に支障を来している。
- また、規制対象機器の定期点検を実施することができる者は「十分な知見を有する者」とされているが、その範囲は、経済産業省及び環境省の運用上の規定のみであり、法令での位置付けが無いため、実効性或客観性が十分担保されていない。

課 題

- 立入検査等を効果的に実施するために、様々な用途で使用されている規制対象機器の設置状況を的確に把握する必要がある。
- 定期点検の実効性或客観性を担保するために、点検を実施する者に係る資格を法律上明確にする必要がある。

<参考> 温室効果ガス排出削減目標及び2022年度排出量 (単位：百万t-CO₂)

	2013年度排出量実績	2030年度排出量目標 (2013年度比)	2022年度排出量実績 (2013年度比)
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	30.3	14.5 (-55%※)	46.1 (+52.1%)

※2013年度排出量実績の見直しにより一致しない。

49 廃棄物の適正処理

提案先省庁	内閣府、経済産業省、環境省
-------	---------------

【提案事項】

(1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

- ① 低濃度PCB使用製品の使用廃止期限の取扱いを明確にすること。
- ② 中小企業者等に対する低濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減制度を創設すること。

（提案の理由）

現状

- PCB廃棄物は、PCB特措法により処分期限が設けられており、高濃度PCB廃棄物は、国が全額出資した中間貯蔵・環境安全事業(株)が全国5箇所に整備した処理施設（本県は北九州事業所）で処分されてきた。
- 高濃度PCB使用製品は、期限までの使用廃止及び処分が義務づけられているが、低濃度PCB使用製品は処分期限も迫る中、使用廃止期限の取扱いが不明確である。
- 高濃度PCB廃棄物は、中小企業者等に対する処理費用の軽減制度が設けられているが、低濃度PCB廃棄物は対象とされておらず、また、令和元(2019)年12月、高濃度PCB廃棄物の濃度基準が変更され、低濃度PCB廃棄物の範囲が拡大された。

課題

- 低濃度PCB使用製品の使用廃止を明確に義務付けしない限り、処理すべき対象機器の把握が困難であり、期限までの確実な処分が確保できない。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCB使用禁止後に製造上の問題により生じたもので、使用者には何ら落ち度がなく、処理費用の全額負担に強い不満があり、早期処理の指導に困難を極めているほか、高濃度から低濃度に区分が変更されたPCB廃棄物は、処理費用の軽減制度の対象外となり、使用者の負担額の増加が考えられる。

【提案事項】

(2) 循環型社会形成推進交付金等に係る予算措置

- ① 市町村が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金等について、計画的な整備等のために必要な予算を確保すること。
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力的に促進できるよう助成制度のさらなる拡充を図ること。

(提案の理由)

現状

- 市町村が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度等を活用しており、交付金額に不足が生じた場合、市町村は事業費の縮減や地方負担の増額といった対応が必要となり、市町村の財政計画に与える影響のみならず施設整備計画の遅延が発生することも危惧される。
- 全国的に老朽化した廃棄物処理施設の更新需要のピークが続く中、本県内の市町村についても、令和7(2025)年度以降も廃棄物処理施設の新設等が計画されており、引き続き、必要な予算が確保される必要がある。
- 単独処理浄化槽は、生活雑排水が処理されないことから生活環境への負荷が高く、また、老朽化により災害時に破損し、公衆衛生上支障が生ずるおそれがあるが、令和4年度末時点において県下166,246基の浄化槽のうち、53,827基(32.4%)が単独処理浄化槽であり、合併処理浄化槽への転換が急務である。

課題

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のためには、循環型社会形成推進交付金等の十分かつ安定的な予算措置が必要である。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合でも生活スタイルは変わらずインセンティブが働かないことから、転換を促進するためには、設置者負担をより一層低減する必要がある。

【提案事項】

(3) 再生資源物に対する新たな法整備 **新規**

再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物について、屋外保管及び処分に関する基準を設けるなど新たな法整備を行うこと。

(提案の理由)

現 状

- 産業廃棄物等の保管及び処分等については、廃棄物処理法で基準が定められており、不適正な保管等が行われた場合は、行政処分も含めた厳格な対応が可能となっている。
- 金属スクラップや使用済プラスチック類等の有価物として取引される再生資源物は、廃棄物と性状が類似しているにもかかわらず、廃棄物処理法の適用を受けないため、不適正な保管に起因する火災や多量保管に伴う崩落の危険性など、生活環境保全上の支障が懸念される中にもあっても屋外保管等に関する基準がないため、対応に苦慮している。
- 県内でも、再生資源物の保管場所において、度重なる火災が発生するなどして、近隣住民に不安を与えているため、条例の制定を検討している自治体もあるが、当該事業者がその周辺自治体に保管場所を移転する動きもあり、さらに不安が広がっている。
- 平成30(2018)年4月以降は、廃棄物処理法の一部改正により、有害使用済機器(機能は失っているが原材料の価値を有する家電製品等の32品目)についての届出制度並びに保管及び処分について基準が定められ、不適正処理事案に対応できるようになった。

課 題

- 一部の自治体では再生資源物の屋外保管及び処分について許可制を設ける条例を制定する動きもあるが、一部の自治体だけでは条例を制定していない他の自治体に保管場所を移転するだけで、根本的な問題は解決されない。
- 再生資源物の屋外保管及び処分に係る問題については、全国的な問題であり、有害使用済機器と同様に、届出制度並びに保管及び処分について基準を定め、行政による把握や基準を遵守させるなど、法整備による全国一律での規制が必要である。

<参考>

○関連する条例の制定状況(全国)

- ・山梨県 「山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例」(R6(2024).7.1施行予定)
- ・茨城県 「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」(R6(2024).4.1施行)
「境町再生資源物の屋外保管に関する条例」(R3(2021).12.8施行)
- ・千葉県 「千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」(R6(2024).4.1施行)
「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」(H27(2015).4.1施行)
「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」(R3(2021).11.1施行)
「袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例」(R5(2023).4.1施行)

- ・埼玉県 「埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」
(R2(2020).7.1施行)
「さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例」 (R6(2024).2.1施行)
- ・鳥取県 「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」 (H30(2018).4.1施行) 他

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29(2017)年法律第61号）
第17条の2（有害使用済機器の保管等）

人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）について、

- ・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け
- ・処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加等の措置を講ずる。

50 ヒアリ等特定外来生物対策の推進

提案先省庁	農林水産省、国土交通省、環境省
-------	-----------------

【提案事項】

(1) ヒアリ等の対策の推進

- ① 特定外来生物のヒアリ、アカカミアリ、コカミアリ等の侵入防止に向け、関係省庁の連携により、水際での立入検査を含む徹底防除、拡散防止のための定期的なモニタリング調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、国の責務において主体的かつ積極的にこれを実施すること。
- ② 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ等の定着国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強くこれを要請すること。
- ③ 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う仕組みを整備すること。

(2) 外来生物法の改正に伴い都道府県が行う防除対策への支援

- ① 国内定着が確認された特定外来生物の防除のために都道府県が負担する費用については、国において十分な予算措置を講じた上で、地域の実情に応じた取組ができるよう、多角的かつ柔軟な財政支援を実施すること。
- ② 都道府県が行う防除の取組について、専門的な知見による助言や現地対応への同行など、技術的な支援を実施すること。

(提案の理由)

現状

- 全国の港湾施設等でヒアリ等の確認が相次ぎ、内陸部への拡散も危惧される。ヒアリ等の防除対策の遅れは被害拡大につながりかねず、一旦定着を許せば駆除には莫大な経費がかかる。
- 本県でも、平成 29 (2017) 年に水島港においてヒアリが確認されて以来、令和 5 (2023) 年のコカミアリの確認まで、アカカミアリを含め多くの確認事案が発生している。水島港においては、国が年 2 回のモニタリング調査を実施するにとどまっており、それだけでは不十分であるため、県が補完的に独自調査を実施している。
- 海外におけるヒアリ等の対策については、日中韓三カ国の環境大臣会合において意見交換を行っているが、抜本的な対策や仕組みの整備には至っていない。
- 令和 5 (2023) 年に改正外来生物法が施行され、新たに、国内定着が確認された特定外来生物については、都道府県が防除を行うこととされた。現在、国の支援策として、特定外来生物防除等対策事業による交付金が設けられているが、要件が厳しいため活用できず、特定外来生物に関する専門的・技術的な知見も不足しているため効果的な取組が難しい。

課題

- ヒアリ等の対策においては水際の防除や拡散防止のための対応が極めて重要であり、改正外来生物法においてもヒアリ等の防除の主体とされる国が強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的に対応していくことが求められる。
- 国内の水際対策を徹底しても、海外のヒアリ等定着国から防除等の措置がないまま貨物が持ち込まれる限り、ヒアリ等の国内侵入は止められない。
- 海外からの貨物について、陸揚げする前に防除措置を行う国際的な仕組みがないため、抜本的なヒアリ等の対策が難しい。
- 国内定着が確認された特定外来生物の防除を都道府県が効果的に行うためには、国において十分な予算措置を講じた上で、地域の実情に応じた取組に対応できるよう、多角的かつ柔軟な財政支援及び技術的支援を実施することが必要である。

<参考> 県内のヒアリ等の確認状況

- ・平成29(2017)年8月 ヒアリ (水島港)
- ・平成29(2017)年9月 ヒアリ (内陸の事業所敷地)
- ・平成30(2018)年9月 アカカミアリ (水島港)
- ・令和元(2019)年6月 アカカミアリ (水島港)
- ・令和2(2020)年10月 アカカミアリ (水島港)
- ・令和4(2022)年9月 アカカミアリ (水島港)
- ・令和4(2022)年10月 ヒアリ (内陸の事業所敷地)
- ・令和5(2023)年7月 コカミアリ (水島港)
- ・令和5(2023)年9月 コカミアリ (水島港)

51 鳥獣被害防止対策等の充実・強化

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

【提案事項】

鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。

- (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に対して十分な予算の確保
- (2) 簡易で効率的な捕獲方法及び捕獲獣の処理対策について、研究・開発の一層の促進

(提案の理由)

現状

- 野生鳥獣による農林水産被害金額は、約2.6億円と高い水準で推移している。
- 近年、再造林地における、シカによる苗木への食害が増加するなど、新たな課題が発生している。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村の要望額に対し国の配分額が十分でないため、侵入防止柵の延長や緊急的な捕獲活動等が、計画どおり実施できない。
- イノシシ、シカ、サル等鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大、農業者の高齢化等に伴い、農作物被害は深刻化・広域化している。

課題

- 地域の被害状況に応じ、防護対策と捕獲対策等を組み合わせ、総合的・計画的な被害防止対策に取り組む必要がある。
- 交付金の予算額は令和6(2024)年度99億円となっているが、地域の要望に対して十分な予算額が確保されておらず、必要な被害防止対策が実施できていない。
- わなの設置や管理、殺処分等の捕獲作業は重労働であることから、狩猟者等の高齢化に対応した、簡易で効率的な捕獲や捕獲個体の処理方法が求められている。

<参考>鳥獣による農林水産被害額、捕獲数

(単位：千円、頭)

区分		H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
被害金額	イノシシ	218,890	240,471	139,736	146,884	124,423	101,365	94,705	82,413	88,365
	シカ	24,092	51,557	39,192	88,325	35,292	34,455	32,196	34,064	36,130
	サル	25,861	25,233	26,495	34,950	20,305	18,120	24,854	23,899	15,845
	その他鳥獣	228,609	162,880	171,980	124,659	123,121	119,703	112,345	117,922	122,725
	合計	497,452	480,141	377,403	394,818	303,141	273,643	264,100	258,298	263,065
捕獲数	イノシシ	6,012	12,769	12,779	18,722	26,042	31,945	31,650	24,708	32,255
	シカ	418	1,414	3,408	10,014	11,536	13,826	15,375	16,365	13,681
	サル	76	93	123	184	355	458	691	505	754

52 花粉発生源対策の推進

提案先省庁	林野庁
-------	-----

【提案事項】

花粉症は、国民の約4割が罹患し、社会的・経済的に大きな影響を生じていることから、スギ・ヒノキ花粉発生源対策の更なる充実と加速化に向け、次の措置を講じること。

- (1) 国の花粉発生源対策の対象にヒノキを追加
- (2) 無花粉苗木・少花粉苗木での植替えへの更なる高率の補助
- (3) 広域（配布区域内）での無花粉苗木・少花粉苗木の種子・穂木・苗木流通体制の整備・情報共有の促進
- (4) 少花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種の早期開発と実用化

（提案の理由）

現状

- 国民病と言われている花粉症は国民の約4割が罹患し、医療費の支出、労働生産性の低下等の経済的損失を招いており、花粉発生源対策として花粉の少ない苗木への植替えを推進することが求められている。
- 国は花粉症に関する関係閣僚会議において令和5(2023)年5月30日に対策の全体像を、10月11日に花粉症対策初期集中対応パッケージを示し、スギ人工林の伐採・植替え等の取組を加速化することとしている。
- 具体的には、スギ人工林の伐採面積を年間5万haから令和15(2033)年度には7万haとし、花粉の少ないスギ苗木の生産割合を令和15(2033)年度にはスギ苗木全体の9割以上に引き上げる等としている。
- 本県では、「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」において、スギ・ヒノキ花粉の飛散の低減に向けた取組を加速することとしている。
- 中国地方知事会では、「スギ・ヒノキ花粉症対策部会」を設置し、5県が連携して花粉症対策に取り組んでいる。
- 全国知事会では、令和2(2020)年度に39都府県の参加を得てスギ・ヒノキを対象とした「花粉発生源対策推進プロジェクトチーム」を設置し、本県がチームリーダーとなり、参加都府県間での情報共有や施策の提案、連携した取組の呼びかけを行うとともに、横断的な課題の解決に向けて、令和4(2022)年8月に国に対して提案・要望活動を行った。

課題

- 全国の人工林面積は、スギ444万ha、ヒノキ260万haにもかかわらず、国の花粉発生源対策はスギのみが対象で、ヒノキは対象となっていない。
- スギ・ヒノキ人工林の主伐・再造林が全国で推進されている中、花粉発生源対策上は無花粉苗木・少花粉苗木による植替えがより効果的であり、それを促進するために

は、植替えに要する経費への更なる支援を行って森林所有者へインセンティブを与えることが必要である。

- 全国は無花粉苗木・少花粉苗木の生産量は需要を満たしておらず、広域（配布区域内）での種子・穂木・苗木流通体制の整備・情報共有の促進が不可欠である。
- 少花粉品種と育林経費の削減、早期収穫、森林吸収源対策につながる特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種が存在しない。
- 全国知事会の「花粉発生源対策推進プロジェクトチーム」で取りまとめた国への提案・要望の内容の実現に向け、国と地方が花粉の少ない森林への転換に向けた課題や解決方法について共通認識を持ち、具体的な取組を進める必要がある。